

平成12年 2月 1日 制定（空機第 100号）
平成12年 7月 25日 一部改正（空機第 618号）
平成12年11月 29日 一部改正（空機第1259号）
平成13年 1月 29日 一部改正（国空機第 18号）
平成13年10月 10日 一部改正（国空機第 629号）
平成16年 6月 30日 一部改正（国空機第 238号）
平成17年 3月 17日 一部改正（国空機第1077号）
平成17年 9月 30日 一部改正（国空機第5029号）
平成17年11月 9日 一部改正（国空機第 807号）
平成18年12月 28日 一部改正（国空機第1042号）
平成19年 3月 28日 一部改正（国空機第1360号）
平成20年10月 31日 一部改正（国空機第 723号）
平成22年 7月 15日 一部改正（国空機第 245号）
平成23年 6月 30日 一部改正（国空機第 282号）
平成24年 3月 26日 一部改正（国空機第 699号）
平成24年 3月 30日 一部改正（国空機第 740号）
平成29年12月 20日 一部改正（国空機第1873号）
平成30年 1月 26日 一部改正（国空機第2006号）
平成30年11月 29日 一部改正（国空機第 969号）
平成31年 3月 28日 一部改正（国空機第1434号）
令和元年 6月 28日 一部改正（国空機第 359号）
令和元年12月 13日 一部改正（国空機第1118号）
令和 2年 3月 30日 一部改正（国空機第2059号）
令和 2年 6月 17日 一部改正（国空機第 285号）
令和 2年12月 24日 一部改正（国空機第 937号）
令和 3年 3月 31日 一部改正（国空機第1311号）
令和 3年 6月 10日 一部改正（国空機第 188号）

サー キュ ラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：航空機及び装備品等の検査に関する一般方針

目 次

目的	3
----	---

第 I 部 耐空証明関係

1. 概要	4
2. 耐空証明検査の申請区分別の提出書類及び検査の概要	4
3. 耐空証明関係手続き	26
4. 法改正に伴う経過措置	32
様式 I -1～8	33
付録 I -1 航空機現況表等の記載要領	41
付録 I -2 飛行規程の作成、管理要領	46
付録 I -3 整備手順書について	85

第 II 部 型式証明関係

1. 概要	89
2. 定義	89
3. 型式証明の意義	89
4. 型式証明の申請区分別の提出書類及び検査の概要	90
5. 型式設計変更	101
6. 型式証明関係手続き	104
7. 型式証明保有者のその他の業務	108

第 III 部 追加型式設計の承認関係

1. 概要	109
2. 追加型式設計承認の適用範囲と意義	109
3. 追加型式設計承認の申請区分別の提出書類及び検査の概要	110
4. 追加型式設計の変更	119
5. 追加型式設計承認関係手続き	121
6. 追加型式設計承認保有者のその他の業務	124

第 IV 部 修理改造検査関係

1. 概要	125
2. 修理改造検査の対象範囲	125
3. 修理改造検査の提出書類及び検査の概要	131
4. 修理改造検査関係手続き	148

付録IV-1 修理改造検査の手数料	151
-------------------	-----

第V部 修理改造設計の承認関係

1. 概要	155
2. 修理改造設計承認の適用範囲と意義	155
3. 修理改造設計承認の申請区分別の提出書類及び検査の概要	156
4. 修理改造設計の変更	161
5. 修理改造設計承認関係手続き	162
6. 修理改造設計承認保有者のその他の業務	164

第VI部 予備品証明関係

1. 概要	165
2. 予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品	165
3. 予備品証明の要否及び検査時の提示書類	167
4. 発動機に取り付けられている予備品証明対象部品の取扱い	172
5. 予備品証明関係手続き	172
6. 法改正に伴う経過措置	173

付録V-1 タグ一覧表	175
-------------	-----

附則	177
----	-----

目　　的

本サーキュラーは、耐空証明等の航空機及び装備品等の検査に関する一般方針、申請手続、提出書類等に関する細目を定めることを目的とする。

また、本サーキュラーは、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第10条、第12条等に基づく手続き、基準等の詳細を示すものであり、原則として、関係者は本サーキュラーに従って手続き等を行うことが求められる。

航空機等の検査に関しては、平成8年5月の法改正により、耐空証明、型式証明等の制度が大幅に改正されたことから、「新航空機検査制度の手引き」を作成し、航空機の使用者等に新制度の内容及びその運用について周知してきたところであるが、今般、これらの制度の定着が図られてきたことを踏まえ、「新航空機検査制度の手引き」の内容を基に本サーキュラーを設定するものである。

更に本サーキュラーの設定においては、平成11年6月の法改正及びその後の航空法施行規則（以下「規則」という。）の改正（平成11年運輸省令第25号、平成11年運輸省令第40号及び平成12年運輸省令第1号）に対応して、従来のサーキュラーの一部について見直しを行い、その内容を採り入れたものである。

第I部 耐空証明関係

1. 概要

第I部においては、耐空証明検査に関する一般的方針及び申請手続き、飛行規程等の書類の作成等について定めるものである。

(注) 輸出国における我が国と同等以上の検査の基準及び手続きの内容については、輸出国と我が国との当局間で締結する航空機等の証明に係る相互承認協定等による。我が国と外国当局との間で締結した相互承認協定等については、サーキュラーNo.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」を参照すること。

2. 耐空証明検査の申請区分別の提出書類及び検査の概要

下表の申請区分に従い該当の分類項目を参照すること。

検査	型式証明	基準適合証又は輸出耐空証明	法第10条該当項目	検査の実施			分類項目
				設計	製造過程	現状	
国産新規	有り	製造検査認定の基準適合証有り	第6項 第1号	*	*	*	2-1 (1)
		製造検査認定の基準適合証無し	第5項 第1号	*	*	○	2-1 (2)
輸入新規	有り	特定の外国の輸出耐空証明有り	第6項 第2号	*	*	*	2-2 (1)
		ICAO締約国の輸出耐空証明有り	第5項 第1号 第2号	*	*	○	2-2 (2)
	無し	ICAO締約国の輸出耐空証明有り	第5項 第2号	*	*	○	
更新	--	整備検査認定の基準適合証有り	第6項 第3号	*	*	*	2-3 (1)
		整備検査認定の基準適合証無し	第5項 第3号	*	*	○	2-3 (2)
上記以外のもの			第4項	○	○	○	----

* = 検査を一部省略、○ = 検査を省略せず実施

2-1 国産航空機の新規耐空証明検査

(1)型式証明を受けた型式の航空機で、当該航空機の製造及び完成後の検査の能力について国土交通大臣の認定を受けた者（航空機製造検査認定事業場）が、製造及び完成後の検査（地上試験、飛行試験等）を実施し、基準への適合性を確認したもの（法第10条第6項第1号に掲げる航空機）

(a) 検査の概要

本項に該当する航空機は、国が型式証明によりその設計についての検査を終えており、かつ、認定事業場が当該型式証明を受けた設計どおりに適切に製造するとともに、完成後、地上試験、飛行試験等の検査をし、基準に適合することを確認したものであるので、国による耐空証明検査は、改めての実機検査は原則行わず、当該認定事業場がその確認の証として発行する航空機基準適合証その他の書類を確認することにより行う。

よって、航空機基準適合証が発行された後、耐空証明書が交付されるまでの間に、何らかの改修を行った場合には、国の実機検査を省略する本項の適用は受けられない。

なお、改修作業が航空機基準適合証の発行前に行われるものであって当該改修作業が我が国の型式設計変更又は追加型式設計の承認を受けたものであり、かつ、当該認定事業場の認定に係る作業の一部として認められている場合は、本項の適用を受けられる。

航空機基準適合証は認定事業場が確認の証として発行する書類であって、これにより飛行の許可を行うものではないので、耐空証明の申請を行い耐空証明書の交付を受けるまでは飛行を行うことはできない。

耐空証明の検査希望時期（申請日と同日付けでよい。）は、当該航空機基準適合証が交付された日から15日以内としなければならない。

(b) 提出書類

規則第12条の 2第2項の表に 定める添付書 類区分	左欄の書類、図面等の内容	
	提出を必要とするもの	提示を必要とするも の
1. 航空機基準 適合証	航空機基準適合証 (検査希望時期以前15日以内に交付を 受けたものに限る。)	
2. 飛行規程	飛行規程 (既に承認を受けているものと同一の 場合は、飛行規程の提示又は基本飛行	

	規程及び追加飛行規程の表紙等の写しの提出でもよい。) (付録I-2、5-2項参照)	
3. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	<p>以下の事項（型式証明を受けた形態から変更されていないものを除く。）を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他 	
4. 前3号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 登録証明書の写し (2) 航空機現況表（様式 I -1） (3) 航空機経歴表（様式 I -2） (4) 耐空性改善通報実施状況（様式 I -3） (5) 飛行規程の状況（様式 I -4） (6) 運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表（様式 I -5） 	

(2) 我が国の型式証明を受けた国産航空機で(1)項に該当しないもの
(法第10条第5項第1号に掲げる航空機で同条第6項第1号に掲げる航空機以外のもの)

(a) 検査の概要

本項に該当する航空機についての国による耐空証明検査は、提出書類の確認、地上試験及び飛行試験の実機検査等の実施により行う。

なお、設計の変更が行われる場合にあっては、型式設計変更又は追加型式設計の承認が耐空証明に先んじて行われる。

(b) 提出書類

規則第12条の2第2項の表に	左欄の書類、図面等の内容
----------------	--------------

定める添付書類区分	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの
1. 製造計画書	製造計画書の概要	
2. 飛行規程	<p>飛行規程 (既に承認を受けているものと同一の場合は、飛行規程の提示又は基本飛行規程及び追加飛行規程の表紙等の写しの提出でもよい。) (付録I-2、5-2参照)</p>	
3. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	<p>以下の事項（型式証明を受けた形態から変更されていないものを除く。）を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他 	
4. 前3号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機の現況表等 <ul style="list-style-type: none"> ・航空機現況表（様式 I -1） ・航空機経歴表（様式 I -2） ・耐空性改善通報実施状況（様式 I -3） ・飛行規程の状況（様式 I -4） ・運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表（様式 I -5） (2) 製造記録 PIR(Production Inspection Record) BOOK（又はこれに相当するもの） 型式証明検査における製造工程検査の際提出されたもののうち、変更又は追加分のみ。 	

- (3) 製造時の不具合処理記録
　　製造時の主要不具合及びその処理
　　状況を記載したもの
- (4) 計測記録
　　重量及び重心の測定記録
- (5) TCD（耐空性改善通報）、
　　EO（ENGINEERING ORDER）、
　　SB（SERVICE BULLETIN）、改修指示
　　等の実施状況を記載したリスト
- (6) 全機能検査、地上運転検査及び飛
　　行検査スペック
　　型式証明検査における製造過程検
　　査の際、提出されたもののうち変更
　　又は追加分のみとする
- (7) 加工外注リスト
　　型式証明検査における製造過程検
　　査の際、提出されたもののうち変更
　　又は追加分のみとする
- (8) 特殊工程検定状況リスト
　　型式証明検査における製造過程検
　　査の際、提出されたもののうち変更
　　又は追加分のみとする
- (9) 品質管理手順書目録
　　型式証明検査における製造過程検
　　査の際、提出されたもののうち変更
　　又は追加分のみとする
- (10) 主要装備品の記録
　　原則として予備品証明対象部品及
　　び時間管理部品とし、型式名、部品
　　番号、製造番号及びTT、TSO、TSC、
　　並びに整備規程、整備基準、メンテ
　　ナンス・マニュアル、告示等に示さ

れている限界使用時間を明記すること

(回転翼航空機及びタービン発動機にあっては、限界使用時間が定められている部品を含む)

(11)騒音及び発動機排出物の基準への適合性に係る資料

(適用の場合のみ)

発動機本体及びナセル周辺の減音処理、排出燃料処理等を図示したものの等

(12)社内地上試験記録及び不具合処理記録

(a)社内地上試験記録

有資格整備士の確認のあるもの

(b)社内地上試験不具合処理記録

社内地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの

(13)社内飛行試験記録及び不具合処理記録

(a)社内飛行試験記録

担当操縦士の意見を添えた有資格整備士の確認のあるもの

(b)社内飛行試験不具合処理記録

社内飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの

(14)官検時の地上試験記録及び不具合処理記録

(a)官検時の地上試験記録

(b)官検時の地上試験不具合処理記録

官検時の地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの

(15)官検時の飛行試験記録及び不具合処理記録

(a)官検時の飛行試験記録

	(b)官検時の飛行試験不具合処理記録 官検時の飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの
--	--

2-2 輸入航空機の新規耐空証明検査

(1)我が国の型式証明を受けた型式の航空機で、国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により証明したもの。（対象となる外国及び航空機は我が国と当該外国との間で航空機の耐空性等に関する相互承認協定又はこれに相当する取組めを結ぶことにより特定されることになる。）
(法第10条第6項第2号に掲げる航空機)

(a)検査の概要

本項に該当する航空機は、我が国の型式証明によりその設計についての検査を終えており、かつ、輸出国において我が国と同等以上の検査が実施され、基準に適合することが確認されているものであるので、国による耐空証明検査は、改めての実機検査は原則行わず、当該輸出国の輸出耐空証明書その他の書類を確認することにより行う。

よって、輸出耐空証明書が発行された後、耐空証明書が交付されるまでの間に、次の場合を除き何らかの改修を行った場合には、原則、国の実機検査を省略する本項の適用は受けられない。

- ① 航空機の輸送のための改修（空輸のための燃料増槽タンクの取付け・取り外し、海上輸送のための分解・組立等）
- ② 空輸又は上記作業に伴い発生した整備作業（保守、軽微な修理又は小修理に限る。）
- ③ 領収検査（地上検査及び飛行検査）に伴い発生した整備作業（保守、軽微な修理又は小修理に限る。）

①、②及び③の作業は当該航空機の有資格整備士、整備改造認定事業場又は当局が特に認めた者により行われなければならない。

なお、輸出耐空証明書が発行される前に実施された改修作業であって、かつ、当該改修作業が我が国の型式設計変更、追加型式設計又は修理改造設計の承認を受けたものである場合は、本項の適用を受けられる。（当該輸出国の承認のみを受けたものの取扱いについては、各外国との相互承認協定等による。）

耐空証明の検査希望時期は、当該輸出耐空証明書が発行された日から原則2か月以内としなければならない。

(b)提出書類

規則第12条の2第2項の表に	左欄の書類、図面等の内容
----------------	--------------

定める添付書類区分	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの
1. 飛行規程	<p>飛行規程 (既に承認を受けているものと同一の場合は、飛行規程の提示又は基本飛行規程及び追加飛行規程の表紙等の写しの提出でもよい。) (付録I-2、5-2項参照)</p>	
2. 製造国 政府機関で発行した当該航空機の耐空性、騒音又は発動機の排出物について証明する書類	<p>輸出耐空証明書 (輸出耐空証明書の発行日が検査希望時期以前2か月以内であること。ただし、当局が別途認めた場合は除く。)</p>	
3. 航空の用に供した航空機については、整備又は改造に関する技術的記録並びに総飛行時間及び前回分解検査後の飛行時間を記載した書類	<p>過去の経歴 (製造後に実施した定時点検整備（使用時間が500 時間を超えると必要となる点検に相当する以上の点検のみとする。）、大規模修理及び改造の一覧で、実施年月日、整備、修理又は改造の内容、有資格整備士氏名、TT(TOTAL TIME、総飛行時間)、TSO(TIME SINCE OVERHAUL、オーバーホール後の使用時間) 等を記載したもの)</p>	航空機及び現在装備している発動機、プロペラの航空日誌
4. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	<p>以下の事項（型式証明を受けた形態から変更されていないものを除く。）を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心 	

	<p style="text-align: center;">位置</p> <p>(4) その他</p>	
5. 前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類	<p>(1) 登録証明書の写し</p> <p>(2) 航空機現況表（様式 I -1）</p> <p>(3) 航空機経歴表（様式 I -2）</p> <p>(4) 耐空性改善通報実施状況 （様式 I -3）</p> <p>(5) 飛行規程の状況（様式 I -4）</p> <p>(6) 運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表（様式 I -5）</p> <p>(7) 新規輸入航空機現状報告書 （輸出耐空証明書及び輸出耐空証明書発行後の作業に関する事項並びに当該機の有資格整備士又は整備改造認定事業場による現状報告を含むもの。）（様式 I -6）</p>	

(2)国際民間航空条約の締約国たる外国が証明した輸入航空機 ((1)項以外の輸入航空機) (法第10条第5項第2号に掲げる航空機で同条第6項第2号に掲げる航空機以外のもの)

(a)検査の概要

本項に該当する航空機についての国による耐空証明検査は、提出書類の確認、地上試験及び飛行試験の実機検査等の実施により行う。

(b)提出書類

我が国の型式証明を受けた航空機又は耐空証明を受けたことのある航空機と同一の型式の航空機（同型式機）の新規耐空証明検査時には、4、6及び7に規定するもののほか、1.(6)の一部、1.(11)の(c)及び(d)、並びに2及び3の書類を各一部提出すればよい。なお、同型式機であっても仕様の異なる場合には、1及び5の各書類1部が必要である。

規則第12条の2第2項の表に定める添付書類区分	左欄の書類、図面等の内容	
	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの
1. 航空機が法	(1) 当該航空機の型式証明書（写し）	

第10条第4項 の基準に適合 することを 証明するに足 る書類及び図 面	<p>(2) STC(SUPPLEMENTAL TYPE CERTIFICATE) (該当する場合) (写し)</p> <p>(3) 航空機、発動機及びプロペラの承 認されたスペック (TCデータシート 等) 及び型式証明のための審査基準 (特別要件又は適用除外要件を含 む)</p> <p>(4) 航空機の技術的説明資料 (設計思想及び必要な図面を含む もの。)</p> <p>(5) 航空機、発動機及びプロペラに適 用される耐空性基準に基づく適合性 審査表 (CERTIFICATION COMPLIANCE TABLE)</p> <p>(6) 主要構造部材の荷重解析を含む実 際の試験又は計算による強度証明及 び電気負荷解析の資料</p> <p>(7) 発動機の次の項目に関する証明資 料 (タービン発動機の場合のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) ストレス・レベル (b) ローサイクル・ファティグ (c) 耐久 (d) 着氷 (e) インジェスション (f) ブレード・コンテンメント <p>(8) 航空機の各系統の概略図、説明及 び故障解析の資料</p> <p>(9) タイプ・フライト・テスト・レポ ート</p> <p>(10) 型式証明審査会の議事録及びイッ</p>
---	---

	<p>シューペーパー</p> <p>(11)騒音及び発動機排出物の基準への適合性に係る資料 (適用の場合のみ)</p> <p>(a)騒音値及び発動機の排出物値を記載したもの</p> <p>(b)騒音及び発動機の排出物の測定、解析、計算等について記載したもの</p> <p>(c)発動機本体及びナセル周辺の減音処理、排出燃料処理等を図示したものの等</p> <p>(d)騒音及び発動機の排出物に影響を及ぼす修理又は改造に関する技術的記録</p> <p>(12)その他型式設計に関して必要と認められる資料</p>	
2. 飛行規程	<p>飛行規程</p> <p>(既に承認を受けているものと同一の場合は、飛行規程の提示又は基本飛行規程及び追加飛行規程の表紙等の写しの提出でもよい。)</p> <p>(付録I-2、5-2項参照)</p>	
3. 製造国 政府機関で発行した当該航空機の耐空性、騒音又は発動機の排出物について証明する書類	<p>(1) 航空機の輸出耐空証明書</p> <p>(2) 騒音及び発動機排出物の基準への適合性を証明するもの (適用の場合のみ、国際民間航空条約附属書16と同等以上の基準への適合を証明するもの)</p>	
4. 航空の用に供した航空機については、	<p>過去の経歴 (製造後に実施した定期点検整備 (使用時間が 500時間を超えると必要とな</p>	航空機及び現在装備している発動機、プロペラの航空日誌

整備又は改造に関する技術的記録並びに総飛行時間及び前回分解検査後の飛行時間を記載した書類	る点検に相当する以上の点検のみとする。) 及び改造の一覧で、実施年月日、整備又は改造の内容、有資格整備士氏名、TT(TOTAL TIME、総飛行時間)、TSO(TIME SINCE OVERHAUL、オーバーホール後の使用時間) 等を記載したもの	
5. 整備手順書	メンテナンス・マニュアル等 (付録I-3参照)	
6. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	<p>以下の事項を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他 	
7. 前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機現況表 (様式 I -1) (2) 航空機経歴表 (様式 I -2) (3) 耐空性改善通報実施状況 (様式 I -3) (4) 飛行規程の状況 (様式 I -4) (5) 運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表 (様式 I -5) (6) 受検準備のため実施した整備作業の概要 受検準備として実施した主要作業の概略を記載したもの (7) 不具合処理記録 受検準備作業中に発見された主要 	<p>(a) 登録証明書</p> <p>作業点検表等で今回実施した点検作業に関するもの</p> <p>受検準備作業中に処理した不具合の内容</p>

	<p>不具合及びその処理状況を記載したもの</p> <p>(8) 計測記録 重量及び重心の測定記録</p> <p>(9) 耐空性改善通報(TCD)一覧及び実施記録(該当するTCD一覧) 機体、発動機及びプロペラ並びに装備品別とし、発行番号、発行年月日、発効年月日、実施時期、内容の概略、該当の有無、関連資料番号、実施年月日等が明記されていること。ただし、繰返検査が要求されているもののうち点検表等に繰入れられたものについては、初回実施年月日並びに当該点検表の番号及び繰入れ年月日を記載してあればよい。</p> <p>(10) 主要装備品の記録 原則として予備品証明対象部品及</p>	<p>を記載したもの</p> <p>サービス・ブレティン等の一覧及び実施記録(該当するSB等の一覧) 機体、発動機及びプロペラ(装備品については必要に応じ)別とし、発行番号、発行年月日、発効年月日、実施時期、適用度、適用種別、内容の概略、該当の有無、関連資料番号、実施年月日等が明記されていること。 ただし、繰返検査が要求されているもののうち点検表等に繰入れられたものについては初回実施年月日並びに当該点検表の番号及び繰入れ年月日を記載してあればよい。 (航空運送事業用の航空機であって、別途、上記についてのSBの管理が整備規程の下で行われている場合には、不要とする。)</p>
--	---	---

び時間管理部品とし、型式名、部品番号、製造番号及びTT、TSO、TSC並びに整備規程、整備基準、メンテナンス・マニュアル、告示等に示されている限界使用時間を明記すること（回転翼航空機及びタービン発動機にあっては、限界使用時間が定められている部品を含む。）

(11)その他

(a)航空機、発動機、プロペラ及び主要装備品のパーツ・カタログ、オペレーティング・マニュアル、メンテナンス・マニュアル、オーバーホール・マニュアル、リペア・マニュアル及びサービス・ブレティン
(型式証明を受けた航空機及び同型式機の場合は不要。)

(b)公差を含むプロダクション・フライト・テスト要領

(型式証明を受けた型式の航空機及び同型式機の場合は前号機から変更されている場合のみ必要)

(12)社内地上試験記録及び不具合処理記録

(a)社内地上試験記録

有資格整備士の確認のあるもの

(b)社内地上試験不具合処理記録

社内地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの

(13)社内飛行試験記録及び不具合処理記録

(a)社内飛行試験記録

担当操縦士の意見を添えた有資格整備士の確認のあるもの

(b)社内飛行試験不具合処理記録

社内飛行試験中に発見された不具

	合の処理状況を記載したもの	
	(14)官検時の地上試験記録及び不具合処理記録 (a)官検時の地上試験記録 (b)官検時の地上試験不具合処理記録 官検時の地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの	
	(15)官検時の飛行試験記録及び不具合処理記録 (a)官検時の飛行試験記録 (b)官検時の飛行試験不具合処理記録 官検時の飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの	

2-3 更新耐空証明検査

(1)航空機の整備及び整備後の検査の能力について国土交通大臣の認定を受けた整備事業者（航空機整備検査認定事業場）が整備（FAR PART 43 Appendix D Annual Inspection に相当する整備点検（以下「年次点検」という。）又はこれと同等以上の整備）及び整備後の検査（地上試験、飛行試験等）を実施し、基準への適合性を確認したもの。（法第10条第6項第3号に掲げる航空機）

(a) 検査の概要

本項に該当する航空機は、認定事業場が航空機の構造並びに装備品及び系統の状態について年次点検（付録I-3、3項参照）を実施するとともに、整備後、地上試験、飛行試験等の検査をし、基準に適合することを確認したものであるので、国による耐空証明検査は、改めての実機検査は原則行わず、当該認定事業場がその確認の証として発行する航空機基準適合証その他の書類を確認することにより行う。

認定事業場は、当該点検整備、地上試験、飛行試験を自ら行い、基準不適合要素のないことを自ら確認することが求められているので、他の者が同等の整備や試験を行った場合であっても、当該認定事業場がその整備、試験の一部を省略することはできない。

航空機基準適合証は認定事業場が確認の証として発行する書類であって、これにより飛行の許可を行うものではない。ただし、有効な耐空証明書を有している場合は、当該航空機基準適合証の発行後、耐空証明の申請を行い、新耐空証明書の交付を受けるまでの間も、飛行を行うことができる。

なお、新耐空証明書が交付されたときは、旧耐空証明書は返納しなければな

らない。

耐空証明の検査希望時期（申請日と同日付けでよい。）は、当該航空機基準適合証が交付された日から15日以内としなければならない。

(b) 提出書類

規則第12条の 2第2項の表に 定める添付書 類区分	左欄の書類、図面等の内容	
	提出を必要とするもの	提示を必要とするも の
1. 航空機基準 適合証	航空機基準適合証 (検査希望時期以前15日以内に交付を 受けたものに限る。)	
2. 飛行規程	飛行規程 (既に承認を受けているものと同一の 場合は、飛行規程の提示又は基本飛行 規程及び追加飛行規程の承認書の写し の提出でもよい。)	
3. 航空機の重 量及び重心位 置の算出に必 要な事項を記 載した書類	以下の事項（前回の検査から変更され ていないものを除く。）を記載するこ と。ただし、当該事項が飛行規程に記 載されている場合は、当該飛行規程を もって、本書類に代えることができる。 (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心 位置 (4) その他	
4. 前3号に掲 げるもののほ か、参考事項 を記載した書 類	(1) 登録証明書の写し (2) 旧耐空証明書の写し (3) 旧運用限界等指定書の写し (4) 航空機現況表（様式 I -1） (5) 航空機経歴表（様式 I -2） (6) 耐空性改善通報実施状況 (様式 I -3)	

	(7) 飛行規程の状況 (様式 I -4) (8) 運用様式限界及び無線航法機器等 装備状況表 (様式 I -5)	
--	---	--

(2) (1)以外の航空機

(法第10条第5項第3号に掲げる航空機で同条第6項第3号に掲げる航空機以外のもの)

(a) 検査の概要

本項に該当する航空機についての国による耐空証明検査は、提出書類の確認、地上試験及び飛行試験の実機検査等の実施により行う。

国の実機検査を受ける場合、受検前に、受検者による年次点検又はこれと同等以上の整備（付録I-3、3項参照）及び不具合の是正並びに地上試験及び飛行試験の実施が必要である。

(b) 提出書類

規則第12条の 2第2項の表に 定める添付書 類区分	左欄の書類、図面等の内容		備考
	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの	
1. 飛行規程	飛行規程 (既に承認を受けているものと同一の場合は、飛行規程の提示又は基本飛行規程及び追加飛行規程の表紙等の写しの提出でもよい。) (付録I-2、5-3項参照)		
2. 整備又は改 造に関する技 術的記録並び に総飛行時間 及び前回分解 検査後の飛行 時間を記録し た書類	(1) 過去の経歴 前回耐空検査後の定時 点検整備、大規模修理及 び改造の一覧で、50時間 、100時間、1000時間等 の点検時間の別（整備の 場合）、実施年月日、有 資格整備士氏名、TT（総 飛行時間）、TSO（オ一	過去の経歴 (a) 前回耐空証明検査後 の定時点検整備等の実 施記録 (b) 航空機及び現在装備 している発動機及びブ ロペラの航空日誌	注 1

	<p>バーホール後の使用時間）、TSC（点検後の使用時間）等を記載したもの</p> <p>(2) 前回耐空検査後の不具合処理記録 前回耐空検査後の主要不具合及びその処理状況を記載したもの</p> <p>(3) 前回耐空検査後の主要装備品交換記録（部品を含む） 部品のTT、TSO、TSC等、又、予備品証明対象部品の場合にあっては証明書類の番号を記載したもの</p> <p>(注1) 連続式耐空証明を有する航空機にあっては、受検前1年間の記録でよい。</p>	<p>前回耐空検査後処理した不具合の内容を記載したもの</p> <p>前回耐空検査後の主要装備品交換記録（部品を含む）</p> <p>(a) 交換部品の証明書類 予備品証明書、基準適合証等 (b) 機能試験記録等</p>	注1
3. 使用中止中の保管の状況を記載した書類	保存整備等の実施年月日、有資格整備士氏名等を記載したもの。2.(2)に含めて記載してよい。	保存整備等の実施記録	
4. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	<p>以下の事項（前回の検査から変更されていないものを除く。）を記載すること。 ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <p>(1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置</p>		

	(3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他		
5. 前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類等	<p>(1) 登録証明書の写し</p> <p>(2) 旧耐空証明書の写し</p> <p>(3) 旧運用限界等指定書の写し</p> <p>(4) 航空機現況表 (様式 I -1)</p> <p>(5) 航空機経歴表 (様式 I -2)</p> <p>(6) 耐空性改善通報実施状況 (様式 I -3)</p> <p>(7) 飛行規程の状況 (様式 I -4)</p> <p>(8) 運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表 (様式 I -5)</p> <p>(9) 受検準備のため実施した整備作業の概要、受検準備として実施した計測作業その他の主要作業の概略を記載したもの</p> <p>(10) 不具合処理記録 受検準備作業中に発見された主要不具合及びその処理状況を記載したもの</p> <p>(11) 耐空性改善通報 (TCD) 一覧及び実施記録 (前回耐空証明検査後発行及び実施したTCD のリスト、なお、未実施のものはその理由について記載すること。)</p>	<p>作業点検表等で今回実施した点検及び計測作業に関するもの</p> <p>受検準備作業中に処理した不具合の内容を記載したもの</p> <p>過去に発行された耐空性改善通報 (TCD) 一覧及び実施記録 機体、発動機及びプロペラ並びに装備品別とし、発行番号、発行年月日、発効年月日、実施時期、内容の概略、該当の有無、関連資料番号、実施年月日等が明記されていること。ただし、繰返検査が要求されているもののうち点検表等に繰入れ初回実施年月日並びに当</p>	注 2

該点検表の番号及び繰入れ年月日を記載してあればよい。

過去に発行されたサービス・ブレティン(SB)等の全一覧及び実施記録

機体、発動機及びプロペラ(装備品については必要に応じ)別とし、発行番号、発行年月日、発効年月日、実施時期、適用度、適用種別、内容の概略、該当の有無、関連資料番号、実施年月日等が明記されていること。

ただし、繰返し検査が要求されているもののうち点検表等に繰入れられたものについては、初回実施年月日並びに当該点検表の番号及び繰入れ年月日を記載してあればよい。

(航空運送事業用の航空機であって、別途、上記についてのSBの管理が整備規程の下で行われている場合には、不要とする。)

2) 連続式耐空証明を有する航空機にあっては、受検前1年間の記録でよい。

(12) 主要装備品の記録

原則として予備品証明
対象部品及び時間管理部

品とし、型式名、部品番号、製造番号及びTT、TSO、TSC並びに整備規程、整備基準、メンテナンスマニュアル、告示等に示されている限界使用時間を明記すること
(回転翼航空機及びタービン発動機にあっては、限界使用時間が定められている部品を含む。)

(13)騒音及び発動機排出物の基準への適合性に係る資料

(適用の場合のみ)

- (a)騒音及び発動機排出物に影響を及ぼす修理又は改造に関する技術的記録
- (b)発動機本体及びナセル周辺の減音処理、排出燃料処理等の現状を図示したもの等

(14)社内地上試験記録及び不具合処理記録

- (a)社内地上試験記録
有資格整備士の確認のあるもの
- (b)社内地上試験不具合処理記録
社内地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの

(15)社内飛行試験記録及び不具合処理記録

- (a)社内飛行試験記録
担当操縦士の意見を添えた有資格整備士の確認

	<p>のあるもの</p> <p>(b)社内飛行試験不具合処理記録</p> <p>　社内飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p>	
	<p>(16)官検時の地上試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a)官検時の地上試験記録</p> <p>(b)官検時の地上試験不具合処理記録</p> <p>　官検時の地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p>	
	<p>(17)官検時の飛行試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a)官検時の飛行試験記録</p> <p>(b)官検時の飛行試験不具合処理記録</p> <p>　官検時の飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p>	

3. 耐空証明関係手続き

3-1 申請書の記載要領及び申請書類の提出先

(1) 耐空証明申請書の記載要領

(a) 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

申請の航空機の使用者を原則とするが、当該航空機の所有者、受検を委任された事業者等その代理人でもよい。（参考セキュラーノ. 1-017）

(b) 所有者氏名又は名称及び所有者住所

申請時点の当該航空機の所有者名及び所有者住所を記載する。

(c) 航空機の種類、国籍記号及び登録記号、登録番号、型式、型式証明書番号、製造番号、製造年月日、最大離陸重量、耐空類別、適用される法第10条第4項の基準、製造者氏名又は名称、製造者住所、所持する耐空証明書番号及び有効期間

検査を受検する際に提出する書類等と整合するものでなければならない。

なお、耐空類別について「航空法施行規則の一部を改正する省令（令和3年省令第13号。以下「令和3年一部改正省令」という。）」の施行（令和3年3月31日）の前に型式証明、耐空証明又は国際民間航空条約の締約国たる外国による型式証明その他の行為がなされた航空機であって、令和3年一部改正省令による改正後の規則附属書第一に規定する耐空類別が「飛行機 普通 N」に当たるものは、型式証明データシート上の耐空類別が「飛行機 曲技 A」、「飛行機 実用 U」、「飛行機 普通 N」又は「飛行機 輸送 C」のいずれかに該当する場合であっても、令和3年3月31日以降に耐空証明を申請する際には、耐空類別を「飛行機 普通 N」として申請すること。この場合、航空局は耐空証明書上の耐空類別を「飛行機 普通 N」と記載した上で交付する。

(d) 手数料の区分

政令に定められる手数料区分を記入する。

(e) 騒音又は発動機の排出物の実測を行う検査の有無

当該検査において騒音又は発動機の排出物の実際の測定を必要とする場合は、「有」として必要な測定項目（「騒音」、「発動機の排出物（二酸化炭素を除く。）」又は「発動機の排出物（二酸化炭素に限る。）」）を明記する。

(f) 検査希望場所

検査希望場所を記載すること。ただし、法第10条第6項第1号及び第3号に規定する航空機の場合は以下の通りとし、同項第2号に規定する航空機の場合は記載不要とする。

- a. 地方局運用課からの交付を受ける場合については、検査を担当する地方局検査官室の名称を記載すること。
- b. 以下の駐在検査官室における交付を希望する場合については、当該駐在検査官室の名称を記載すること。

- (i) 東京航空局大田区駐在航空機検査官室
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 東京空港事務所内
TEL 03-5757-3000
- (ii) 東京航空局成田市駐在航空機検査官室
〒282-8602 千葉県成田市古込字込前133 新東京空港事務所内
TEL 0476-30-2177
- (iii) 東京航空局名取市駐在航空機検査官室
〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港事務所内
TEL 022-383-1381
- (iv) 大阪航空局豊山町駐在航空機検査官室
〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場 名古屋空港内
TEL 0568-29-1985~6
- (v) 大阪航空局八尾市駐在航空機検査官室
〒581-0043 大阪府八尾市空港2-12 総合ビル内
TEL 0729-92-7983

(g) 検査希望時期

検査希望時期を記載する。なお、法第10条第6項に規定する航空機の場合（地方局運用課からの交付を受ける場合に限る。）は申請日と同一の日を記載してよい。

(h) 備考

申請に係る連絡先（氏名、電話番号）を記入すること。

耐空証明書の交付を郵送で受ける場合は本欄にその旨も明示する。

法第10条第5項及び第6項に規定する航空機の場合は、申請書の備考欄に、該当する条項号を記入すること（記入例：法第10条第6項第3号に規定する航空機）。

(2) 耐空証明申請書類の提出先

(a) 型式証明を受けていない新型式航空機の検査の場合又は受検希望地が外国の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
TEL 03-5253-8735

(b) (a)以外の検査で受検希望地が新潟、長野、静岡以東の場合

東京航空局保安部運用課検査乗員係
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
TEL 03-5275-9292

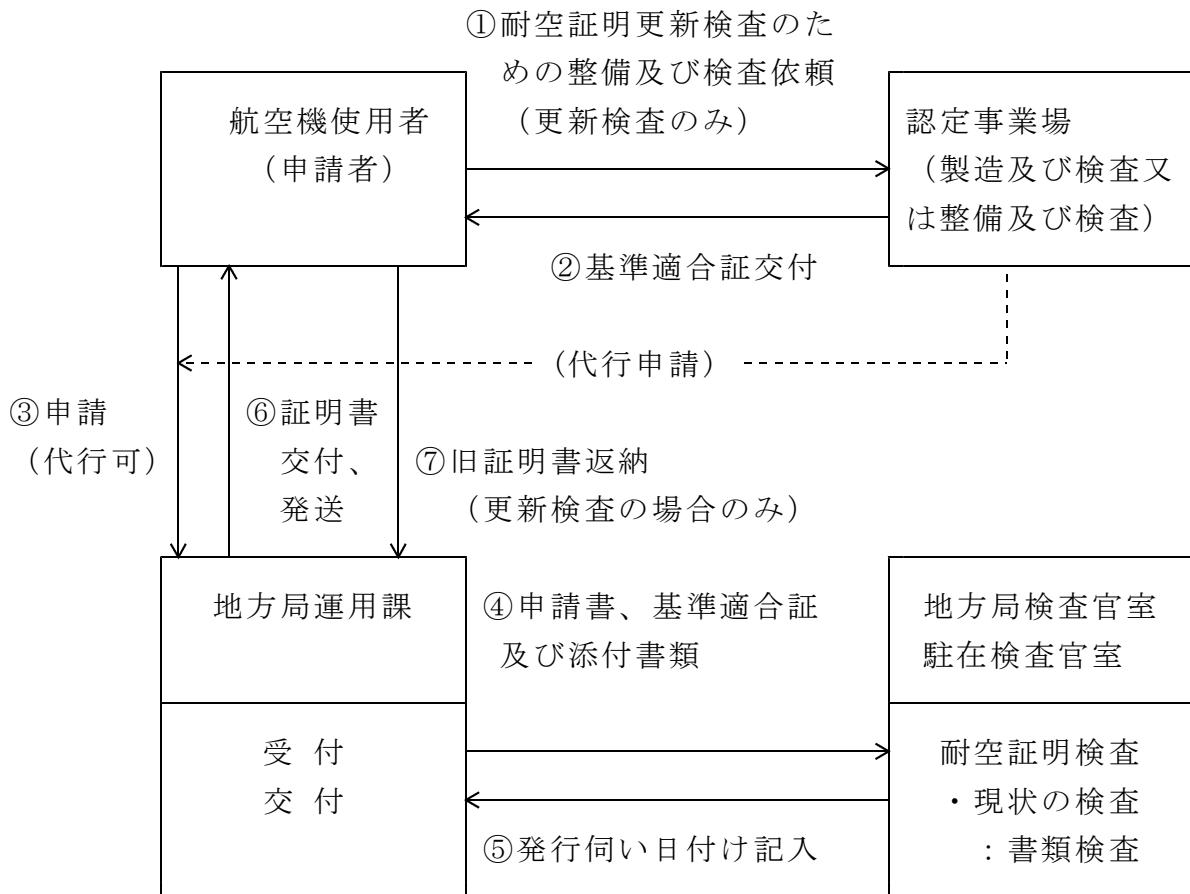
(c) (a)以外の検査で受検希望地が富山、岐阜、愛知以西の場合

大阪航空局保安部運用課検査乗員係
大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 0 6 - 6 9 4 9 - 6 2 1 1

3-2 申請書類の提出から検査、耐空証明書の交付までの流れ

(1) 現状検査を省略する国産航空機の新規検査（法第10条第6項第1号に規定する航空機）又は更新検査（法第10条第6項第3号に規定する航空機）の場合



(a) 検査希望時期（地方局運用課からの交付を受ける場合については、申請日と同日付けでよい。）は、航空機基準適合証の交付日から15日以内とすること。

(b) 認定事業場による申請の代行を認める。

（参考 サーキュラーNo. 1-017）

(c) 耐空証明書の郵送を希望する場合は、申請書の備考欄にその旨を明示するとともに、宛て先を明記し書留郵送料相当の切手を貼った郵送用封筒（日本産業規格A5版用紙が同封可能であること。）を添付すること。

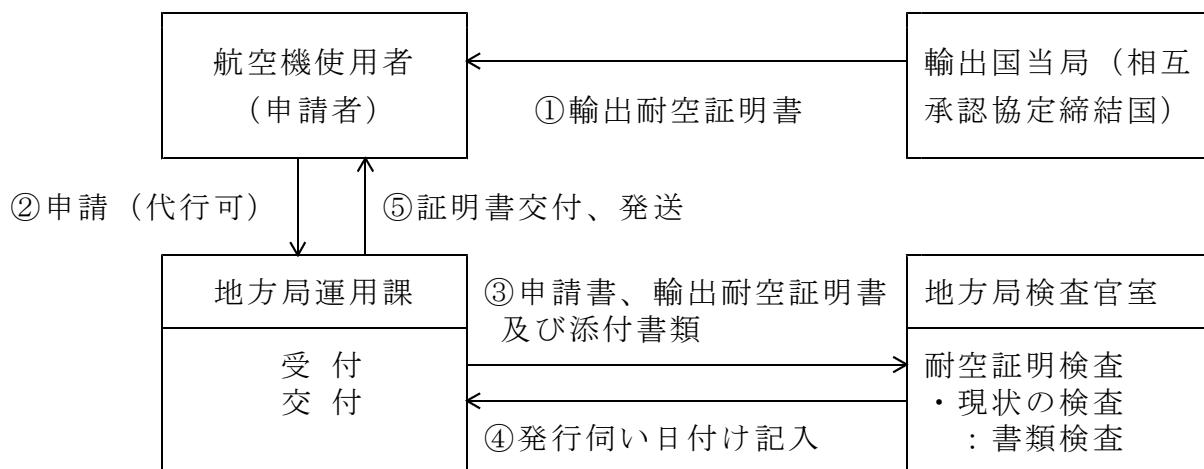
(d) 航空機使用者は航空日誌へ耐空証明書の交付日及び番号の記載を行うこと。

（法第58条、規則第142条）

(e) 更新検査の場合、航空機使用者は新耐空証明書受領後、速やかに旧耐空証明書を返納すること。（規則第16条の3）

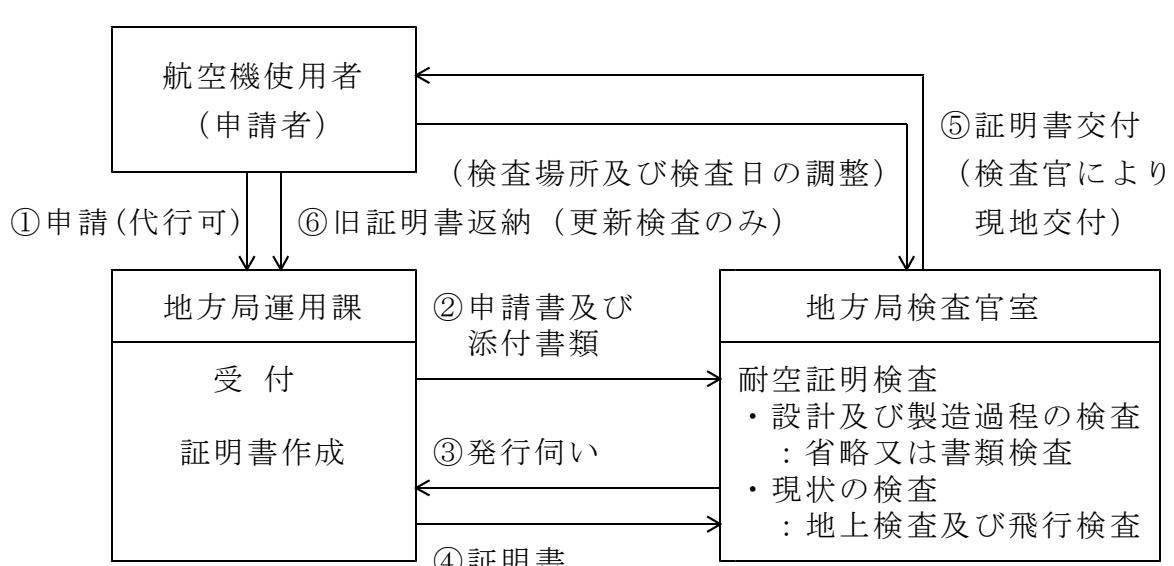
(f) 上記「⑥証明書交付」について、駐在検査官室における交付を希望する場合には、使用者（又は申請代行者）は、地方局運用課への上記「③申請」を行った際に、当該駐在検査官室と実施可能な検査日について調整すること。

(2) 現状検査を省略する輸入航空機の新規検査（法第10条第6項第2号に規定する航空機）の場合



- (a) 検査希望時期（申請日と同日付けでよい）は、輸出耐空証明書の発行日から2か月以内であること。ただし、当局が別途認めた場合は除く。
- (b) 受検を委任された事業者等による申請の代行を認める。
(参考 サーキュラーNo. 1-017)
- (c) 耐空証明書の郵送を希望する場合は、申請書の備考欄にその旨を明示するとともに、宛て先を明記し書留郵送料相当の切手を貼った郵送用封筒（日本産業規格A5版用紙が同封可能であること。）を添付すること。
- (d) 航空機使用者は航空日誌へ耐空証明書の交付日及び番号の記載を行うこと。
(法第58条、規則第142条)
市販の航空日誌であって記入欄が小さい又はない場合には、別紙に記載して添付すること。

(3) 現状検査を省略しない航空機（法第10条第5項に規定する航空機で同条第6項に規定する航空機を除く）の場合



- (a) 受検を委任された事業者等による申請の代行を認める。
- (参考 サーキュラーNo. 1-017)
- (b) 耐空証明検査の結果、航空法関連基準に適合しておらず、耐空性を有していると認められない場合には「検査保留」として取り扱うものとする。検査実施後3ヶ月以内に基準への適合性を示す目処が立たない場合には、地方局検査官室は耐空証明検査不適合通知書（様式I-7）を申請者に交付する。ただし、担当の航空機検査官室と調整し、基準への適合性を証明するための目処が立つ場合は、この限りではない。

なお、耐空証明検査不適合通知書を交付された者が、再度、耐空証明を申請する場合は、第I部2項に示す提出書類に加え、耐空証明検査不合格通知書を提出すること。

3-3 耐空証明書の再交付の手続

(1) 申請先

規則第16条の2の規定に基づき、耐空証明書の再交付を申請しようとする者は、以下に掲げる者に、必要事項を記載した耐空証明書再交付申請書及び耐空証明書（失った場合を除く。）を提出すること。耐空証明書の郵送を希望する場合は、申請書の備考欄にその旨を明示するとともに、宛先を明記し書留郵送料相当の切手を貼った郵送用封筒（日本産業規格A5版用紙が同封可能であること。）も添付すること。

(a) 耐空証明書の交付者が国土交通大臣の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
TEL 03-5253-8735

(b) 耐空証明書の交付者が東京航空局長の場合

東京航空局保安部運用課検査乗員係
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
TEL 03-5275-9292

(c) 耐空証明書の交付者が大阪航空局長の場合

大阪航空局保安部運用課検査乗員係
大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 03-6949-6211

(2) 記載事項を変更しようとする場合の提出書類

以下に掲げる事項について耐空証明書の記載事項を変更しようとする者は、それぞれの事項に応じ、書換えの事由を証する書類として以下に掲げる書類も併せて提出すること。なお、以下に掲げる事項以外の耐空証明書の記載事項の変更は原則認めない。

(a) 型式名又は耐空類別（耐空証明のある航空機について、法第19条の2の規定に基づき、航空機整備改造認定事業場が改造をし、法第10条第4項の基準に適

合することを確認した結果、型式名又は耐空類別が変更された場合に限る。)

提出書類：

- ① 当該改造について確認をした確認主任者が署名又は記名押印をした搭載用航空日誌の該当部分の写し
 - ② 当該改造を実施した際に作成した変更審査表の写し
- (b) 耐空証明有効期間（連続式耐空証明の航空機について適用される整備規程を定めた者の名称が変更された場合（委託先が変更された場合を除く。）に限る。）

提出書類：当該変更の事実を証する書類

例：登記事項証明書（法人の場合）、戸籍の抄本又は住民票の写し（個人の場合）等

3-4 運用限界等指定書の再交付の手続

(1) 申請先

規則第13条の規定により交付を受けた運用限界等指定書を失い、破り、又は汚したため再交付を申請しようとするときは、運用限界等指定書再交付申請書（様式I-8）に、当該運用限界等指定書（失った場合を除く。）を添えて、以下に掲げる者に提出すること。運用限界等指定書の郵送を希望する場合は、申請書の備考欄にその旨を明示するとともに、宛先を明記し書留郵送料相当の切手を貼った郵送用封筒（日本産業規格A5版用紙が同封可能であること。）も添付すること。

(a) 耐空証明書の交付者が国土交通大臣の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03-5253-8735

(b) 耐空証明書の交付者が東京航空局長の場合

東京航空局保安部運用課検査乗員係

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

TEL 03-5275-9292

(c) 耐空証明書の交付者が大阪航空局長の場合

大阪航空局保安部運用課検査乗員係

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 03-6949-6211

(2) 記載事項を変更しようとする場合の提出書類

3-3 (2) (a)に規定する型式名又は耐空類別の変更により運用限界等指定書の記載事項を変更しようとする者は、以下に掲げる書類も併せて提出すること。

提出書類：

- ① 当該改造について確認をした確認主任者が署名又は記名押印をした搭載用航空日誌の該当部分の写し
- ② 当該改造を実施した際に作成した変更審査表の写し

4. 法改正に伴う経過措置

「航空法施行規則の一部を改正する省令（平成9年省令第24号）」による改正後の規則の施行（平成9年10月1日）の際に、「航空法の一部を改正する法律（平成8年法律第35号）」による改正前の航空法の規定による耐空証明を受けている航空機であって、新たに環境基準の適用を受けるもののうち、当該基準に適合するよう改修することが困難であると国土交通大臣が認めた航空機については、新たな環境基準に適合しなくても耐空証明を受けることができる。

様式 I - 1

航空機現況表							
1	登録	(登録記号) JA		(登録番号)		(登録年月日)	
2	耐空証明	(旧耐空証明書番号)		(旧耐空証明書有効期間)			
3	(欠番)						
4	運用限界	(旧運用限界等指定書発行年月日)		(飛行規程) 章 章 章 章 追加□ その他□			
5	定置場・検査 実施検査官室等	(定置場)		(検査実施検査官室) 室コード[]	(検査場所)		
6	検査・事業区分	(検査区分) 新規□ 定期□ 修改□		(事業区分) 運送□ 使用□ 自家□			
7	作業内容	(官検前作業内容)					
8	使用者等	(航空機使用者)			(日常整備担当者)		
9	作業者	(官検前作業実施者)					
10	機	型式					
11		耐空類別					
12	機	製造番号 ・年月日	(製造番号)		(製造年月日)		
13	体	最大重量	(最大離陸重量) kg		(最大着陸重量) kg		
14		使用時間	(T. T.) hr	(T. S. C.) hr	(点検の種類) (実施年月日)		
15	発動機	No. 1	型式・ 製造番号	(型式名)		(製造番号)	
16			使用時間	(T. T.) hr	(T. S. O.) hr		
17		No. 2	型式・ 製造番号	(型式名)			(製造番号)
18			使用時間	(T. T.) hr	(T. S. O.) hr		
19	機	No. 3	型式・ 製造番号	(型式名)		(製造番号)	
20			使用時間	(T. T.) hr	(T. S. O.) hr		
21		No. 4	型式・ 製造番号	(型式名)			(製造番号)
22			使用時間	(T. T.) hr	(T. S. O.) hr		
23	騒音基準		(I C A O A n n e x 1 6 V o l . 1 該當章) 章				
24	プロペラ/ローター		(プロペラ/メインローター型式)				
25	騒音	騒音値	(離陸)	(側方)	(進入)	(上空通過)	
26		基準値	(離陸)	(側方)	(進入)	(上空通過)	
27	発動機排出物		(排出燃料規制) 適用有□ (排出ガス規制) 適用有□				
28	申請者氏名又は 名称・作成年月		(申請者氏名又は名称)			(作成年月日)	

室コード 本省1、東京2、羽田3、調布4、成田5、大阪6、名古屋7、八尾8、仙台9

航 空 機 經 歷 表

J A

検査区分コード

- 1 : 新規耐空証明検査
- 2 : 定期耐空証明検査
- 3 : 修理改造検査

- (4 : 新規騒音基準適合証明検査)
- (5 : 定期騒音基準適合証明検査)
- (6 : 騒音関係修理改造検査)

適用区分コード A : 機体 E : 発動機 P : プロペラ C : その他

注：前回提出からの追加分及び前回提出から実施状況に変更のあったものについて記入又は訂正すること。

J A

運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表

運用様式限界

計器飛行方式 有視界飛行 高高度飛行計器飛行 昼間 着氷気象状態計器航法 夜間 その他

無線航法機器等装備状況

VHF COM : HF COM : E L T : ACARS : SATCOM :

A D F : V O R / L O C : D M E : G / S : M / B :

L O R A N (A) : L O R A N (C) : O M E G A : G P S : I N S / I R S :

T / P (A) : T / P (C) : T / P (S) : E / A L T : T C A S :

R A D I O A L T : W X R A D E R : A / P I L O T : G P W S : F M S :

C V R : F D R : C P D L C : E F I S :

様式 I - 6

新規輸入航空機現状報告書				
航空機	国籍記号及び登録記号	J A	製造番号	
	航空機型式及び製造者			
	所有者氏名又は名称			
輸出耐空証明	発行番号		発行日	西暦 年 月 日
	輸出耐空証明に含まれる追加型式設計（S T C）による改修			
	外国の証明番号	我が国の承認番号	表題	
<p>(注) 1. 原則として検査希望時期は輸出耐空証明書の発行日から2か月以内であること。 2. S T Cについては、必ず我が国の承認を受けていること。受けていない場合は、国の実機検査を省略する申請区分の適用は受けられない。</p>				
輸出耐空証明書発行後の作業記録	<p>次の①、②及び③の作業が実施された場合はそれについての記録を記載すること（同内容の記録を添付してもよい）。実施されていない場合は「なし」と記載すること。</p> <p>①、②及び③以外の作業が実施されている場合は、原則として国の実機検査を省略する申請区分の適用は受けられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 航空機の輸送のための改修（空輸のための燃料増槽タンクの取付け・取外し、海上輸送のための分解・組立等） ② 空輸又は上記作業に伴い発生した整備作業（保守、軽微な修理又は小修理に限る。） ③ 領収検査（地上検査及び飛行検査）に伴い発生した整備作業（保守、軽微な修理又は小修理に限る。） 			
	作業年月日／場所	作業概要／準拠書類等／作業確認者又は組織／その他		
添付書類の有無	有 / 無			
<p>上記の航空機について、輸出耐空証明書発行後実施された作業は適切なものであること及び現状は特に不具合がないことを報告する。</p>				
西暦 年 月 日 氏名又は名称				印
(当該航空機の有資格整備士又は整備改造認定事業場)				

西暦 年 月 日

(航空機の使用者) 殿

- 国土交通省航空局航空機安全課
- 東京航空局航空機検査官
- 大阪航空局航空機検査官

耐空証明検査不適合通知書

XX年XX月XX日付けで申請されたJA○○○号機に係る耐空証明検査において、航空法関連基準への適合性が示されず、また、当該基準への適合性を証明するための目処が立たないため、検査不合格を通知致します。

再び耐空証明検査を受検する場合には、再度耐空証明申請を行ってください。

不適合となった事由は以下のとおりです。

-
-
-
-

様式 I - 8

運用限界等指定書再交付申請書

(国土交通大臣／地方航空局長) 殿
年 月 日

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

下記の航空機について、運用限界等指定書の再交付を受けたいので、申請します。

種類		国籍番号及び登録記号	JA
型式		製造番号	第 号
耐空類別		耐空証明書番号	
製造者氏名又は名称			
事由			
備考			

付録I-1 航空機現況表等の記載要領

1. 概要

耐空証明検査等の申請に際して提出を要する航空機現況表等について、対象となる書類様式及び適用関係は2項のとおりであり、3項にその記入要領を示す。

2. 適用

2-1 航空機現況表（様式I-1）

この書類は耐空証明検査及び修理改造検査の際に提出する。

2-2 航空機経歴表（様式I-2）、耐空性改善通報実施状況（様式I-3）、

飛行規程の状況（様式I-4）及び運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表（様式I-5）

これらの書類は耐空証明検査の申請の際に航空機現況表とともに提出する。

2-3 新規輸入航空機現状報告書（様式I-6）

この書類は法第10条第6項第2号に掲げる輸入航空機の現状検査を一部省略する新規耐空証明検査の申請の際に提出する。

3. 記入要領

3-1 一般

- (1)年月日は西暦表記とし、例えば「2000/02/01」と記入する。
- (2)使用時間は、時間と分の間に「+」を挿入し、例えば400時間5分は「400+05」と記入する。
- (3)選択形式のものは該当する個所に「レ」を記入する。
- (4)当該航空機に該当しない部分は空欄のままとする。

3-2 航空機現況表（様式I-1）

- (1)登録及び耐空証明（登録記号、登録番号、登録年月日、旧耐空証明書番号及び旧耐空証明書有効期間）

航空機登録証明書及び耐空証明書を参照して記入する。

- (2)運用限界（旧運用限界等指定書発行年月日及び飛行規程）

飛行規程の項は運用限界等指定書に基づき運用限界として指定される飛行規程の該当章番号を記入する。運用限界として追加飛行規程の一部又は全部が指定されている場合は「追加」の各該当箇所に、基本飛行規程及び追加飛行規程以外の附則等が指定されている場合は「その他」の各該当箇所に「レ」を記入する。

- (3)定置場・検査実施検査官（定置場、検査実施検査官室及び検査場所）

定置場及び検査場所は該当する飛行場等の名称を記入する。検査実施検査官室は検査を担当することになる検査官室の室コード（様式I-1最下段参照）を記入

する。

(4)検査・事業区分（検査区分及び事業区分）

各々の該当個所に「レ」を記入する。

(5)作業内容（官検前作業内容）

受検準備及び関連作業として直近に実施された点検整備の種類又は名称等（年次点検、100 HR CK、B CK等）を記入する。修理改造検査対象作業の場合は、欄の枠の範囲内で、大項目から順に、例えば「DME装備」のように記入する。

(6)使用者等及び作業者（航空機使用者、日常整備担当者及び官検前作業実施者）

各々の該当する氏名又は名称を記入する。

(7)機体の型式、耐空類別及び製造番号・年月日（製造番号及び製造年月日）

航空機に搭載される書類等と整合するものでなければならない。

(8)機体の最大重量及び使用時間（最大離陸重量、最大着陸重量、T.T.、T.S.C.及びその点検の種類並びに実施年月日）

重量はkg単位とし、小数点以下は四捨五入し整数部分のみを記入する。（例 5320.3 kg は「5320」と記入する。）

T.S.C.の欄は(5)項の直近の点検実施後の飛行時間を記入する。

(9)発動機の型式・製造番号及び使用時間（型式名、製造番号、T.T.及びT.S.O.）
申請時点でのデータを記入する。

(10)騒音基準（ICAO Annex 16 Vol.1 該当章）

附属書第2により騒音規制が適用される場合、該当するICAO Annex 16 Vol.1 の章番号を記入する。

(11)プロペラ／ローター（プロペラ／メインローター型式）

該当する型式名を記入する。

(12)騒音値及び基準値（離陸、側方、進入及び上空通過）

飛行規程に記載されている騒音値及び附属書第2（ICAO Annex 16 Vol.1）に規定されている基準値を記入する。値は、小数点2桁を四捨五入して小数点1桁までを記入する。（例 90.25 EPN dBは「90.3」と記入する。）

(13)発動機排出物（排出燃料規制、排出ガス規制及び二酸化炭素規制）

附属書第3（ICAO Annex 16 Vol.2）により排出燃料規制及び排出ガス規制が適用される場合、排出燃料規制及び排出ガス規制の各々について適用該当個所に「レ」を記入する。

附属書第4（ICAO Annex 16 Vol.3）により二酸化炭素規制が適用される場合、当面の間、(9)項の発動機の型式・製造番号の欄に、「（二酸化炭素規制の適用有）」を記入する。

(14)申請者氏名又は名称・作成年月日

申請者氏名又は名称は申請書の記載と整合するものでなければならない。作成年月日は当該航空機現況表の作成年月日を記入する。

3-3 航空機経歴表（様式I-2）

(1)登録記号

3-2(1)項を参照し右最上段に登録記号を記入する。

(2)番号、合格年月日、検査区分、耐空（騒音）証明番号、T.T.及び作業内容

当該航空機が受検した官検（耐空証明検査、修理改造検査、航空法の一部を改正する法律（平成8年法律第35号）の施行前に受検した騒音基準適合証明又は騒音関係修理改造検査）について、合格年月日の順に最初の検査から前回検査までの検査合格年月日、検査区分コード（様式最下段参照）、耐空（騒音）証明番号、T.T.及び作業内容を航空日誌等から調査の上、記載する。

各々の項目の記載要領の解説は3-2項に準ずる。

なお、不明の過去の記録は記入しなくてよい。

欄が足りない場合は用紙が2枚以上になってもよい。

3-4 耐空性改善通報実施状況（様式I-3）

(1)登録記号

3-2(1)項を参照し右最上段に登録記号を記入する。

(2)番号、該当TCD番号及び処置終了

当該航空機に該当するTCDを記載する。記載順序は原則としてTCD番号順とする。

「処置終了」の欄は初回処置、繰返処置を含めてTCDの処置が全て終了している場合に「レ」を記入する。

(3)初回処置

TCDによる実施時期指定等により初回処置が申請時点で未実施（未着手）の場合、「未実施」の欄に「レ」を記入する。

実施年月日の欄には、初回処置として複数の処置が指定されている場合も含めて全ての処置が完了している場合に、初回処置としての最後の処置を実施した日付けを記入する。

(4)繰返処置

TCDにより繰返処置が指定されている場合に「有」の欄に「レ」を記入し、繰返処置の終了処置が完了している場合に終了処置実施年月日の欄に実施した日付けを記入する。

(5)適用区分及び備考

適用区分の欄は適用区分コード（様式I-3最下段参照）を記入し、備考欄には、初回処置の実施時期又は繰返処置の間隔等の特記事項があれば、それを記入する。

(6)その他

用紙が2枚以上になるときは、上欄に「頁数1/2」等と記入する。

3-5 飛行規程の状況（様式I-4）

(1)登録記号

3-2(1)項を参照し右最上段に登録記号を記入する。

(2)基本飛行規程の承認年月日及び当該飛行規程の種類

当該航空機の基本飛行規程の承認年月日を記入し、当該基本飛行規程が型式証明飛行規程又は原飛行規程である場合は該当欄に「レ」を記入する。

(3) 番号、追加飛行規程の承認（装備）年月日、当該飛行規程の種類及び追加飛行規程名

当該航空機に適用となる追加飛行規程がある場合には、それらの承認年月日及び規程名を承認年月日の順に記入する。

各々の追加飛行規程について、当該追加飛行規程が型式証明飛行規程、追加型式証明飛行規程又は原飛行規程である場合は該当欄に「レ」を記入する。

3-6 運用様式限界及び無線航法機器等装備状況表（様式I-5）

(1) 登録記号

3-2(1)項を参照し右最上段に登録記号を記入する。

(2) 運用様式限界

該当する項目の全てに「レ」を記入する。飛行規程の記載事項と整合するものでなければならない。

(3) 無線航法機器等装備状況

該当する無線航法機器等の全てについて、その装備個数を記入する。

3-7 新規輸入航空機現状報告書（様式I-6）

(1) 国籍記号及び登録記号、製造番号、航空機型式及び製造者、所有者氏名又は名称

航空機登録証明書を参照して記入する。

(2) 輸出耐空証明書発行番号及び発行日

輸出国の当局により発行された当該証明書の発行番号及び発行年月日を記入する。

法第10条第6項第2号に掲げる輸入航空機の現状検査を省略する新規耐空証明検査を受けるためには、原則として検査希望時期（申請日と同日付けでよい）は輸出耐空証明書の発行日から2か月以内であること。

(3) 輸出耐空証明に含まれる追加型式設計による改修

当該機に対して既に実施され輸出耐空証明に含まれる追加型式設計（Supplemental Type Certificate, STC）による改修について、外国の証明番号（Original STC）、我が国の承認番号及び表題を記入する。

我が国の承認を受けていないSTCによる改修が実施されている場合には国の実機検査を省略する申請区分の適用は受けられない。

(4) 輸出耐空証明書発行後の作業記録

輸出耐空証明書発行以後、我が国の耐空証明を申請するまでの間に実施された作業であって、様式I-6の当該欄に規定された作業の記録として、該当の作業年月日、場所、作業概要、準拠書類等、作業確認者又は組織、その他の特記事項を記載する。様式I-6のみでは記録欄が不足の場合は、同様の記録欄を設定したA4版の用紙に記入し、これを添付する。

なお、同様の項目が記録されている航空日誌等があれば、様式I-6の記録欄には「添付航空日誌（写し）参照」等と記入し、当該航空日誌等の写しを添付して

もよい。

該当する作業が実施されていない場合は、記録欄に「なし」と記入する。

(5)添付書類の有無

添付書類の有無について該当する方を丸で囲む。

(6)報告者の氏名又は名称

法第10条第6項第2号に掲げる輸入航空機の現状検査を省略する新規耐空証明検査を受けるためには、当該報告書の報告者は当該航空機の有資格整備士又は整備改造認定事業場（当局が特に認めた場合は、その者）でなければならない。

付録I-2 飛行規程の作成、管理要領

1. 目的

飛行規程は、耐空証明、修理改造検査、型式証明、追加型式設計承認又は修理改造設計承認の申請に際しての提出書類の1つであり（規則第12条の2第2項、第17条第2項、第23条第2項、第25条、第26条の3第2項）、記載すべき事項は規則第5条の4に規定されている。

本サーキュラーは飛行規程の作成、管理及び承認の手続き等に関する細目を定めるものである。

2. 飛行規程の種類並びにその作成及び管理を行う者（以下「管理責任者」という。）について

飛行規程は、個々の航空機に付随するものであり、その内容について当局の承認を要するものであるが、同一の型式の航空機であればその基本部分の飛行規程の内容も同一であることから、次のように飛行規程の種類分けを行い、その管理責任者について規定するとともに、当局の承認を効率的に行うこととする。

2-1 型式証明飛行規程（法第12条第1項の型式証明を受けた型式の航空機の飛行規程であって、当該型式証明を受けた者が作成（変更を含む。以下同じ。）及び管理するもの。以下「TC飛行規程」という。）

型式証明を受けた型式の航空機については、型式証明を受けた者が飛行規程の作成及び管理を行うこととする。

2-2 原飛行規程（輸入航空機であって、型式証明を受けていない型式の航空機の飛行規程であって、特定の管理責任者が同一型式の航空機に対して作成及び管理するもの）

型式証明を受けていない型式の航空機であっても、同一の型式の航空機については、その飛行規程の内容も同一となる場合がある。この場合、当該型式の航空機の輸入代理店等が飛行規程の作成及び管理を行うことができる。

2-3 個別飛行規程（TC飛行規程又は原飛行規程の適用を受けない航空機に対して、個別に作成及び管理を行う飛行規程）

2-1項又は2-2項のいずれの適用も受けない航空機の飛行規程については、個々の航空機使用者等が飛行規程の作成及び管理を行うこととする。

2-4 追加型式設計承認飛行規程（法第13条の2第1項の追加型式設計承認に係る飛行規程。以下「STC飛行規程」という。）

型式証明を受けた型式の航空機について、追加型式設計承認により上記のTC飛行規程の変更を必要とする場合がある。

通常、このような場合には、TC 飛行規程そのものの変更は行わず、変更を必要とする部分のみを記述した飛行規程（後述の追加飛行規程）を作成することになる。

STC 飛行規程については、原則として追加型式設計承認を受けた者が飛行規程の作成及び管理を行うこととする。

2-5 修理改造設計承認飛行規程（法第 17 条の 2 第 1 項の修理改造設計承認に係る飛行規程。以下「修改設計飛行規程」という。）

耐空証明のある航空機について、修理改造設計承認により上記の TC 飛行規程、原飛行規程又は個別飛行規程の変更を必要とする場合がある。

通常、このような場合には、TC 飛行規程等そのものの変更は行わず、変更を必要とする部分のみを記述した飛行規程（後述の追加飛行規程）を作成することになる。

修改設計飛行規程については、原則として修理改造設計承認を受けた者が飛行規程の作成及び管理を行うこととする。

3. 飛行規程の構成

3-1 基本飛行規程

標準装備の航空機に対する飛行規程を基本飛行規程と呼ぶ。

基本飛行規程の構成は次のとおりとする。

(1) 表紙等

飛行規程の構成、承認状況等を明確にするため、様式の定められた次の頁を冒頭に配置する。ただし、輸入航空機の TC 飛行規程の場合等、他の様式をもって同等の内容が示されるときは、この限りではない。

(a) 表紙（様式 I-2-1）

航空機型式等を記入する。（個別飛行規程については、適用を受ける航空機の国籍記号及び登録記号を記入すること。）

TC 飛行規程又は原飛行規程の場合は、下段に管理責任者名として型式証明保有者名又は原飛行規程管理責任者名を記載する。

(b) 飛行規程承認書（様式 I-2-2）

5 項に従って交付された飛行規程承認書又は当該飛行規程を承認したことを示す書類（5-1(3)の適用を受ける飛行規程については、当該飛行規程に係る航空機又は装備品等の設計国の当局が承認したことを示す書類）。飛行規程の変更について承認を受けた場合は最新のものをファイルする。

(c) 頁一覧表（様式 I-2-3）

頁一覧表は表紙を除く全ての頁について記載するものとし、飛行規程承認書、章別の目次及び本文頁等が明記されていること。また、各頁の承認日を記入し、承認対象外頁の承認日の欄には変更日として記入するとともに、「対象外」と記入すること。

（注）日本語で記載された輸入航空機の飛行規程については、当該飛行規程が

準拠した当該航空機の設計国が承認した最新の Flight Manual 等の改訂番号が頁一覧表等に示されること（別途、変更状況表を作成することにより示してもよい。）。

(d) TCD 挟み込み状況表（様式 I-2-8）

TCD の指示による飛行規程改訂（5-6(2)）の際の、TCD の挟み込み/除去状況を記入する。本表は、承認対象外とする。本表は、平成 13 年 11 月 1 日以降最初に TCD の指示による飛行規程改訂を実施する際までに配置すること。

(2) 本文

規則第 5 条の 4 に規定された次の事項について記載し、承認を受けるものとする。ただし、輸入航空機の飛行規程に関しては、当該飛行規程が準拠した Flight Manual 等に記載されている事項のうち、当該航空機の設計国が承認していない事項については、航空機の限界事項、航空機の騒音に関する事項及び発動機の排出物に関する事項を除き、承認の対象とはしない。

第 1 章 航空機の概要

第 2 章 航空機の限界事項

第 3 章 非常操作（非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置）

第 4 章 通常操作（通常の場合における各種装置の操作方法）

第 5 章 航空機の性能

第 6 章 航空機の騒音に関する事項

第 7 章 発動機の排出物に関する事項

(注) 1. 各章の間にはセパレータを挿入し、見出しをつけること。

2. 各頁に、航空機型式及び承認日（承認対象外頁は変更日）を記入すること。ただし、4-2(2)の適用を受ける輸入航空機の飛行規程については、承認日は当該航空機の設計国が承認した日でもよい。

（様式 I-2-4：ただし書きの飛行規程については、当該設計国が承認した様式でもよい。）

3. 「ABNORMAL、NONNORMAL な操作」がある場合には、非常操作若しくは通常操作の章中に別途の区分を設けて、又は、別章を設けて記載すること。

4. 規則附属書第 2 に規定された航空機の騒音の基準、規則附属書第 3 に規定された航空機の発動機の排出物（二酸化炭素を除く。）の基準及び規則附属書第 4 に規定された発動機の排出物（二酸化炭素に限る。）の基準に適合すること並びに騒音値に関する記載を含むこと。

5. 「航空機の騒音に関する事項」及び「発動機の排出物に関する事項」は、「航空機の性能」に含めて記載してもよい。

6. 4-2(2)の適用を受ける航空機の飛行規程に関しては、我が国の要件

を満足させるため、

- ・「航空機の概要」の一部又は全てを他の章に記載又は追加飛行規程として作成してもよい。
- ・「航空機の限界事項」、「非常操作」、「通常操作」、「航空機の性能」、「航空機の騒音に関する事項」又は「発動機の排出物に関する事項」の一部を追加飛行規程として別途作成してもよい。

3-2 追加飛行規程

追加飛行規程は、特殊装備、任意装備等のために基本飛行規程を補足又は変更する事項を記載したもので、基本飛行規程と対になって完全な飛行規程となる。

(外国では、「Supplemental Flight Manual」、「Appendix」等として構成されている例が多い。)

原則として、各特殊装備、任意装備毎といったように1つの目的毎に追加飛行規程を作成することとする。

追加型式設計承認により飛行規程の変更を必要とする場合には、追加飛行規程を設定するものとする。(2-4 参照)

修理改造設計承認により飛行規程の変更を必要とする場合にも、追加飛行規程を設定するものとする。(2-5 参照)

追加飛行規程の構成は次のとおりとする。

(1) 追加飛行規程一覧表 (様式 I-2-5)

個々の航空機が実際に適用している追加飛行規程を明確にすることを目的とした表である。

当該航空機の有資格整備士又は認定事業場の確認主任者は、飛行規程管理責任者から配布された(ホームページにより公開される場合を含む。)追加飛行規程から当該航空機に適用する追加飛行規程を選定・確認した上で、適用する追加飛行規程の番号、表題、装着年月日を記入し、確認印を捺印する。装着年月日は当該追加飛行規程に係る修理改造検査等の合格日(検査を受ける必要のない場合は法第19条又は第19条の2の確認を行った日)とする。

航空機に改造等を実施することに伴って適用となる追加飛行規程については、当該改造等を実施した後に飛行規程に追加し、確認を行うこと(当該航空機の飛行規程がTC飛行規程又は原飛行規程であって、管理責任者から当該航空機に適用されない追加飛行規程が配布された場合であっても、本一覧表における装着年月日欄は空欄とするとともに、当該追加飛行規程そのものも飛行規程から除外しておくこと。)。

(2) 表紙等

飛行規程の構成、承認状況等を明確にするため、様式の定められた次の頁を冒頭に配置する。ただし、輸入航空機のTC飛行規程等、他の様式をもって同等の内容が示されるときは、この限りではない。

(a) 表紙（様式 I-2-6）

航空機型式等を記入する。（個別飛行規程については、適用を受ける航空機の国籍記号及び登録記号を記入すること。）

当該追加飛行規程に表題（「〇〇装置」等）がある場合には、当該表題を記入する。

TC 飛行規程、STC 飛行規程、修改設計飛行規程又は原飛行規程の場合は、下段に管理責任者名として型式証明保有者名、追加型式設計承認保有者名、修理改造設計承認保有者名又は原飛行規程管理責任者名を記載する。

(b) 飛行規程承認書（様式 I-2-2）

5 項に従って、追加飛行規程毎に交付される飛行規程承認書又は当該飛行規程を承認したことを示す書類（5-1(3)の適用を受ける飛行規程については、当該飛行規程に係る航空機又は装備品等の設計国の当局が承認したことを示す書類）。飛行規程の変更について承認を受けた場合は最新のものをファイルする。

(c) 頁一覧表（様式 I-2-3）

頁一覧表は表紙を除く全ての頁について記載するものとし、飛行規程承認書、章別の目次及び本文頁等が明記されていること。また、各頁の承認日を記入し、承認対象外頁の承認日の欄には変更日として記入するとともに、「対象外」と記入すること。

（注）日本語で記載された輸入航空機又は外国の装備品製造者等による追加型式設計承認に係る追加飛行規程については、当該飛行規程が準拠した当該航空機又は装備品の設計国が承認した最新の Flight Manual 等の改訂番号が頁一覧表等に示されること（別途、変更状況表を作成することにより示してもよい。）。

(3) 本文

規則第 5 条の 4 に規定された事項について、基本飛行規程の内容を変更又は追加する事項を記載するものとする。

ただし、輸入航空機又は外国の装備品製造者等による追加型式設計承認に係る追加飛行規程については、当該飛行規程が準拠した Flight Manual 等に記載されている事項のうち、当該航空機の設計国が承認していない事項については、航空機の限界事項、航空機の騒音に関する事項及び発動機の排出物に関する事項を除き、承認の対象とはしない。

（注）1. 各章の間のセパレータは省略してもよい。

2. 各頁に、航空機型式（限定できる場合に限る。）及び承認日（承認対象外頁は変更日）を記入すること。ただし、4-2(2)の適用を受ける輸入航空機の追加飛行規程については、承認日は当該航空機の設計国が承認した日でもよい。

3. 「ABNORMAL、NONNORMAL な操作」がある場合には、非常操作若

しくは通常操作の章中に別途の区分を設けて、又は別章を設けて記載すること。

4. 規則附属書第2に規定された航空機の騒音の基準、規則附属書第3に規定された航空機の発動機の排出物（二酸化炭素を除く。）の基準及び規則附属書第4に規定された発動機の排出物（二酸化炭素に限る。）の基準に適合すること並びに騒音値に関する記載を含むこと。
5. 「航空機の騒音に関する事項」及び「発動機の排出物に関する事項」は、「航空機の性能」に含めて記載してもよい。

3-3 飛行規程の構成例

3-2に示したとおり、飛行規程は基本飛行規程と追加飛行規程から構成されるが、飛行規程の種類と管理責任者の組み合わせにより、次のような構成が考えられる。

(1) 型式証明を受けた型式の航空機

TC 基本飛行規程

- + TC 追加飛行規程（基本形態で追加飛行規程がある場合）
 - + STC 飛行規程（追加型式設計承認による改造等を行った場合）
 - + 修改設計飛行規程（修理改造設計承認による修理を行った場合）
- (+ 原追加飛行規程（追加型式設計承認以外による改造等を行った場合で飛行規程の管理責任者がいる場合）
+ 個別追加飛行規程（独自の改造等を行った場合）)

(注) 型式証明を受けた型式に対し、航空機の型式設計変更による以外の改造を行う場合には、基本的には追加型式設計承認を取得することを推奨する。

(2) 型式証明を受けていない型式の航空機で基本形態の飛行規程の管理責任者がいる場合

原基本飛行規程

- + 原追加飛行規程（基本形態で追加飛行規程がある場合又は改造等を行った場合で飛行規程の管理責任者がいる場合）
- + 修改設計飛行規程（修理改造設計承認による修理又は改造を行った場合）
- + 個別追加飛行規程（独自の改造等を行った場合）

(3) 型式証明を受けていない型式の航空機で基本形態の飛行規程の管理責任者がいない場合又は独自の改造等を行って上記の基本飛行規程を適用できない場合

個別基本飛行規程

- + 修改設計飛行規程（修理改造設計承認による修理又は改造を行った場合）
- + 個別追加飛行規程（独自の改造等を行った場合）

4. 飛行規程の作成方法

4-1 基準

当該航空機型式に適用される耐空性審査要領や、運航関係承認に係るサーキュラー等に規定されている要件に合致するように作成するものとする。

輸入航空機又は外国の装備品製造者等による追加型式設計承認又は修理改造設計に係る飛行規程であって、日本語で記載する場合は、設計国が承認した最新の Flight Manual 等を参考にすること。

航空機の仕様書、パイロット・オペレーティング・ハンドブック、機体に装着されているプラカードやマーキング等と整合していること。

訓練を受けた航空機乗組員のみに対して周知する必要のある標識等の言語については、日本語又は英語とする。

なお、航空機の非常脱出、保安装備品等に関する標識等のうち日本語で標示するものについては、サーキュラー No.1-008 を参照のこと。

4-2 言語

(1) 飛行規程管理責任者の申請に基づき日本語又は英語で記述するものとする。

(注) 1. 2-1 から 2-4 に示される飛行規程の種類、国産航空機又は輸入航空機の別によらず、日本語又は英語とする。

2. 日本語で記述した場合で航空運送事業の用に供する飛行機にあっては、4-3 (1)(b)及び(d)、並びに(6)(a)～(c)については、英文併記すること。

(2) 輸入航空機であって、飛行規程管理責任者が飛行規程を英語で記述することを選択した場合の飛行規程（以下「英語飛行規程」という。）は、当該航空機の設計国が承認した Flight Manual 等（Supplemental Flight Manual、Appendix 等を含む。以下同じ。）に加え、我が国の飛行規程の要件を満足させるための追加飛行規程（以下「JCAB Supplement」という。）により構成されることを基本とし、航空局により承認がなされたものをいう。詳細については 7-2 及び 7-3 による。

4-3 記載事項

飛行規程の記載事項は以下によることとする。ただし、設計の特質又はその他の理由により、本項に示された事項の一部が不要である場合又はこれ以外の事項について記載する必要がある場合がある。

(1) 航空機の概要

航空機の概要は以下の事項について記載することとする。

(a) 航空機の設計製造者の氏名

当該設計製造者が法人である場合には、その名称とする。なお、表紙等において当該設計製造者の氏名又は法人名が示される場合には、特に記載しなくてもよい。

- (b) 適用となる航空機の製造番号
- (c) 耐空類別
- (d) 発動機及びプロペラの型式
装備されている場合に限る。また、限界事項等に記載されている場合を除く。
- (e) 当該飛行規程に用いられる用語の定義及び当該飛行規程の解釈に必要な換算表又は図

(2) 航空機の限界事項

航空機の限界事項には、耐空性審査要領に規定される事項及び以下の事項とともに、当該航空機に必要とされる事項が記載されること。

- (a) 「運用様式限界」として、次の運用様式の中から、別表の運用様式限界等判定表により判定した結果、許容されるものについて定めるとともに、「この航空機は必要な装備を施した場合、次の運用様式に適する。」という前文を付すこと。

また、別表の運用様式限界等判定表を飛行規程に添付する場合は、判定した結果に基づき不要な項目を削除すること。

- ・計器飛行方式による飛行（管制の指示に常時従う飛行）
- ・計器飛行（計器気象状態における飛行）
- ・計器航法による飛行（有視界気象状態で規則第 66 条に定める距離又は時間をこえて行う雲上又は洋上飛行）
- ・計器航法による飛行以外の有視界飛行
- ・夜間飛行
- ・昼間飛行
- ・着氷気象状態における飛行（型式証明で認められたもの）
- ・高高度飛行（3,000m 以上の高度）

滑空機にあっては、ワインチ曳航、飛行機曳航等の曳航方法及び許容された飛行方法（曲技飛行等）も記載する。

- (b) 運用様式限界に係るプラカードは、適用する航空機の耐空性の証明基準（耐空性審査要領等）に従い設定し、当該航空機に備え付けること（航空機の耐空類別により要件が異なるので注意すること。）。また、言語は日本語又は英語（併記でもよい）で記載するものとする。
ただし、輸入航空機における運用様式は我が国の運用様式と必ずしも同一でないことから、上記(a)により許容されたものをプラカードに記載すること。なお、上記(a)の括弧内の記述内容については、プラカードにおける記載を省略してもよい。
- (c) 「搭乗者限界」として、耐空類別が輸送 T の飛行機にあっては、承認された最大の搭乗者数、座席数又は座席配置図面（図面番号の記載でもよい）を、また、それ以外の航空機にあっては、承認された搭乗者数を記載する。
ただし、航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類に

同等の記載がある場合は、これを引用することでもよい。

搭乗位置等に制限がある場合には、ここで記載する。

(3) 非常操作（非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置）

非常操作には、耐空性審査要領に規定される事項とともに、当該航空機に必要とされる事項が記載されること。

(4) 通常操作（通常の場合における各種装置の操作方法）

通常操作には、耐空性審査要領に規定される事項とともに、当該航空機に必要とされる事項が記載されること。

(5) 航空機の性能

航空機の性能には、耐空性審査要領に規定される事項とともに、当該航空機に必要とされる事項が記載されること。

(6) 航空機の騒音に関する事項（規則附属書第2の適用を受ける航空機に限る。）

以下について記載されること。

(a) 当該航空機に適用される国際民間航空条約の附属書16第1巻に定める基準の区分

(b) 国際民間航空条約の附属書16第1巻に定める方法により測定された騒音値

(c) 適用される基準へ適合するために改造等を実施した場合には、当該改造等の概要

(d) 回転翼航空機にあっては、上空通過測定点における騒音値の測定に使用した速度（最大水平速度又は超過禁止速度のいずれに基づくものか明記すること。）

なお、国際航行に従事する航空機にあっては、国際民間航空条約の附属書16第1巻ATTACHMENT Gの「騒音証明に関する標準書式」の取り入れに伴い、上記の内容が以下の書式に従って記載されること。（国際航行に従事しない航空機であっても、希望する場合は、上記の内容を以下の書式に従って記載されてもよい。）

表の書式は必要に応じ変更してよい（例えば、航空運送事業の用に供する大型航空機等で、複数の最大離陸重量（A値、B値、C値）を設定している場合には、最大離陸重量毎に場合分けして記載すること。）が、記載するにあたっては、ICAOの標準書式に準拠していることを明確とするため、和文・英文併記すると共に、項目番号と記載内容を必ず一致させること。

ICAO 標準書式に基づく記載内容

この騒音に関する文書は、国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷 ATTACHMENT G の規定（以下「ICAO 書式」という。）に従い作成したものであり、日本国として、飛行規程の一部として承認したものである。

日本国においては、騒音基準への適合性は耐空証明の一部として実施しており、騒音証明書は発行しておらず、騒音に関する事項は飛行規程に記載していることから、この騒音に関する文書も飛行規程に取り入れることとした。

従って、ICAO 書式で記載が求められているものの、飛行規程に取り入れる上で適当でない項目 18 「国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷の適合に関する声明」、項目 19 「発行年月日」及び項目 20 「署名」は削除している。

また、飛行規程が型式として管理されている場合には、項目 4 「国籍及び登録記号」及び項目 6 「航空機製造番号」の記入が省略されている場合がある。

This Noise Document is made pursuant to Annex 16, Volume I, Attachment G to the Convention on International Civil Aviation (hereinafter referred to as "ICAO Format") and approved as a part of Aircraft Flight Manual.

In Japan, Compliance to the Noise Requirement is certified as a part of Airworthiness Certification. Noise Certificate is not issued and Noise Characteristics are described in Aircraft Flight Manual. Therefore, Japan determined to incorporate this Noise Document into the Aircraft Flight Manual.

Accordingly, Item 18 "Statement of Compliance", Item 19 "Date of Issuance" and Item 20 "Signature", which are parts of "ICAO Format" but not appropriate for inclusion in the Aircraft Flight Manual, are deleted.

In respect of the Aircraft Flight Manual which is published and managed by Aircraft Type, it may be a case that Item 4 "Nationality and Registration Marks" and Item 6 "Aircraft Serial Number" are blank.

1 登録国 State of Registry 日本国 (Japan)		3 文書番号 (必要な場合) Document Number (If needed): _____		
2 騒音に関する文書 NOISE DOCUMENT				
4 国籍及び登録記号 Nationality and Registration Marks:	5 航空機型式及び製造者 Manufacturer and Manufacturer's Designation Of Aircraft:	6 航空機製造番号 Aircraft Serial Number: _____		
7 発動機 Engine:	8 プロペラ* Propeller:*			
9 最大離陸重量 Maximum Take-Off Mass:	10 最大着陸重量* Maximum Landing Mass:*	11 騒音証明基準 Noise Certification Standard: _____		
12 適用を受ける騒音証明基準に適合する目的で行われた追加の改造 Additional modifications incorporated for the purpose of compliance with the applicable noise certification Standards: _____				
13 側方測定点における離陸中の騒音値* Lateral/Full-Power Noise Level:*	14 進入測定点における着陸中の騒音値* Approach Noise Level:*	15 畦陸測定点における離陸中の騒音値* Flyover Noise Level:*	16 上空通過測定点における通過中の騒音値* Overflight Noise Level:*	17 畦陸測定点における離陸中の騒音値* Take-off Noise Level:*
備考 Remarks: _____				

*この欄は騒音証明基準によっては省略することが可能。

*These boxes may be omitted depending on noise certification Standard.

なお、具体的な記入の仕方は以下のとおりとする。

1 登録国(State of registry)

1 番には「日本国(Japan)」と記載すること。

2 騒音に関する文書(NOISE DOCUMENT)

2 番には「騒音に関する文書(NOISE DOCUMENT)」と記載すること。

3 文書番号(Document Number)

3 番には必要な場合には「本文書の管理番号」を記載すること。なお、必要でない場合には「NA」と記載すること。

4 国籍及び登録記号(Nationality and Registration Marks)

4 番には「各航空機の国籍（JA）及び登録記号」を記載すること。なお、飛行規程が型式として管理されている場合には、記入なしでもよいこととする。

5 航空機型式及び製造者(Manufacturer and Manufacturer's Designation Of Aircraft)

5 番には「航空機の型式及び航空機の製造者」を記載すること。

6 航空機製造番号(Aircraft Serial Number)

6 番には「航空機製造番号」を記載すること。なお、飛行規程が型式として管理されている場合には、記入なしでもよいこととする。

7 発動機(Engine)

7 番には「発動機の製造者、型式」を記載すること。

8 プロペラ(Propeller)

8 番にはプロペラ機にあっては、「プロペラの製造者、型式」を記載すること。なお、他の航空機にあっては「NA」と記載すること。

9 最大離陸重量(Maximum Take-Off Mass)

9 番には「最大離陸重量（単位：kg（lbsを併記してもよい。））」を記載すること。

10 最大着陸重量(Maximum Landing Mass)

10 番には国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷第 2 章～第 5 章又は第 14 章が適用される航空機にあっては、「最大着陸重量（単位：kg（lbsを併記してもよい。））」を記載すること。なお、他の航空機にあっては「NA」と記載すること。

11 騒音証明基準(Noise Certification Standard)

11 番には「国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷のどの章が適用される航空機であるか」を記載すること。ただし、第 2 章、第 8 章、第 10 章又は第 11 章が適用される航空機にあっては、章及び該当する項まで記載すること。

具体的には、添付資料 1 「プロペラ飛行機に対する騒音基準の適用」、添付資料 2 「回転翼航空機に対する騒音基準の適用」又は添付資料 3 「ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機に対する騒音基準の適用」の矢印を順番にたどり、最後の四角の中の「項」に記載されている数字を記載すること（例えば、添付資料 1において、「最大離陸重量が 8,618kg を超える」が Yes、「原型機についての最初の耐空証明等の申請が 1977 年 10 月 6 日以後に受理された」が No、「当該航空機についての最初の耐空証明等が 1981 年 11 月 26 日以後に発行された」が Yes の場合には、「2.4.1」と記載すること）。

なお、騒音基準の適用を受けない航空機については、「NA」と記載すること。

12 適用を受ける騒音証明基準に適合する目的で行われた追加の改造 (Additional modifications incorporated for the purpose of compliance with the applicable noise certification Standards)

12 番には「11 番で適用される章の規定を満足する為に行われた追加の改造」について記載すること。なお、追加の改造がない場合は「None」と記載すること。

13 側方測定点における離陸中の騒音値(Lateral/Full-Power Noise Level)

13 番には国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷第 2 章～第 5 章又は第 14 章が適用される航空機にあっては、「側方測定点における離陸中の騒音値（単位：EPNdB など）」を記載すること。なお、その他の航空機にあっては「NA」と記載すること。

14 進入測定点における着陸中の騒音値(Access Noise Level)

14 番には国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷第 2 章～第 5 章、第 8 章又は第 14 章が適用される航空機にあっては、「進入測定点における着陸中の騒音値（単位：EPNdB など）」を記載すること。なお、その他の航空機にあっては「NA」と記載すること。

15 離陸測定点における離陸中の騒音値(Flyover Noise Level)

15 番には国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷第 2 章～第 5 章又は第 14 章が適用される航空機にあっては、「離陸測定点における離陸中の騒音値

(単位：EPNdBなど）」を記載すること。なお、その他の航空機にあっては「NA」と記載すること。

16 上空通過測定点における通過中の騒音値(Overflight Noise Level)

16番には国際民間航空条約の附属書16第1巻第8章又は第11章が適用される航空機にあっては、「上空通過測定点における通過中の騒音値（単位：EPNdB、dB(A)など）」を、国際民間航空条約の附属書16第1巻第6章が適用される航空機にあっては、「測定点における水平飛行中の騒音値（単位：EPNdB、dB(A)など）」を記載すること。なお、その他の航空機にあっては「NA」と記載すること。

17 離陸測定点における離陸中の騒音値(Take-off Noise Level)

17番には国際民間航空条約の附属書16第1巻第8章又は第10章が適用される航空機にあっては、「離陸測定点における離陸中の騒音値（単位：EPNdB、dB(A)など）」を記載すること。なお、その他の航空機にあっては「NA」と記載すること。

(7) 発動機の排出物に関する事項

以下について記載されること。

- (a) 国際民間航空条約の附属書16第2巻に定める発動機の排出燃料の基準への適合性
- (b) 国際民間航空条約の附属書16第2巻に定める煤煙数値基準への適合性
- (c) 国際民間航空条約の附属書16第2巻に定める炭化水素数値基準、一酸化炭素数値基準及び窒素酸化物数値基準への適合性
- (d) 国際民間航空条約の附属書16第2巻に定める不揮発性粒子状物質数値基準への適合性
- (e) 適用される基準へ適合するために改造等を実施した場合には、当該改造等の概要
- (f) 発動機の定格出力
- (g) 発動機の圧縮比
- (h) 国際民間航空条約の附属書16第3巻に定める二酸化炭素数値基準への適合性

(注) (a)については、規則附属書第3第1章の適用を受ける航空機に限る。

(b)から(g)については、規則附属書第3第2章の適用を受ける航空機に限る。(h)については、規則附属書第4の適用を受ける航空機に限る。

4-4 追加飛行規程

追加飛行規程の冒頭（「航空機の概要」の前を原則とする。）には、「本追加

飛行規程により変更又は追加される事項を除き、基本飛行規程はそのまま適用される。」旨を記載する。

5. 飛行規程の承認手続

5-1 型式証明若しくは型式設計変更承認（飛行規程の変更がある場合）、追加型式設計承認若しくは追加型式設計変更承認（飛行規程の変更がある場合）、又は修理改造設計承認若しくは修理改造設計変更承認（飛行規程の変更がある場合）を行う場合

標記の証明又は承認を受けようとする者は、規則第17条第2項、規則第20条第2項、規則第23条第2項、規則第23条の4第1項、規則第26条の3第2項又は第26条の7第1項の規定により提出書類の1つとして飛行規程の提出を行う。

なお、型式設計変更承認、追加型式設計変更承認及び修理改造設計変更承認に伴う飛行規程の変更については、当該設計変更に係る申請書が提出されることから飛行規程変更申請書（様式I-2-7）は提出しなくてもよい。

国土交通大臣により型式証明若しくは型式設計変更承認、追加型式設計承認若しくは追加型式設計変更承認、又は修理改造設計承認若しくは修理改造設計変更承認が行われる際に、当該飛行規程の承認が行われる（飛行規程の承認は航空機安全課長が行う。以下同じ。）。

また、地方航空局長により追加型式設計承認又は追加型式設計変更承認が行われる際に、当該飛行規程の承認が行われる（飛行規程の承認は先任航空機検査官が行う。以下同じ。）。

この時、型式証明書、追加型式設計承認書又は修理改造設計承認書とともに飛行規程承認書が交付される。

また、輸入航空機のTC飛行規程、及び外国の装備品製造者等によるSTC飛行規程又は修改設計飛行規程に関しては、上記に加え、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 本サーキュラー第Ⅱ部「型式証明関係」5-1(1)(b)b.及びc.並びに本サーキュラー第Ⅲ部「追加型式設計の承認関係」4-1(b)b.及びc.の適用を受ける設計変更で飛行規程の変更を必要とする場合は、飛行規程変更申請書（様式I-2-7）を提出し、当該飛行規程の承認を受けること。
- (2) 飛行規程の承認においては、飛行規程承認書又は当該飛行規程を承認した旨の書簡を交付する。
- (3) 当該航空機の設計国又は当該STC若しくは修理改造設計に係る装備品等の設

計国の当局と我が国当局との間において、当該飛行規程に係る要件及び承認手続きについて、予め確認がなされている場合であって、当該飛行規程が当該設計国の当局の承認を得ている航空機型式については、我が国の承認を必要としない。

なお、本規定に該当する航空機型式については、セキュラー No.7-003 「我が国の承認を必要としない飛行規程が適用される航空機型式の一覧」に示す。

5-2 新規の耐空証明を受ける場合

航空機の使用者は規則第 12 条の 2 第 2 項の規定に従い、飛行規程の提出が必要であるが、飛行規程の種類により、その取扱いは次のとおりとする。

(1) 承認済みの TC 飛行規程又は原飛行規程の場合

飛行規程の内容についての実質的な審査は終了しているので、飛行規程の提示又は 3-1(1)及び 3-2(2)の「表紙等 ((a)～(c)のすべて)」の写しの提出でもよい。

地方航空局長は、耐空証明を行う際に、当該飛行規程が承認済みの TC 飛行規程又は原飛行規程であることを確認する。当該確認により当該飛行規程の承認は行われたものとみなす。

この場合、飛行規程承認書は交付されない。

(2) 未承認の原飛行規程又は個別飛行規程の場合

飛行規程の提出が必要である。

国土交通大臣又は地方航空局長は耐空証明を行う際に、当該飛行規程の承認を行う。

耐空証明書とともに飛行規程承認書が交付される。

(注) 承認済み型式証明（又は原）飛行規程 + 未承認の個別追加飛行規程の場合は、承認済み飛行規程については、(1)の場合同様、提示又は「表紙等」の写しの提出でよい。未承認の個別追加飛行規程については、提出が必要である。

当該追加飛行規程に関してのみ飛行規程承認書が交付される。

5-3 更新の耐空証明を受ける場合

航空機の使用者は規則第 12 条の 2 第 2 項の規定に従い、飛行規程の提出が必要であるが、飛行規程の変更の有無により、その取扱いは次のとおりとする。

(1) 飛行規程の変更がない場合又は変更部分が承認済みの TC 飛行規程、STC 追加飛行規程若しくは原飛行規程の場合、新たに審査を行う必要はないので、飛行規程の提示又は 3-1(1)及び 3-2(2)の「表紙等 ((a)～(c)のすべて)」の写しの提出でもよい。

国土交通大臣又は地方航空局長は、耐空証明を行う際に、当該飛行規程が既に承認を受けたものであることを確認する。当該確認により当該飛行規程の承認は行われたものとみなす。

この場合、飛行規程承認書は交付されない。

- (2) 飛行規程の変更があり、変更部分が個別飛行規程である場合、飛行規程の提出が必要である。

国土交通大臣又は地方航空局長は耐空証明を行う際に、当該飛行規程の承認を行う。

耐空証明書とともに飛行規程承認書が交付される。

5-4 修理改造検査（飛行規程の変更がある場合）を受ける場合

修理改造検査を受けようとする者は、飛行規程の変更がある場合には、規則第25条の規定に従い、飛行規程の提出が必要であるが、飛行規程の種類により、その取扱いは次の通りとする。

- (1) 当該変更部分の飛行規程が、承認済みの TC 飛行規程、STC 追加飛行規程、修改設計飛行規程又は原飛行規程の場合

飛行規程の内容についての実質的な審査は終了しているので、飛行規程の提示又は 3-1(1)及び 3-2(2)の「表紙等 ((a)～(c)のすべて)」の写しの提出でもよい。

地方航空局長は、修理改造検査の合格の判定を行う際に、当該飛行規程が承認済みの TC 飛行規程、STC 飛行規程、修改設計飛行規程又は原飛行規程であることを確認する。当該確認により当該飛行規程の承認は行われたものとみなす。

この場合、飛行規程承認書は交付されない。

- (2) 当該変更部分の飛行規程が未承認の原飛行規程又は個別飛行規程の場合飛行規程の提出が必要である。

地方航空局長は修理改造検査の合格の判定を行う際に、当該飛行規程の承認を行う。

飛行規程承認書が交付される。

5-5 整備改造認定事業場が確認を行った改造等に伴う飛行規程の変更

整備改造認定事業場が改造等の確認を行う場合は、当該改造に係る飛行規程が、承認済みの TC 飛行規程、STC 追加飛行規程、修改設計飛行規程又は原飛行規程である場合を除き、先任航空機検査官あて飛行規程変更申請書（様式 I-2-7）に飛行規程の変更部分等を添付して担当の航空機検査官室に提出し、承認を得ること。

認定事業場の確認主任者は、改造等の確認に際して、承認済みの追加飛行規程

を適切に追加するとともに追加飛行規程一覧表に必要事項を記入し、確認印を捺印すること。（3-2(1)参照）（基本飛行規程の場合は適切に差替えること。）
航空局への手続は不要である。

5-6 上記以外の場合で飛行規程の変更をする場合

上記以外の場合で飛行規程の変更をしようとする場合は、飛行規程変更申請書（様式 I-2-7）に飛行規程の変更部分等を添付して飛行規程の変更申請を行うものとし、その取扱いは次のとおりとする。

（申請は、基本飛行規程、追加飛行規程の各項目毎に行うこと。）

(1) 我が国の型式証明を受けていない輸入航空機であって、設計国の承認により原本の飛行規程が変更された場合

2項の飛行規程管理責任者は、速やかに当該変更に相当する部分の変更を行なうべく、先任航空機検査官あて飛行規程変更申請書（様式 I-2-7）に飛行規程の変更部分等を添付して担当の航空機検査官室に提出し、承認を得ること。

飛行規程承認書が交付される。

原飛行規程を使用する一般の航空機使用者は、原飛行規程の管理責任者から本承認を受けた飛行規程の配布を受け、これを適切に差し替えること。

（当該変更が修理改造検査に係る場合には、5-4(1)の手続によること。）

(2) 耐空性改善通報（TCD）による飛行規程の改訂

TCDにより飛行規程の改訂が指示された場合には、サーチュラー No.3-003 及び個々の TCD の指示に従って当該 TCD 写しを飛行規程に挟み込むとともに、TCD 挟み込み状況表に記入すること。2項の飛行規程管理責任者は、TCD の指示する飛行規程改訂期限までに速やかに当該変更を行なうべく、先任航空機検査官あて飛行規程変更申請書（様式 I-2-7）に飛行規程の変更部分等を添付して担当の航空機検査官室に提出し、承認を得ること。

飛行規程承認書が交付される。TCDによる改訂の場合、当該承認書には、TCDとの適合性が記述される（「TCD-xxxx-xxxx に適合」等）。

TC 飛行規程、STC 飛行規程又は原飛行規程を使用する航空機使用者は、TC 飛行規程、STC 飛行規程又は原飛行規程の管理責任者から本承認を受けた飛行規程の配布を受け、これを適切に差し替えればよい。

なお、挟み込まれた TCD 写しは、サーチュラー No.3-003 に従って適切に除去し、TCD 挾み込み状況表に除去した日付を記入すること。

なお、TCDにより、別途指示があった場合は、それに従うこと。（ただし、当該変更が修理改造検査に係る場合には、その後 5-4(1)の手続を踏むこと。）

5-7 臨時で発行される飛行規程について

飛行規程本文等に対する差込等による臨時の飛行規程がある場合には、これも

併せて当該飛行規程本文等に対する飛行規程（変更）承認書をもって、承認することとする。その場合、承認書の「構成による区分」の基本又は追加の欄に当該臨時飛行規程の項目を示すこととする。

5-8 飛行規程の作成又は変更時に提出する書類について

上記 5-1～5-6において、飛行規程の作成又は変更について承認が必要な場合、その内容が適切であることを示すために必要な書類を提出すること。

以下に、日本語飛行規程の場合の提出すべき書類の例を示す。申請の際に航空局と調整を行い、提出する書類の詳細を決めること。

(1) 飛行規程を作成する場合

- ・飛行規程の案（承認対象外頁は必要に応じて）
- ・飛行規程の案と準拠する飛行規程の原本（Flight Manual 等）との対照表
- ・その他、参考となる技術書類

(2) 変更の場合

- ・飛行規程の変更案（承認対象外頁は必要に応じて）
- ・飛行規程の変更案と準拠する飛行規程の原本（Flight Manual 等）との対照表
- ・飛行規程の新旧対照表*
- ・準拠する飛行規程の原本（Flight Manual 等）の新旧対照表*
- ・その他、参考となる技術書類

（注） 上記の対照表においては、変更部分の適切性を説明できるように（前後の文脈が把握できるように）、当該変更部分のみならず、前後の必要な部分や承認対象外頁についても明示すること。

6. 飛行規程の管理

6-1 TC 飛行規程（管理責任者：型式証明の保有者）

(1) 航空機使用者への飛行規程の提供

当該航空機の使用者に対しては、承認を受けた TC 飛行規程を提供しなければならない。

その際の 3-1(1)(b)又は 3-2(2)(b)の飛行規程承認書とは、5-1 により交付された承認書の写し若しくは 5-1(2)により承認を受けたことを示す書簡の写し、又は 5-1(3)の適用を受ける場合の飛行規程が設計航空当局の承認を受けていることを示す書類の写しでよい。

(2) 飛行規程の変更の管理

TC 飛行規程の変更を行おうとする場合には、本サーキュラー第 II 部「型式証明関係」5-1(1)(b)の b.及び c.の適用を受ける場合並びに第 I 部「耐空証明関係」5-1(2)の適用を受ける場合を除き、型式設計変更の申請を行い、型式設計

変更の承認にあわせて当該 TC 飛行規程の変更の承認を受けるものとする。
なお、本サーキュラー第Ⅱ部「型式証明関係」5-1(1)(b)の b.及び c.の適用を受ける型式設計変更であって、TC 飛行規程の変更を行おうとする場合は、飛行規程変更申請書により申請を行い、当該 TC 飛行規程の変更の承認を受けるものとする。

申請先は航空局安全部航空機安全課長とする。

承認を受けた場合には、当該承認を受けた TC 飛行規程の変更部分とそれに係る飛行規程承認書又は当該飛行規程が承認を受けたことを示す書類の写しを使用者に配付しなければならない。

(当該飛行規程の変更に伴い、個々の航空機について修理改造検査を受ける必要がある場合は、その旨も通知すること。)

(3) 航空局への飛行規程の届出

航空局安全部航空機安全課あてに、当該承認を受けた TC 飛行規程（変更の場合はその変更部分）及び配付先使用者リストを届け出ること。

6-2 原飛行規程（管理責任者：原飛行規程の作成及び管理者）

(1) 航空機使用者への飛行規程の提供

飛行規程の提供について契約等を結んだ当該航空機の使用者に対しては、承認を受けた原飛行規程を提供しなければならない。

その際の 3-1(1)(b)又は 3-2(2)(b)の飛行規程承認書とは、5-2(2)及び 5-6(1)により交付された承認書の写しでよい。

(2) 飛行規程の変更の管理

原飛行規程の管理責任者は、航空機の設計者等（飛行規程の原本（Flight Manual 等）の作成者）から、当該飛行規程の原本の変更状況についての情報を遅滞なく入手しなければならず、原飛行規程の変更を行う必要がある場合には、飛行規程変更の申請を行い、その承認を受けるものとする。

申請書類の提出先は、当該原飛行規程管理担当の地方航空局検査官室とする。

承認を受けた場合には、当該承認を受けた原飛行規程の変更部分とそれに係る飛行規程承認書の写しを使用者に配付しなければならない。

(当該飛行規程の変更に伴い、個々の航空機について修理改造検査を受ける必要がある場合は、その旨も通知すること。)

(3) 航空局への飛行規程の届出

当該原飛行規程担当の地方航空局検査官室あてに、当該承認を受けた原飛行規程（変更の場合はその変更部分）及び配付先使用者リストを届け出ること。

6-3 個別飛行規程（管理責任者：個々の航空機使用者）

(1) 航空機使用者としての飛行規程の作成

3-1(1)(b)又は 3-2(2)(b)の飛行規程承認書とは、5-2(2)、5-3(2)及び5-6(1)により交付された承認書の原本又はその写しとする。写しを搭載する場合は、原本は航空機使用者で適切に管理すること。

(2) 飛行規程の変更の管理

当該使用者は、航空機の設計者等（飛行規程の原本（Flight Manual 等）作成者）から、当該飛行規程原本の変更状況についての情報を入手し、修理改造検査を受けて変更を行う場合は修理改造検査の申請を行い、また、修理改造検査を受けずに変更を行う場合には、飛行規程変更申請を行い、その承認を受けるものとする。

(3) 航空局への飛行規程の届出

必要ない。

6-4 STC 飛行規程（管理責任者：追加型式設計承認の保有者）

(1) 航空機使用者への飛行規程の提供

当該追加型式設計承認による変更を行う航空機の使用者に対しては、承認を受けた STC 飛行規程を提供しなければならない。

その際の 3-1(1)(b)又は 3-2(2)(b)の飛行規程承認書とは、5-1(1)により交付された承認書若しくは当該 STC 飛行規程が承認を受けたことを示す書類の写し、又は 5-1(2)の適用を受ける場合の当該 STC 飛行規程が当該 STC に係る装備品等の設計国当局の承認を受けたことを示す書類の写しでよい。

(2) 飛行規程の変更の管理

STC 追加飛行規程の変更を行おうとする場合には、本サーキュラー第III部「追加型式設計の承認関係」4-1(b)の b.及び c.の適用を受ける場合並びに第 I 部「耐空証明関係」5-1(2)の適用を受ける場合を除き、追加型式設計変更の申請を行い、追加型式設計変更の承認にあわせて当該 STC 追加飛行規程の変更の承認を受けるものとする。なお、本サーキュラー第III部「追加型式設計の承認関係」4-1(b)の b.及び c.の適用を受ける追加型式設計変更であって、STC 飛行規程の変更を行おうとする場合、飛行規程変更申請書により申請を行い、当該 STC 飛行規程の変更の承認を受けるものとする。

申請先は当該追加型式設計担当の地方航空局検査官室とする。

承認を受けた場合には、当該承認を受けた STC 追加飛行規程の変更部分とそれに係る飛行規程承認書又は当該飛行規程が承認を受けたことを示す書類の写しを使用者に配付しなければならない。

（当該飛行規程の変更に伴い、個々の航空機について修理改造検査を受ける必要がある場合は、その旨も通知すること。）

(3) 航空局への飛行規程の届出

当該追加型式設計担当の地方航空局検査官室あてに、当該承認済み STC 追加飛行規程（変更の場合はその変更部分）及び配付先使用者リストを届け出ること。

6-5 修改設計飛行規程（管理責任者：修理改造設計承認の保有者）

(1) 航空機使用者への飛行規程の提供

当該修理改造設計承認による変更を行う航空機の使用者に対しては、承認を受けた修改設計飛行規程を提供しなければならない。

その際の 3-1(1)(b)又は 3-2(2)(b)の飛行規程承認書とは、5-1(1)により交付された承認書若しくは当該修改設計飛行規程が承認を受けたことを示す書類の写し、又は 5-1(2)の適用を受ける場合の当該修改設計飛行規程が当該修理改造設計に係る装備品等の設計国当局の承認を受けたことを示す書類の写しでよい。

(2) 飛行規程の変更の管理

修改設計飛行規程の変更を行おうとする場合には、修理改造設計変更の申請を行い、修理改造設計変更の承認にあわせて当該修改設計飛行規程の変更の承認を受けるものとする。

申請先は当該修理改造設計担当の地方航空局検査官室とする。

承認を受けた場合には、当該承認を受けた修改設計飛行規程の変更部分とそれに係る飛行規程承認書又は当該飛行規程が承認を受けたことを示す書類の写しを使用者に配付しなければならない。

（当該飛行規程の変更に伴い、個々の航空機について修理改造検査を受ける必要がある場合は、その旨も通知すること。）

(3) 航空局への飛行規程の届出

国産航空機に係るもの

航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センターあてに、当該承認済み修改設計飛行規程（変更の場合はその変更部分）及び配付先使用者リストを届け出ること。

輸入航空機に係るもの

航空局安全部航空機安全課あてに、当該承認済み修改設計飛行規程（変更の場合はその変更部分）及び配付先使用者リストを届け出ること。

7.その他

7-1 輸入航空機の日本語飛行規程について

当該航空機について、我が国の型式証明又は耐空証明に際して、4-2(1)の規定により、日本語の飛行規程について承認された場合、当該飛行規程の管理につい

ては次のとおりとする。

(1)型式証明を受けた型式の航空機の場合

型式証明において承認された日本語飛行規程の管理責任は型式証明の保有者に帰属する。日本語への翻訳業務を我が国の輸入商社等に委託することは差し支えないが、日本語飛行規程の管理責任を移行することはできない。

型式証明を受けた型式の航空機を我が国に輸出する際には、当該型式証明保有者は当該日本語飛行規程を航空機使用者に提供しなければならない。

(2)型式証明を受けていない型式の航空機の場合

型式証明を受けていない型式の航空機の日本語飛行規程に関する管理責任は、耐空証明の申請者である個々の航空機使用者に帰属する。

当該型式の航空機について原飛行規程が作成され管理されている場合には、当該原飛行規程管理責任者が個々の航空機使用者の代理人としてその管理を行っていると考えることができる。

よって、当該航空機を購入した場合でもその原飛行規程を入手する場合には当該原飛行規程管理責任者との別途の契約等が必要である。

航空機使用者はできる限り原飛行規程管理責任者から当該原飛行規程の提供を受けること。

7-2 輸入航空機の英語飛行規程について

輸入航空機の飛行規程は、通常、設計製造者が英語で作成している場合がほとんどであることから、4-2(2)のとおり英語飛行規程とする場合、Flight Manual 等+ JCAB Supplement の形態を基本とする。

なお、サーキュラー No.1-027 「英語飛行規程に係る JCAB Supplement 作成ガイド」を参考にすること。

(1) 英語飛行規程の構成

英語飛行規程であっても飛行規程の構成は 3-1 及び 3-2 に従うこと。ただし、輸入航空機の TC 飛行規程の場合等、他の様式をもって同等の内容が示されるときは、この限りではない。

なお、3-1(1)(d)に規定する TCD 挿み込み状況表及び 3-2(1)に規定する追加飛行規程一覧表を JCAB Supplement に含めることができる。

(2) JCAB Supplement について

JCAB Supplement には、3-1 (2)に従い、「航空機の概要」、「航空機の限界事項」、「非常操作」、「通常操作」、「航空機の性能」、「航空機の騒音に関する事項」及び「発動機の排出物に関する事項」について、我が国の飛行規程の要件を満足させるために必要な事項を記載すること。

また、当該型式機において航空局により承認された Flight Manual 等 (Supplemental Flight Manual、Appendix 等を含む) 及び JCAB Supplement の一覧表 (上記ガイダンスにおいて、「Appendix A」に該当する。) を記載すること。一覧表には各飛行規程の番号、表題、設計国による承認日とその改訂番号及び我が国の承認日を記載すること。なお、当該一覧表は承認対象とする。

また、航空機の使用者は、上記一覧表を用いて、飛行規程管理責任者から配布された Flight Manual 等及び JCAB Supplement がそれぞれ航空局により承認されていることを確認し、当該航空機に適用（搭載）すること。

(注) 1. JCAB Supplement の承認書の写しを冒頭に配置すること。なお、JCAB Supplement 以外の各飛行規程承認書又は飛行規程の承認を受けたことを示す書簡の写し等については、航空局による承認状況を上記一覧表で管理することで、英語飛行規程に含めなくてもよいものとする。

2. JCAB Supplement に TCD 挿み込み状況表（様式 I-2-8）及び追加飛行規程一覧表（様式 I-2-5）を含めてもよい。
3. Flight Manual 等の Limitation の章に設定されているプラカードのうち、日本語プラカード（英語併記を含む）としたものについては、JCAB Supplement に規定すること。なお、航空機の非常脱出、保安装備品等に関する標識等のうち日本語で標示するものについては、セキュリティ No.1-008 を参照のこと。

また、その他の日本語プラカードを JCAB Supplement に規定することは妨げない。

なお、上記を含む日本語プラカードを取りまとめる書類があり、かつ、これを航空機使用者等の求めに応じて提供できる場合、これを引用することでもよい。

7-3 輸入航空機の英語飛行規程の承認手続き等

当該航空機に係る我が国の型式証明、耐空証明等に際して、4-2(2)項の規定により、英語の飛行規程について承認する際の手続き及び承認後の当該飛行規程の管理については次のとおりとする。

また、航空局は申請に基づき提出された日本語飛行規程又は英語飛行規程のいずれか一方を承認する。

なお、既に承認されている日本語飛行規程を維持・管理していくのであれば、改めて、英語飛行規程に変更する必要はないが、英語飛行規程に変更したい場合には、最新の Flight Manual 等と共に JCAB Supplement を準備し、申請に基づき航空局の承認を受けること。

(1) 申請手続き

5.に従うこと。

(2) 承認手続き

設計製造者が英語で作成している Flight Manual 等について航空局は我が国の飛行規程の要件について満足していることを確認し、これを承認するものとする。

通常、Flight Manual 等のままでは我が国の飛行規程の要件を満足しないことから、飛行規程管理責任者は Flight Manual 等を補足・補完する JCAB Supplement を設定し、航空局は上記 Flight Manual 等と合わせて当該要件を満足していることを確認し、これらを承認するものとする。

また、Flight Manual 等及び JCAB Supplement の改訂（臨時改訂版を含む。）についても航空局は我が国の飛行規程の要件を満足していることを確認し、これらを承認するものとする。

この場合、航空局は Flight Manual 等については飛行規程承認書又は承認した旨の書簡を交付するとともに、JCAB Supplement に対しては飛行規程承認書を発行する。

(3) 飛行規程管理責任者

TC 飛行規程の場合、JCAB Supplement を含む我が国に承認された英語飛行規程の管理責任は 6-1 に示す飛行規程管理責任者である設計製造者に帰属する。また、英語飛行規程に係る承認手続きを我が国の輸入商社等に委託することは差し支えないが、管理責任を移行することはできない。

原飛行規程の場合、JCAB Supplement を含む我が国に承認された英語飛行規程の管理責任は 6-2 に示す飛行規程管理責任者に帰属し、当該型式の航空機の輸入代理店等が飛行規程の作成及び管理を行うことができる。

個別飛行規程の場合、JCAB Supplement を含む我が国に承認された英語飛行規程の管理責任は 6-3 に示す飛行規程管理責任者である個々の航空機使用者に帰属する。

なお、航空機を我が国に輸出する際には、飛行規程管理者は JCAB Supplement を含む我が国に承認された英語飛行規程を航空機使用者に提供しなければならない。

(4) その他

航空局が英語飛行規程を承認した場合に、航空機の使用者による飛行規程の理解を深める一助として、使用者の実情（例えば、日本国内での自家用運航がほとんどの場合等）を踏まえ、飛行規程管理責任者の判断により当該英語飛行規程の日本語訳を作成・配布することは妨げない。

ただし、この場合であっても航空機の使用者は承認された英語飛行規程に従わなければならず、当該日本語訳はあくまで参考であることを十分理解した上で使用すること。

また、当該日本語訳については飛行規程の位置づけではなく、航空局承認対

象外であり、その旨が、日本語訳に記載されなければならない。

7-4 飛行規程の構成等の特例

飛行規程の構成、様式等の特例について、特に事情がある場合には、3項の趣旨に反しない限りにおいて認めることとする。

8.経過措置

8-1 4-2(1)項ただし書きの規定、並びに4-3(6)(c)及び(d)項の規定に関する記載事項については、本サーキュラー適用の日から起算して1年を経過する日までの間は、飛行規程に記載されなくてもよい。

8-2 3-1(1)(c)及び3-2(2)(c)項の規定による頁一覧表、並びに4-3(7)項の規定による発動機の排出物に関する事項については、本サーキュラー適用の日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

8-3 国際民間航空条約の附属書16第1巻ATTACHMENT Gの「騒音証明に関する標準書式」の取り入れ

8-3-1 4-3(6)項なお書きの記載事項の飛行規程への取り入れに関する適用航空機及び適用時期については、原則次の通りとするが、製造会社による飛行規程の変更作業について時間を要する場合等は、この限りでない。

- ① 2005年11月24日以降に新規に耐空証明書を取得する航空機であって、国際航行に従事するものについては、新規に耐空証明書を取得する際に適用すること。
- ② 2005年11月24日以前に耐空証明を取得している航空機であって、国際航行に従事するものについては、2005年11月24日以降最初に国際航行を行う時期までに適用すること。
- ③ 耐空証明書を取得している又は今後取得する航空機であって、国際航行に従事しないものについては適用しない。（ただし、申請があれば、承認を行うものとする。）

8-3-2 4-3(6)項なお書きの記載事項の取り入れ方法は、以下の通りとする。

- ① 現状において、「我が国航空機の騒音に関する事項」が、飛行規程の内容として製造会社により作成され、製造国政府の承認を受けている型式であって、今回の措置が必要なものについては、原則製造会社が作成した「我が国航空機の騒音に関する事項」の内容に代えて、4-3(6)項なお書きの記載事項を記載するものとする。ただし、製造会社が4-3(6)項なお書きの記載事項の取り入れに同意しない場合には、製造会社が作成した「我が国航空機の騒音に関する事項」の内容に加えて、4-3(6)項なお書きの記

載事項を追加作成するものとする。

- ② 現状において、「我が国航空機の騒音に関する事項」が、飛行規程の内容として製造会社により作成されていない型式であって、今回の措置が必要なものについては、原則 4-3(6)項なお書きの記載事項を追加作成するものとする。ただし、製造会社が 4-3(6)項なお書きの記載事項の取り入れに同意する場合には、製造会社が新たに作成する「我が国航空機の騒音に関する事項」の中に、4-3(6)項なお書きの記載事項を記載するものとする。

8-3-3 国際民間航空条約の附属書 16 第 1 卷 ATTACHMENT G の「騒音証明に関する標準書式」の取り入れに伴い、飛行規程の変更を必要とする飛行規程の管理者は、当該変更に相当する部分の変更を行うべく、先任航空機検査官あて飛行規程変更申請書（様式 I-2-7）に飛行規程の変更部分及び変更内容の根拠資料を添付して担当の航空機検査官室に提出し、承認を得ること。

飛行規程承認書が交付される。

☆☆☆☆式〇〇〇〇型

飛行規程

型式証明飛行規程

(管理責任者：〇〇〇〇〇株式会社)

又は、

原飛行規程 (管理責任者：□□□□□会社)

又は、

個別飛行規程 (JA◇◇◇◇)

(上記のうち該当するものを記載する。)



様式 I-2-2 (Form I-2-2)

第 (番号 Number) 号							
飛行規程承認書 Approval of Flight Manual							
航空機 Aircraft	種類 Classification						
	型式 Type and Model						
	適用 Applicability						
	型式証明番号 Type Certificate Number	No.					
	国籍記号及び登録記号 Nationality and Registration mark	JA	製造番号 Aircraft Serial Number				
飛行規程 Flight Manual	管理責任者 Administration personnel						
	管理責任者による種類 Classification by administration personnel	<input type="checkbox"/> TC Original	<input type="checkbox"/> 原 Original	<input type="checkbox"/> 個別 Individual	<input type="checkbox"/> STC	<input type="checkbox"/> 改修 Repair	<input type="checkbox"/> 改修 Alteration
	構成による区分 Category by construction	<input type="checkbox"/> 基本 Basic (Status: _____)					
		<input type="checkbox"/> 追加 Supplement No. ○○ (表題 Title _____) (Status: _____)					
	承認事由 Approval reason	<input type="checkbox"/> 型式証明 Type Certificate (TC) <input type="checkbox"/> 追加型式設計承認 Supplemental Type Certificate (STC) <input type="checkbox"/> 修理改造設計承認 Repair or Alteration Design <input type="checkbox"/> 耐空証明 (新規) Airworthiness Certificate (Initial) <input type="checkbox"/> 修理改造検査 Inspection for repair and alteration		<input type="checkbox"/> 型式設計変更 Amendment TC <input type="checkbox"/> 追加型式設計変更承認 Amendment STC <input type="checkbox"/> 修理改造設計変更承認 Amendment Repair or Alteration Design <input type="checkbox"/> 耐空証明 (更新) Airworthiness Certificate (Renewal) <input type="checkbox"/> その他 Others			
上記の航空機の飛行規程について承認する。 Flight Manual for the above-mentioned aircraft is hereby approved.							
航空機安全課長 Director, Airworthiness Division 先任航空機検査官 Chief Airworthiness Engineer							
承認年月日 : 年 月 日 Date of approval : (Month) (Day), (Year)							

☆☆☆☆式〇〇〇〇型

頁一覽表		
頁	年	月

☆☆☆☆式○○○○型			
航	空	局	承 認
↑	年	月	日
(当該頁が承認頁の場合のみ 航空局承認と記入する。)			

☆☆☆☆式〇〇〇〇型

追 加 飛 行 規 程 一 観 表 JA◇◇◇◇◇			
番号	表 題	装 着 年 月 日	確認印

☆☆☆☆式〇〇〇〇型

追加飛行規程〇



(追加飛行規程の番号、
追加飛行規程一覧表の
番号と一致させること。)

★★★★★装置



(型式等を含む表題を記載する。)

型式証明追加飛行規程

(管理責任者：〇〇〇〇〇株式会社)

又は、

追加型式設計承認追加飛行規程

追加型式設計承認書番号：第 STC-〇〇〇-XXX 号

(管理責任者：〇〇〇〇〇株式会社)

修理改造設計承認書番号：第 RAD-〇〇〇-XXX 号

(管理責任者：〇〇〇〇〇株式会社)

又は、

原追加飛行規程

(管理責任者：□□□□□会社)

又は、

個別追加飛行規程 (JA◇◇◇◇)

(上記のうち該当するものを記載する。)



様式 I-2-7
(Form I-2-7)

飛行規程変更申請書
(Application for change of Aircraft Flight Manual)

年月日
(Date)

航空機安全課長 殿 or
(To Director of Airworthiness Division, JCAB)

先任航空機検査官 殿
(To Senior Aircraft Inspector, JCAB)

住所又は主たる事務所の所在地
(Applicant's address)

氏名又は名称 (Applicant's name) (Seal)

下記の航空機の飛行規程変更について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
(I apply for an approval for change of Aircraft Flight Manual to the following aircraft with documents attached hereto.)

航空機 (Aircraft)	種類 (Classification)					
	型式 (Type and Model)					
	適用 (Applicability)					
	型式証明番号 (Type Certificate Number)	No.				
	国籍記号及び登録番号 (Nationality and Registration marks)	JA	製造番号 (serial number)			
飛行規程 (Flight Manual)	管理責任者 (Administration personnel)					
	管理責任者による種類 (Classification by administration personnel)	<input type="checkbox"/> TC	<input type="checkbox"/> 原 (common)	<input type="checkbox"/> 個別 (Individual)	<input type="checkbox"/> STC	<input type="checkbox"/> 修理 (Repair Alteration)
	構成による区分 Category by construction	<input type="checkbox"/> 基本 (Basic) <input type="checkbox"/> 追加 (Supplement) (表題 (Title))				
	変更事由 (Reason of change)	<input type="checkbox"/> 型式証明 Type Certificate (TC) <input type="checkbox"/> 追加型式設計承認 Supplemental Type Certificate (STC) <input type="checkbox"/> 修理改造設計承認 Repair or Alteration Design <input type="checkbox"/> 耐空性証明 (新規) Airworthiness Certificate (Initial) <input type="checkbox"/> 修理改造検査 Inspection for repair and alteration				<input type="checkbox"/> 型式設計変更 Amendment TO <input type="checkbox"/> 追加型式設計変更承認 Amendment STC <input type="checkbox"/> 修理改造設計変更承認 Amendment Repair or Alteration Design <input type="checkbox"/> 耐空性証明 (更新) Airworthiness Certificate (Renewal) <input type="checkbox"/> その他 Others
	変更の内容 (別紙でも良い。) (Description of change : Appendix acceptable)	<input type="checkbox"/> 整備改造認定事業場による改造等 (Alteration) <input type="checkbox"/> 製造者による原本の変更 (Amended by the manufacturer) <input type="checkbox"/> 耐空性改善通報(TCD)による改訂指示 (Airworthiness directive) <input type="checkbox"/> その他 (others)				
	備考 (Remarks)					

注 押印することに代えて、署名することができる。
(Note: Signature of a person in charge is acceptable instead of a seal.)

TCD挟み込み状況表

TCD番号	挟み込み日	担当者	除去日	担当者	備考 (除去の根拠等)

運用様式限界等判定表（運用様式の区分ごとに必要な装置等）

装 置 等	最 少 数 量	運 用 様 式 区 分							
		A	B	C	D	E	F	G	H
ジャイロ式姿勢指示器	1 (注2)	○	○						
ジャイロ式方向指示器	1	○	○						
ジャイロ式旋回計	1 (注3)	○	○						
すべり計	1	○	○						
精密高度計	1 (注2)	○	○						注8 ○
昇降計	1	○	○						
ピト一管凍結防止装置付速度計	1 (注2)	○	○						
外気温度計	1	○	○	○					
秒刻み時計	1	○	○	○					
機上DME装置	1 (注4)	○	○	○					
方向探知器、VOR受信装置、 機上タカン装置	1 (注2)	注5	注6	注6					
航空灯		○	○	○			○		
衝突防止灯							○		
凍結防止装置								○	
酸素供給装置 (注1)									○

なお、以上に掲げる装備品等に限らず、航空法施行規則等による装備要件についても、これを遵守する必要がある。

運用様式区分

- A 計器飛行方式による飛行(管制の指示に常時従う飛行)
- B 計器飛行(計器気象状態における飛行)
- C 計器航法による飛行(有視界気象状態で規則第66条に定める距離又は時間をこえて行う雲上又は洋上飛行)
- D 計器航法による飛行以外の有視界飛行
- E 夜間飛行
- F 昼間飛行
- G 着氷気象状態における飛行(型式証明で認められたもの)
- H 高高度飛行(3,000m以上の高度)

(注1)酸素供給装置として次の容量を有するもの。

(1)与圧装置を有しない航空機

- (イ) 3,000mから4,000mまでの高度で飛行する場合は、当該飛行に係る飛行時間から30分を減じた飛行時間中、航空機乗組員全員が必要とする量。
- (ロ) 4,000mをこえる高度で飛行する場合は、当該飛行に係る飛行時間中、搭乗者全員が必要とする量。

(2)与圧装置を有する航空機

3,000mをこえる高度で飛行する場合に限り、当該飛行に係る高度の最高の予定高度から3,000mの高度に達するまでの飛行時間中、航空機乗組員全員が必要とする量。(航行の安全上4,000mをこえる高度で飛行を継続する必要がある場合は、当該飛行を継続する時間中、搭乗者全員が必要とする量を加えた量)

(注2)航空運送事業の用に供する最大離陸重量が5,700kgを超える飛行機にあっては2である。

(注3)航空機のあらゆる姿勢を指示することができるジャイロ式姿勢指示器を装備している航空機にあっては装備しなくてもよい。

(注4)航空運送事業の用に供する最大離陸重量が5,700kgを超える飛行機(VOR受信装置を装備しなければならないこととされているものに限る)以外の航空機にあっては装備しなくてもよい。

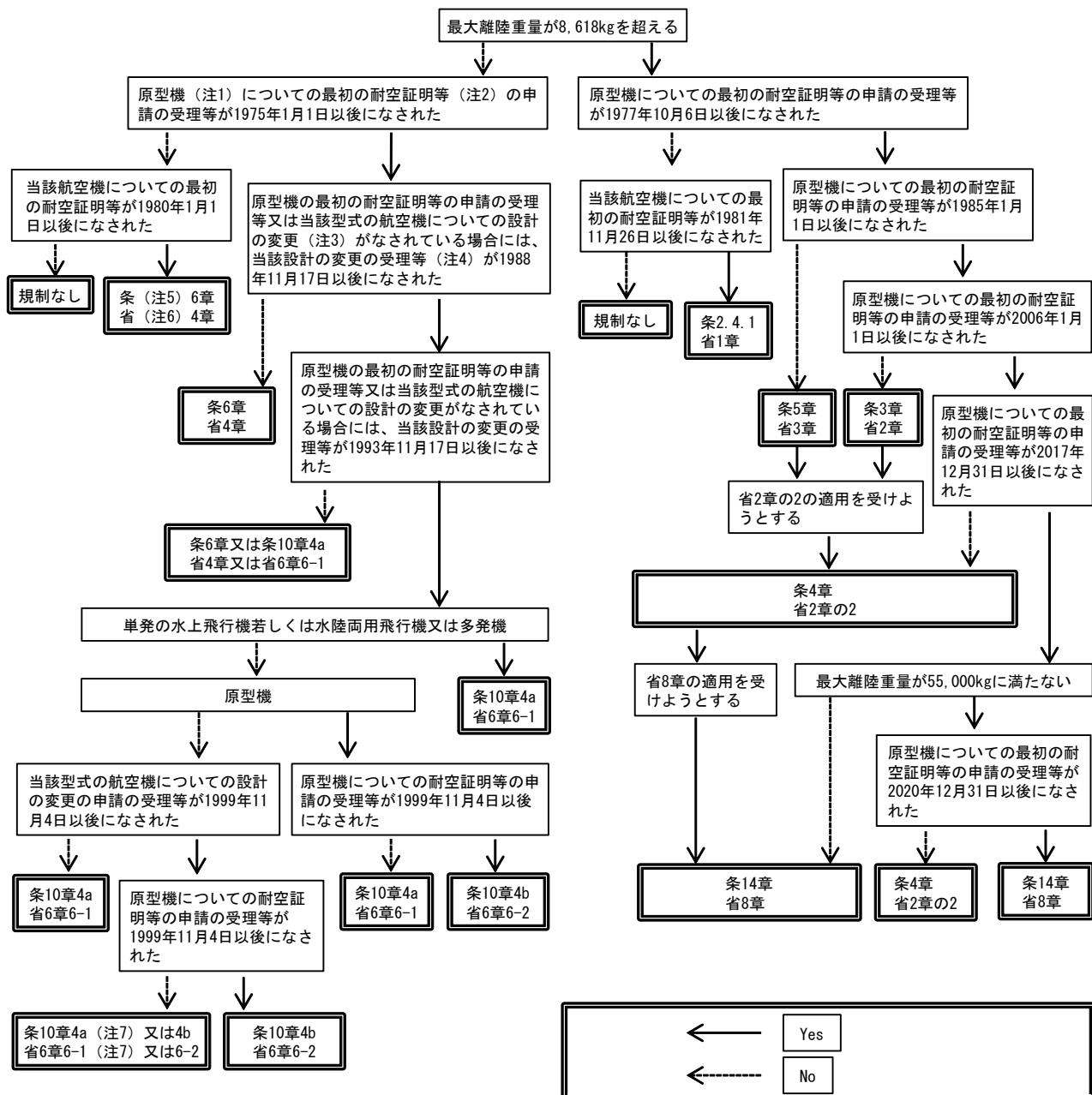
(注5)方向探知機、VOR受信装置、機上タカン装置のうち、その飛行に係る飛行の経路に応じ、当該飛行の経路を構成するNDB、VOR又はタカンからの電波を受信するためのもの。ただし、方向探知機については、衛星航法装置をもってこれに代えることができる。

(注6)方向探知機、VOR受信装置、機上タカン装置のうち、その飛行中常時、NDB、VOR又はタカンからの電波を受信することが可能となるもの。ただし、方向探知機については、衛星航法装置をもってこれに代えることができる。

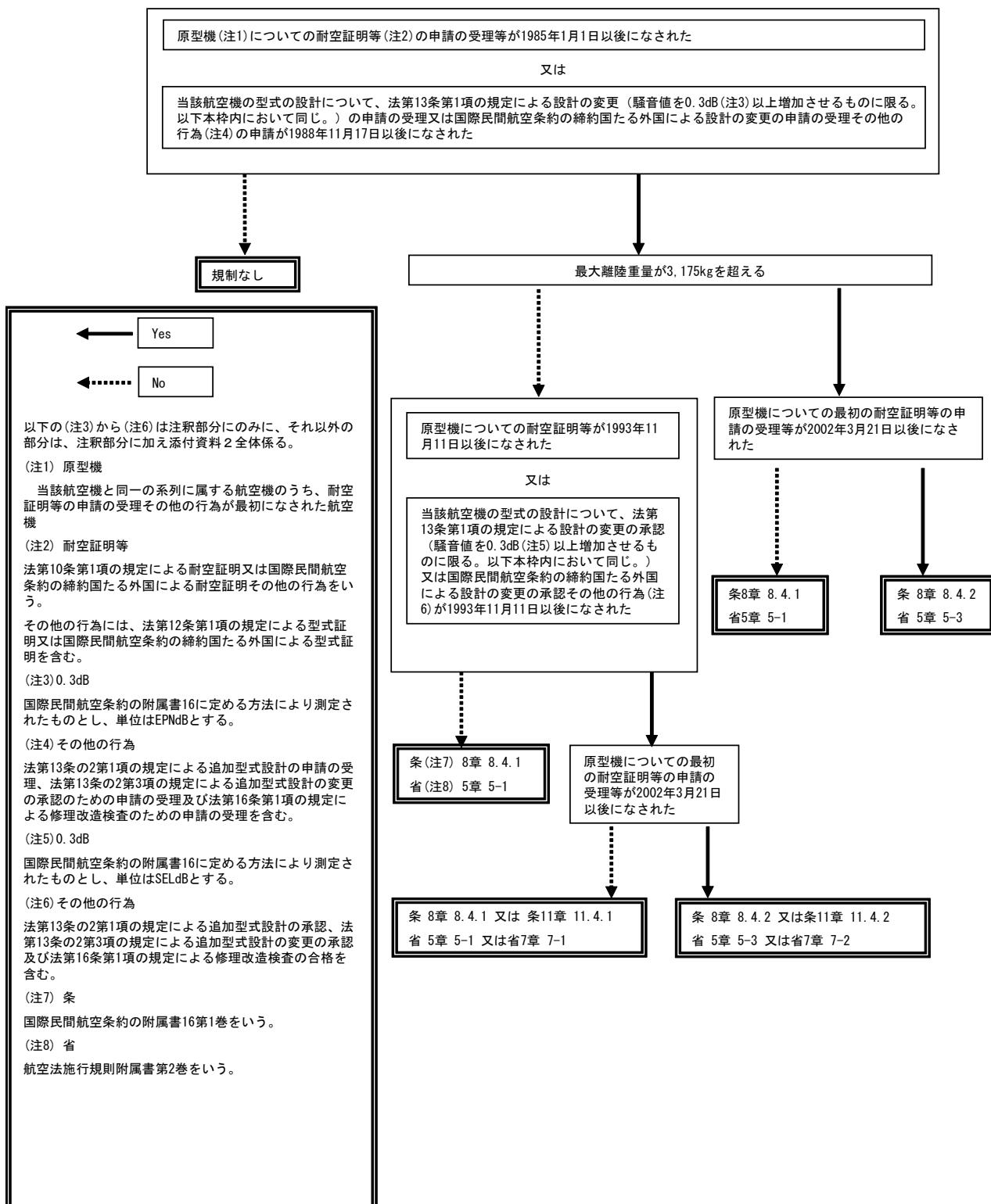
(注7)最大離陸重量5,700kg以上の航空機及び平成15年1月17日以降に新たに耐空証明を取得する最大離陸重量5,700kg未満の航空機は必要。

(注8)航空局長達、空航第551号(昭和46年12月9日)「高度計の規格について」により高度16,000FT以上の場合必要となる。

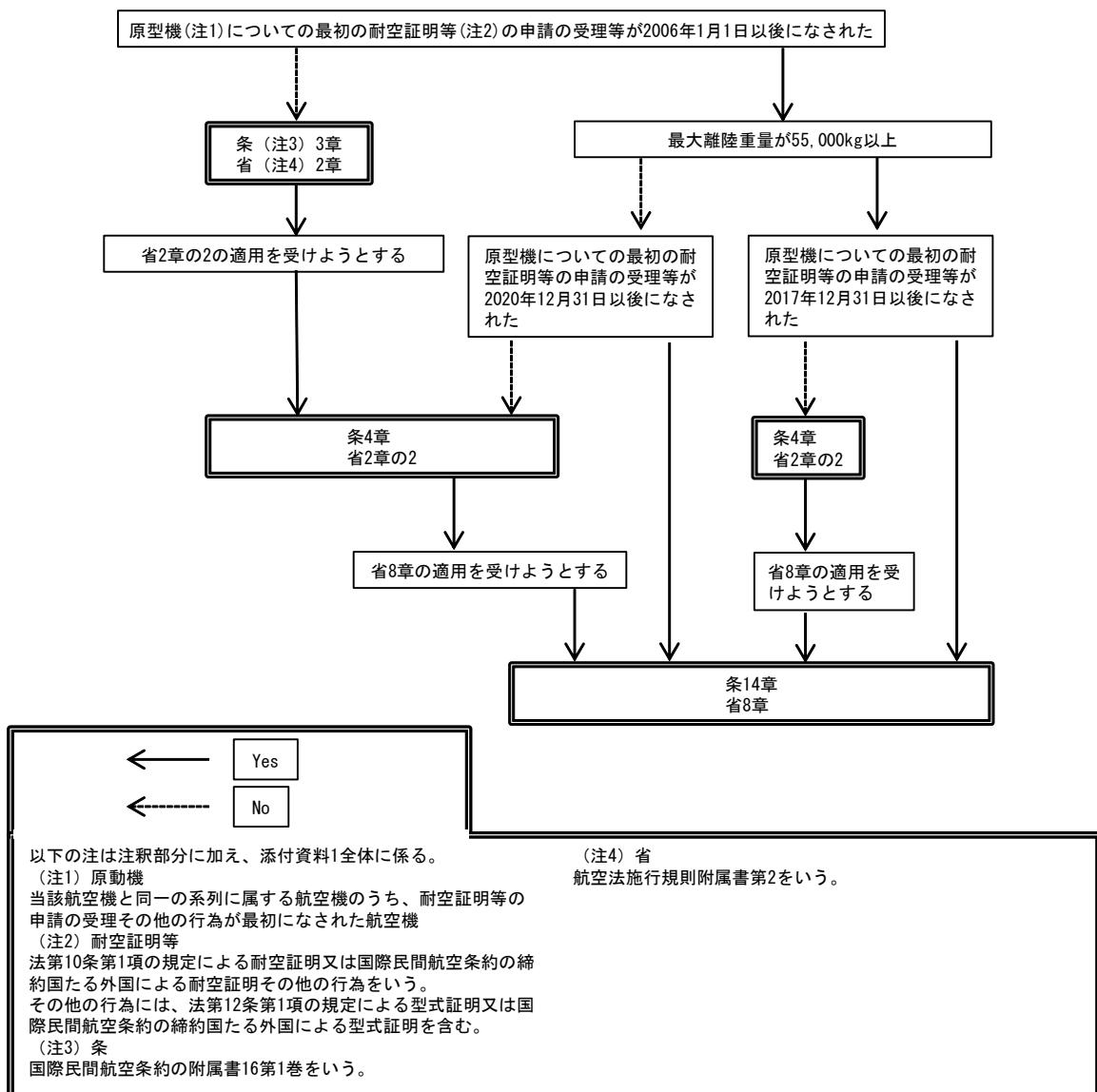
プロペラ飛行機に対する騒音基準の適用



回転翼航空機に対する騒音基準の適用



ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機に対する騒音基準の適用



付録I-3 整備手順書について

1. 目的

耐空証明、修理改造検査、型式証明、追加型式設計承認又は修理改造設計承認の申請の際の添附書類の1つである「整備手順書」は、航空機の使用者がその整備を行うに当たり基本的指針とすべきものであり、その内容は規則第5条の5に次のとおり定められている。

- (1) 航空機の構造並びに装備品及び系統に関する説明
- (2) 航空機の定期の点検の方法、航空機に発生した不具合の是正の方法その他の航空機の整備に関する事項
- (3) その他必要な事項

本付録は、上記の記載事項に関し、特に航空機の耐空証明の更新を受けるに際し、必要となる年次点検等の方法について、その基準となる点検事項等を明確にするものである。

2. 規則第5条の5の記載事項

2-1 航空機の構造並びに装備品及び系統に関する説明

航空機の整備に必要な全般的な事項の説明（いわゆるメンテナンス・マニュアル）であって、次の項目を含むものとする。

- (1) 航空機の諸元、性能その他整備に必要な情報の説明
- (2) 航空機の構造並びに装備品及び系統に関する概要
- (3) 装備品及び系統に関する操作及び作動の説明（特殊な手順及び制限事項を含む。）
- (4) 保守点検及び補給の個所、タンク容量、作動油の種類、各系統の作動圧、アクセス・パネルの位置、潤滑個所及び潤滑剤、保守点検及び補給のための機材類、牽引、係留、持上げ並びにレベリングに関する説明

2-2 航空機の定期の点検の方法、航空機に発生した不具合の是正の方法その他の航空機の整備に関する事項

航空機の整備の方法についての規定（いわゆるメンテナンス・インストラクション）であって、次の項目を含むものとする。

(1) 整備の要件及び作業の実施についての説明

- (a) 清掃、点検、調整、試験及び潤滑等の要目及び実施間隔、点検の程度、摩耗許容基準並びに当該時期に推奨される作業等についての説明複雑な装備品で特殊な技術又は試験機器類を要する装備品については、当該装備品の製造者による情報を引用すること。対象となる航空機により、推奨されるオーバーホール間隔、参照すべき限界事項の章、又は点検の頻度と程度を含む点検プログラム等を含むこと。

- (b) 想定される不具合、その認識の方法、是正処置に関する事項等を含む故障探究についての説明
 - (c) 装備品、部品等の取外し、交換の方法及び必要な注意事項等についての説明
 - (d) 地上試運転、バランス・チェック、重量重心測定、吊上げ、支え及び貯蔵限界等についての説明
- (2) アクセス・プレートの図表、アクセス・プレートがない場合のアクセスの方法等の説明
- (3) 放射線検査、超音波検査を含む特殊検査方法等の説明
- (4) 検査後の構造部材の防錆等の予防処置に関する説明
- (5) 構造の結合部品に関する、識別、廃棄基準及び締付トルク等の説明
- (6) 特殊工具類のリスト

3. 耐空証明の更新を受けるに際し必要となる年次点検等の方法

耐空証明の更新において国の実機検査を受ける場合は、原則として3-1項に示す航空機の構造並びに装備品及び系統の状態についての点検（以下「年次点検」という。）を耐空証明検査の直前に実施することが必要である。

なお、3-2項に示す年次点検と同等以上の整備を実施した航空機については、当該年次点検を改めて実施しなくてもよいこととする。

3-1 年次点検

(1) 準備作業

点検にあたっては、必要な点検口、アクセス・ドア、フェアリング、及びカウリングを取り外すか、開口する。また当該航空機及び発動機の全般にわたって必要な清掃を行う。

(2) 脳体関係

- (a) 羽布及び外板：劣化、ゆがみ、損傷、取付部のゆるみ等
- (b) 系統及び装備品：装着、損傷、作動等
- (c) 燃料タンク：状態（漏れ、通気孔のつまり）

(3) 客室及び操縦室関係

- (a) 清掃状態、また操縦系統に悪影響を及ぼすような装置のゆるみ
- (b) 座席及び安全ベルト：状態（ほつれ等）
- (c) 窓及び風防：劣化、損傷
- (d) 計器：状態、取付け、マーキング、作動
- (e) 操縦系統及びエンジン操作系統：取付け、作動、ケーブルの状態、安全線
- (f) バッテリー：取付け、充電状態
- (g) すべての系統：取付け、状態

(4) エンジン及びナセル関係

- (a) エンジン：滑油、燃料、作動油の漏れ
- (b) スタッド及びナット：締付トルク、損傷

(c) エンジン内部：（レシプロ・エンジン）シリンダの圧縮圧力点検、スクリーン及びサンプ・ドレン・プラグの金屑又は異物、圧縮圧力の低い場合は内部の状態

(d) エンジン・マウント：亀裂、取付けのゆるみ

(e) ショック・マウント・ラバー：劣化、状態

(f) エンジン操作系統：損傷、作動範囲、安全線

(g) 配管、ホース及びクランプ：漏れ、状態

(h) 排気管：亀裂、取付け

(i) 補機：取付け

(j) すべての系統：取付け、状態

(k) カウリング：亀裂、損傷

(5) 着陸装置関係

(a) すべての部品：状態、取付け

(b) 緩衝装置：オレオの作動油量

(c) リンク、トラス及び構成部材：摩耗、疲労、変形

(d) 脚引込み及びロック機構：作動

(e) 油圧配管：こすれ、作動油の漏れ

(f) 電気系統：こすれ

(g) 車輪：亀裂、損傷、ベアリングの状態

(h) タイヤ：摩耗

(i) ブレーキ：調整

(j) フロート及びスキー：取付け、損傷

(6) 翼及び胴体中央部のすべての構成部品の一般的な状態、羽布又は外板の劣化、ねじれ、ゆがみ、破損の徴候、取付けのゆるみ及び構成部品の作動を点検する。

(7) 尾部のすべての構成部品及び系統について一般的な状態、羽布又は外板の劣化、ねじれ、ゆがみ、破損の徴候、取付けのゆるみ及び構成部品の作動を点検する。

(8) プロペラ関係

(a) プロペラ・アセンブリー：亀裂、刻み目、曲り、滑油漏れ

(b) ボルト：締付トルク、安全線

(c) 防水装置：作動、損傷

(d) 制御装置：作動、取付け、行程

(9) 無線機器関係

(a) ラジオ及び電子装備品：取付け、ゆるみ

(b) 配線及び導管：経路、取付け、損傷

(c) 結合及び絶縁：取付け、状態

(d) アンテナ：取付け、状態、作動

(10) その他の系統については、装置及び作動を点検する。

(11) 回転翼航空機にあっては、当該製造者の定めた取扱要領に従って、以下の系統を点検する。

(a) ドライブ・シャフト又は同様の系統

- (b) トランスマッショ n
- (c) 主回転翼
- (d) 補助回転翼

3-2 年次点検と同等以上の整備

(1) 航空機の製造者が、航空機の設計に基づき耐空性を維持するための整備の方法として推奨する整備プログラム（Continuous Airworthiness Inspection Program等）に基づく整備方式

本整備方式が、当局により承認されており、これに基づく整備が過去1年間継続して実施されている場合には、当該整備を3-1項の年次点検と同等以上の整備とみなす。具体的には、次の航空機を年次点検と同等以上の整備を実施された航空機とみなす。

- ① 認可又は認定を受けた整備規程に当該整備方式を設定しており、これに基づく整備を過去1年間継続して適切に実施している航空運送事業の用に供する航空機
- ② 航空機の使用者が当該整備方式を設定している場合に、当該航空機の整備を受託している航空機の整備検査認定（法第20条第1項第2号）を受けた事業者が、当該整備方式を認可を受けた業務規程に設定し、これに基づく整備を過去1年間継続して適切に実施している航空機

(2) 年次点検を分割実施する Progressive Inspection Program に基づく整備方式

本整備方式が、当局により承認されており、これに基づき過去1年間にすべての年次点検の項目が適切に実施されている場合には、当該整備を3-1項の年次点検と同等以上の整備とみなす。具体的には、上記①又は②の事業者が、承認を受けた整備規程又は業務規程に当該整備方式を設定しており、これに基づき適切に実施した整備がこれに相当する。

(3) その他当局が特に認めた整備

上記(1)及び(2)の方式に基づく直近の整備は、検査を実施する日から遡って90日以内に実施されていること。

第II部 型式証明関係

1. 概要

第II部においては、法第12条の型式証明及び法第13条の型式設計変更の検査に関する一般方針、申請手続き、提出書類等について定める。

なお、国産航空機に係る型式証明等については、セキュラーNo.1-003「国産航空機の型式証明等について」に業務の詳細が記載されている。

また、航空法第20条第1項第1号の能力について認定を受けたものが行う当該業務の詳細については、前述のセキュラーNo.1-003及びセキュラーNo.2-001「事業場認定に関する一般方針」を参照すること。

2. 定義

型式証明の範囲には、次のものが含まれる。

- (1) 適用基準への適合性が示された航空機等の形態及び設計の特徴を定義するために必要な図面、仕様書及びそれらの一覧
- (2) 定義された航空機の形態への一致を実現するために必要な、材料、加工及び製造工程/検査手順
- (3) 規則第5条の5で指示する整備手順書について適用基準への適合性の証明が必要な部分（耐審第7章で要求する耐空性を継続するための指示書）
- (4) その他、耐空性、環境適合性を保証するために必要な全ての事項

「型式証明」は、型式証明の設計、運用限界、TCデータシート、適用基準が含まれる。

3. 型式証明の意義

型式証明を受けた型式の航空機については、耐空証明における設計、製造過程及び現状についての検査のうち、設計及び製造過程の検査の一部が省略される。

更に、国産航空機については国の認定を受けた製造者が製造及び完成後の検査を行った場合、また、輸入航空機については検査の基準及び手続きが我が国と同等以上と認められる外国が当該基準及び手続きに基づき証明した場合は、設計、製造過程に加え、現状についての検査も一部省略される。

- (注)
1. 初めて我が国の耐空証明を受ける場合は、原則として型式証明を取得するものとする。
 2. 耐空証明の検査省略の詳細は、第I部「耐空証明関係」を参照。
 3. 輸出国における我が国と同等以上の検査の基準及び手続きの内容については、輸出国と我が国との当局間で締結する航空機等の証明に係る相互承認協定等による。我が国と外国当局との間で締結した相互承認協定等については、セキュラーNo.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」を参照すること。

4.型式証明の申請区分別の提出書類及び検査の概要

4-1 国産航空機等

(輸入航空機であって、外国が型式証明を行っていない又は行う予定が不明の航空機を含む)

(1) 提出書類

型式証明申請書に添付すべき書類の内容は、以下のとおりとする。

(a) 設計計画書

以下の事項を記載すること。

- a. 概要
- b. 動力装置に関する事項
- c. 性能に関する事項
- d. 主要構造についての概略の説明
- e. 装備に関する事項
- f. 特殊な製作方法があればその説明
- g. 試験に関する事項

(b) 設計書

下記は、設計書の例であるがこれらに限られるものではない。

- a. 重量算定、重心位置計算書
- b. 性能計算書
- c. 安定性及び操縦性計算書
- d. 基礎荷重計算書及び同強度計算書
- e. 疲労荷重計算書及び同強度計算書
- f. 騒音値又は発動機排出物値の計算書
- g. 発動機、プロペラその他の重要な装備品の仕様書
- h. 各種系統（操縦、操作、電気、計器、吸排気、冷却、燃料、滑油、高圧油、空気圧、真空、空気調和、防除氷、消火、酸素、無線、航法装置等）の負荷解析、強度計算、性能算定、主要線図（ブロックダイヤグラム）、仕様、FAILURE ANALYSIS 等の設計資料
- i. 在来のものと異なる特殊な構造や装備品が使用される場合は、それらに関する設計資料
- j. 各種の試験及び測定方案並びにこれらの成績及び結果を記載した書類。例として強度・疲労試験、地上・飛行試験及び騒音・発動機排出物測定等がある。

(c) 図面目録

図面目録は、申請に係る航空機の型式の設計に関するすべての図面番号、名称等を含むものであること。

(d) 設計図面

設計図面とは、三面図をいう。

(e) 部品表

航空機の型式設計に含まれる、すべての標準装備品及び航空機の使用者が運航方式等に応じて随意に装着する任意装備品の部品について、部品名、部品の型式、製造者名、重量、機体の重心基準線に対する位置、承認規格名等を各部品に対して記載すること。

(f) 製造計画書

下記の事項を記載すること。

- a. 申請に係る航空機及びその構成品等の製造場所及び主要下請製造者名
- b. 申請に係る航空機及びその構成品等の製造の日程

(g) 仕様書

仕様書とは次の事項を記載した書類をいう。

- a. 申請に係る航空機の種類、等級及び型式
- b. 発動機、プロペラ又は回転翼の型式及び数
- c. 申請に係る航空機の製造者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）
- d. 耐空類別及び法第 10 条 4 項（法第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の基準及び耐空性審査要領の準拠年月日
- e. 操縦面の舵角範囲を含む申請に係る航空機の主要諸元
- f. 最大離陸重量、最大着陸重量、重心許容範囲、重量分布、床面強度等の重量及び重心位置に関する説明及び必要な図表
- g. 制限荷重倍数
- h. 超過禁止速度、常用運用限界速度、着陸装置操作速度等の対気速度に関する限界
- i. 錐揉等曲技飛行、その他申請に係る航空機に特有な許容できる飛行特性
- j. 運用高度限界又は自動回転着陸高度限界
- k. 出力又は推力、発動機回転速度、回転翼航空機にあっては回転翼回転速度、発動機が有効に運転できる大気温度等動力装置の運転に関する諸元及び必要な図表
- l. 燃料等級、滑油規格
- m. 燃料、滑油等の総容量、使用不能量
- n. 特殊装備品の型式、数、使用方法及びそれらを装備した場合の各種限界並びに必要な図表
- o. 装備品及び部品の種類（標準装備品及び任意装備品についての名称及び規格若しくは仕様）

- p. 横風速度限界
- q. 搭乗者限界
- r. 水上条件限界
- s. 該当製造番号
- t. 必要な標識及び掲示板
- u. 構造部材の安全寿命
- v. 騒音値
- w. 発動機排出物値

(注) 航空機の等級とは、陸上単発、陸上多発、水上単発、水上多発の区分をいう。

(h) 飛行規程

規則第 5 条の 4 に掲げる事項を記載すること。作成方法等については、第 I 部「耐空証明関係」の付録 I-2 を参照。

(i) 整備手順書

規則第 5 条の 5 に掲げる事項を記載すること。作成方法等については、第 I 部「耐空証明関係」の付録 I-3 を参照。

(j) 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

以下の事項を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、あらためて作成する必要はない。

- a. 航空機の自重及び重心位置
- b. 装備品の名称、重量及び重心位置
- c. 燃料タンクの使用可能量及び重心位置
- d. その他

(k) 規則第 39 条の 4 第 1 項の規定により検査の確認をした旨を証する書類

(規則第 18 条第 2 項第 2 号に掲げる航空機に限る。)

(l) その他参考事項を記載した書類

(2) 検査の概要等

(a) 申請

申請者は、規則第 17 条第 2 項の区分 2 に従って、型式証明申請書の添付書類を所定の時期までに国土交通省航空局安全部航空機安全課（霞ヶ関）に提出しなければならない。

(b) 型式証明の基準

申請のあった型式の証明に適用される基準は、規則附属書第1、第2、第3及び第4に規定する以下の基準である。

規則附属書第1の基準への適合性を証明するための要領又は方法については、原則として、当該型式証明の申請が受理された時点で有効な耐空性審査要領を適用する。

但し、当該型式機の設計に新技術あるいは特殊な設計の採用などがある場合、当該要領の全てあるいは一部の適用が困難であるか又は合理性に欠ける場合には、特別要件、適用除外又は同等安全性を設定することがある。

また、安全性の基準への適合性を証明する上で必要が生じた場合には、改めて申請書の受理後に改訂された最新の要領又は方法を適用することができる。

4-2 輸入航空機（航空機の型式の設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機）

航空機の型式の設計について（国際民間航空条約の締約国たる）外国へ型式証明その他の行為の申請をしている航空機（国際共同開発機等）の場合は、当該外国当局との協議・調整により、必要に応じ 4-1 項に掲げる提出書類の追加を求めことがある。

(1) 提出書類

型式証明申請書に添付すべき書類の内容は原則、以下のとおりである。

(a) 航空機が法第10条第4項の基準（耐空性並びに騒音及び発動機の排出物の基準）に適合することを証明するに足る書類及び図面

a. 我が国の適用基準（特別要件、特別付加要件、同等安全性及び適用除外を含む。）に対する適合性証明方法（Means of Compliance）及び適合性審査表（Compliance Check List）その他適合性を証明する書類

b. 試験方案及び試験報告書

c. 飛行試験方案及び飛行試験報告書

d. 系統安全性評価書

（注）b.～d.については4-2(2)(c)項で設定するValidation Itemにより指定する。

e. 騒音基準への適合性を示す報告書であって、以下の事項を含むもの

（i）規則附属書第2に基づいて証明された最大騒音値

（ii）補正の方法を含む騒音の測定方法及び分析の方法

（iii）適用される騒音証明基準に適合する目的で行われた追加の改造に関する記載

f. （タービン発動機を装備する航空機の場合のみ）規則附属書第3の基準で要求される排出燃料の基準への適合性を示す報告書

g. （ターボジェット又はターボファン発動機の場合のみ）規則附属書第3の基準で要求される排出ガスへの基準への適合性を示す報告書

（i）規則附属書第3の基準に基づいて証明された排出ガス値

- (注) 規則附属書第3に準拠した測定方法又は計算方法による、煤煙、炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素及び不揮発性粒子状物質の数値を添付すること。
- (ii) 適用される排出ガスの基準に適合する目的で行われた追加の改造に関する記載
- h. 規則附属書第4の基準で要求される二酸化炭素の基準への適合性を示す報告書
- (i) 規則附属書第4の基準に基づいて証明された二酸化炭素数値
(注) 規則附属書第4に準拠した測定方法又は計算方法による、二酸化炭素の数値を添付すること。
- (ii) 適用される二酸化炭素の基準に適合する目的で行われた追加の改造に関する記載
- i. 設計国当局の型式証明審査会の議事録
- j. 設計国当局の適合性見解書 (Issue Papers)
- k. 日本語プラカードに係る図面又は設計文書
- (b) 当該国の政府機関で発行した、当該国が型式証明その他の行為をしたこと を証明する書類
- (c) 図面目録
- (d) 部品表
(c)及び(d)については、必要な事項が記載された Master Drawing List を提出してもよい。
- (e) 仕様書
- a. 設計の概要 (当該国が適用した耐空性、騒音及び発動機の排出物の基 準、特別要件、同等安全性、適用除外、予定される運用形態並びに運用 限界を含む。)
- b. 当該国の型式証明データシート
- c. 新技術又は特殊な設計の概要
- (f) 飛行規程
規則第5条の4に掲げる事項を記載すること。作成方法については、第I 部「耐空証明関係」の付録I-2を参照。
- (g) 整備手順書
耐空性を継続するための指示書
- (h) 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類
- (i) その他参考事項を記載した書類
- a. 製造に関する文書
(i) Production Flight Test Procedure
- b. 以下の技術資料
- (i) オペレーティング・マニュアル
- (ii) パーツ・カタログ

- (iii) 航空機、発動機又は装備品、及びその主要装備品に適用されるサービス・ブレティンのリスト及びその概要
 - (iv) 航空機、発動機又は装備品及びその主要装備品に適用される耐空性改善命令 (Airworthiness Directive) のリスト及びその概要
- c. 技術資料の最新版の電子データ等を航空局に提供する方法を示す文書

(2) 検査の概要等

(a) 申請

- a. 申請者は当該航空機の原型式証明の保有者又は原型式証明をこれから取得しようとする者とする。代理人による手続きは可能であるが、検査は上記の者が受けすことになる。
- b. 申請者は当該型式設計に責任を持たなければならぬ。
- c. 申請は原則、設計国の当局を通して行う。
- d. 申請添付書類は日本語又は英語とする。
- e. 飛行規程については、第I部「耐空証明関係」の付録I-2による。
- f. 我が国の型式証明取得希望時期及び日本への輸入予定（可能であれば、我が国の具体的な顧客名及び我が国への導入形態を含むこと。）を示すこと。

(b) 型式証明の基準

- a. 申請者は航空機の概要、証明方法、設計上又は証明に当たっての特記事項等について説明を行う。必要に応じて、設計国の当局、航空局及び申請者の三者による、証明手続、適用基準、新技術、特殊な設計等を議論するための会合を開催する。航空局は上記の会合等を踏まえ、型式証明チームを決定する。
- b. 耐空性に係る基準は、原則として原設計国が当該型式証明の申請を受理した時に有効であった我が国の耐空性基準とする。
我が国が独自に特別要件及び特別付加要件を規定する場合には、設計国の当局及び申請者と協議の上、決定する。
『特別要件』 (Special Conditions) とは、新しく特異な航空機の設計に対して安全性確保の見地から、輸入国の基準に追加して、又は基準の一部を変更して設定された耐空性の基準である。
『特別付加要件』 (Additional Special Requirements) とは、輸入国と輸出国の基準の一部に相違がある等の理由により、輸入国の基準に適合させるため、輸出国の基準もしくは仕様に追加して、又はこれらを変更して設定された耐空性及び環境に係る基準である。
- c. 環境（騒音及び発動機排出物）に係る基準は、規則附属書第2、第3及び第4の基準である。
- d. 訓練を受けた航空機乗組員のみに対して周知する必要のある標識等の言語については、日本語又は英語とする。

なお、航空機の非常脱出、保安装備品等に関する標識等のうち日本語で標示するものについては、セキュラリティ No.1-008 を参照のこと。

ただし、航空法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 72 号）による改正前の航空法における定期航空運送事業者等の航空機においては、非常脱出、保安装備品等に関するプラカード以外は英語でもよい。

- e. 航空局は、我が国の型式証明の基準、特別な輸入要件、適合性証明方法、同等安全性、特別要件、特別付加要件、適用除外等の項目について、必要に応じて設計国当局と調整した上で、適合性見解書を発行し、設計国を通じて申請者に通知する（セキュラリティ No.1-304 参照）。ただし、航空局と設計国当局の見解が同じ場合は、設計国当局が発行する適合性見解書を活用することができる。

(c) 検査の概要

検査は、設計国当局の証明を活用して行われ、設計国当局の要件、検査の内容に応じて一部省略される。航空局は、必要に応じて、新技術又は特殊な設計、新規の適合証明方法等に関する事項のうち、航空局が特別な審査を行う報告書、試験、関心分野等を「認証項目(Validation Item)」として適合性見解書を発行し、設計国を通じて申請者に通知する。環境（騒音及び発動機排出物）に係る基準への適合性に関する検査においては、我が国が承認した試験計画に従って実施された立会い試験、及び外国当局を通じて提出された全てのデータ、適合性実証報告書及び適合性判定(Compliance Statements)の審査及び承認に基づき、規則附属書第2、第3及び第4への適合性の認定を行う。

a. 設計の検査

- ・ Compliance Check List により、基準への適合性の証明状況の確認
- ・ 設計国当局の証明の際の TC Board Minutes、Issue Paper、Flight Manual、Airworthiness Limitation 等に関する資料の点検
- ・ Compliance Check List に示されている設計国当局の証明資料の確認

b. 製造過程の検査

- ・ 製造国の当局による製造過程への関与の具体的方法、製造者による製造方法、検査方法（特殊工程含む。）、治工具管理及び品質保証の方法等の確認
- ・ 我が国への輸出に当たって、製造者及び製造国の当局が行う検査等の要件の確認。
- ・ 製造施設等の確認（必要と認められる場合に限る。）

c. 現状の検査

当該型式の航空機について、完成後の外観検査、地上試験及び飛行試験を行う。

試験は設計国当局の証明を活用し、PFTP (Production Flight Test Procedure) の内、必要な項目を実施する。

d. その他

型式証明データシートを作成する。

提出された飛行規程の内容を確認し、承認を行う。

(d) 証明書の交付

航空局は、次の事項が確認された場合に型式証明書及び型式証明データシートを設計国の当局に送付する。

- a. 申請者が、我が国の型式証明の適用基準への適合性を実証していること。
- b. 設計国の当局が、航空局に対して、航空局が追加要求した資料を含み我が国の適用基準への適合性を証明していること。
- c. 設計国の当局が型式証明書を発行していること。

(e) 航空機の運航及び整備要件の評価

航空機の運航及び整備要件について、航空局が独自の評価を行う場合にあっては、申請者は次に掲げる事項について情報を提供すること。

- a. 整備方式審査会報告書 (MRBR)
- b. 操縦士等の訓練・試験・技能審査要件
- c. 原運用許容基準 (MMEL)
- d. 規則で要求される装備品が搭載されていることを示す報告書

4-3 輸入航空機であって、我が国の耐空証明を受けたことのある型式の航空機

(1) 提出書類

4-2(1)に掲げる提出書類と同じ。

ただし、図面目録、部品表、仕様書、飛行規程、日本語プラカードを記載した書類以外の書類については、当該航空機の耐空証明時に同様のものが提出されていれば再度提出する必要はない。

(2) 検査の概要

(a) 申請

4-2(2) (a)に同じ。

(b) 型式証明の基準

- a. 我が国が当該型式の航空機に対し、耐空証明を行った時に適用した基準を基本とする。
- b. 環境（騒音及び発動機排出物）に係る基準は、規則附属書第2、第3及び第4に規定された騒音、発動機の排出燃料、発動機の排出ガス及び発動機の二酸化炭素の基準である。

(c) 検査の概要

a. 設計の検査

4-2(2) (c)a.に同じ。

ただし、当該航空機の耐空証明検査時に確認したものについては、省略する。

b. 製造過程の検査

4-2(2) (c)b.に同じ。

ただし、当該航空機の耐空証明検査時に確認したものについては、省略する。

c. 現状の検査

4-2(2) (c)c.に同じ。

ただし、当該航空機の耐空証明検査時に確認したものについては、省略する。

d. その他

4-2 (c)d.に同じ。

(d) 証明書の交付

4-2 (d)に同じ。

(e) 航空機の運航及び整備要件の評価

4-2 (e)に同じ。

ただし、当該航空機の耐空証明検査時に航空局が評価を行ったものについては、省略する。

(参考1) 型式証明における発動機及びプロペラの取扱い

(1) 取扱指針

我が国の航空法上、発動機及びプロペラは型式証明の対象ではなく、規則第14条の規定により装備品等型式承認（以下「型式承認」という。）の対象である。

航空機の型式証明取得にあたっては、その装備品である発動機及びプロペラに関して当該適用基準（安全性基準及び該当する場合には発動機排出物基準）に適合していることの検査が必要であるが、この場合、航空法上、発動機及びプロペラを含め型式承認の取得が義務でないため、次のいずれかの取扱いが必要になる。いずれを選択するかは、航空機の型式証明申請者と発動機又はプロペラの設計者との間で調整を行った上、決定することが必要である。

(a) 発動機又はプロペラの設計者が型式承認を別途申請する。

航空機の設計者は型式承認が取得された発動機及びプロペラを装備する航空機として型式証明を取得する。

(b) 航空機の設計者が当該航空機に装備される発動機及びプロペラを含め航空機の型式証明を申請する。

この場合、型式証明の申請者が発動機及びプロペラの評価のため必要となる証明書類を提出しなければならない。

(2) 提出書類

上記(a)の場合、4項における発動機又はプロペラの適合性の証明に関する書類の提出は必要としない。

- (注)
1. 発動機及びプロペラが国産の場合、原則として型式承認を取得することとする。
 2. 型式承認の方法等については、セキュラーNo.1-004を参照。

(参考2) ライセンス生産航空機の型式証明

(1) 取扱指針

我が国の製造者が、外国の設計者との間でライセンス生産の契約を結び、当該設計者が設計した航空機を製造する場合の、当該航空機の型式証明については、次のいずれかの取扱いとなる。

しかしながら、いずれを適用するかは、我が国製造者と外国設計者との契約関係、我が国当局と外国当局との証明当局としての責任関係等を検討した上で決定すべきものであるので、事前の調整が必要である。

(a) 輸入航空機としての型式証明の取得

当該外国の設計者が申請者となり、輸入航空機として我が国の型式証明を取得する。

設計の一部を我が国の製造者が変更する場合の当該設計変更については、当該製造者が追加型式設計の承認(STC)を取得するものとする。

(b) 国産航空機としての型式証明の取得

当該我が国の製造者が申請者となり、国産航空機として我が国の型式証明を取得する。

(2) 提出書類

上記の選択により、4-1項、4-2項が適用される

(注) 既に我が国の型式証明を取得しているライセンス生産航空機については、従来通りの取扱いを継続して行う。

5. 型式設計変更

5-1 型式設計変更の取扱い

型式証明を受けた者は、型式証明を受けた航空機の設計の変更をしようとする時は、国土交通大臣の承認を受ける必要がある。（法第13条）型式設計変更の分類とその承認について、以下のように取扱う。

なお、型式設計変更は、2.定義の型式証明の範囲に含まれる部分に係わる変更で、航空機の仕様、運用に係る限界、装備を含む形態の変更及び追加等であるが、型式証明等の申請書の添付資料の変更及び当該検査において検査を受けた製造の工程の変更等は、これに該当する。

(1) 型式設計変更の承認

型式設計変更については、以下のように承認を行う。

なお、新規製造機に対し型式設計変更を行う場合は、耐空証明検査完了までに、承認を受ける必要がある。

(a) 国産航空機等

承認を受けなければならない。

なお、航空法第20条第1項第1号の能力について認定を受けたもの（設計検査認定事業場）が確認を行った当該変更は、同法第13条第4項の規定より国土交通大臣の承認を受けたものとみなされ、国の検査の対象とならない。

(b) 輸入航空機

設計国の当局（権限を委譲されたものを含む）が当該設計変更について承認を行っている、又は行うことが必要である。その上で、設計変更が耐空性及び環境適合性に与える影響の大きさに応じて、「航空局の承認が必要な設計変更」、「航空局への通知が必要な設計変更」又は「航空局への通知が不要な設計変更」に区分される。

（注） サーキュラー No.1-302 「耐空性審査要領等の適用に係る指針」の4項の手順2に規定される設計変更等の内容の規模の判断において、「明らかに大規模（Substantial Change）である場合」に該当する場合は、新たな型式として型式証明の申請が必要となる。

a. 航空局の承認が必要な設計変更

航空局への通知が不要な設計変更以外の設計変更であって、次に掲げるものについては承認を受けなければならない。申請者は設計国の当局を経由して型式設計変更を申請すること。

(i) 主要な大変更

i. 飛行規程の限界事項の変更に係るもの

- ii. 耐空性を継続するための指示書における耐空性限界の内容（Certification Maintenance Requirement を含む。）の変更に係るもの（記載事項の誤記訂正等を除く。）
- iii. 型式証明データシートの変更（製造番号の追加を除く。）に係るもの
- iv. 原運用許容基準（Master Minimum Equipment List (MMEL)）及び Configuration Deviation List に影響する設計変更
- v. 型式証明時に設定した適用基準の変更を要するもの（新たに特別要件（Special Condition）、特別付加要件、同等安全性（Equivalent Level of Safety）及び適用除外（Exemption）を設定する場合を含む。）
- vi. 型式証明時に承認された適合証明方法（Means of Compliance）の変更又は新たな適合証明方法を設定するもの
- vii. サーキュラー No.1-302 「耐空性審査要領等の適用に係る指針」の4項の手順4に示される「重要な設計の変更等（Significant Change）」に該当するもの

(ii) 航空局指定項目

- i. 型式証明時に航空局が指定する認証項目に影響のある設計の変更
- ii. 規則第22条の2第1項第1号又は第2号（騒音及び排出物の基準）に該当する設計変更
- iii. 以下に示す客室仕様の重大な変更
 - ・サーキュラー No.1-008 に該当する客室に取り付けられる日本語のマーキング及びプラカードが変更される場合
 - ・客室配置の変更（ただし、①非常脱出及び乗員・乗客の安全性に影響を与えない客室装備品・調理室の装備品その他の小物の設置、移設及び取り外し、②素材の変更を伴わない客室インテリアの変更、③エンターテイメントシステムのソフトウェアの変更、④サーキュラー No.1-008 に該当しないマーキング及びプラカードの変更を除く。）

b. 航空局への通知が必要な設計変更

- a. 又は c. のいずれにも該当しない設計変更（電気配線の相互接続系統に係る耐空性を継続するための指示書（以下「EWIS-ICA」という。）の変更を含む。）は、設計国の当局から航空局に対して、設計変更の概要並びに当該国及び我が国の基準に適合している旨の通知が必要であるが、疑義が生じない場合に限り、原則として航空局の承認を取得したものと見なされる。

c. 航空局への通知が不要な設計変更

重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他航空機の耐空性に重大な影響を及ぼさない変更（EWIS-ICA の変更を除く。）については、設計国の当局から航空局への通知は不要であり、原則として航空局の承認を取得したものと見なされる。

5-2 提出書類

当該設計変更及び変更によって影響を受ける航空機の設計について、型式証明の場合に準じて書類を提出する。

5-3 検査の概要等

(1) 申請

- (a) 申請者は、当該型式の航空機の型式証明を保有している者とする。代理人による手続きは可能である。
- (b) 輸入機の場合、原則として、申請は設計国の当局を通して行う。
- (c) 申請書、申請添付事項については、型式証明の場合に準じる。

(2) 型式設計変更の基準

既に型式証明を受けたことのある型式（型式証明を受けたことのある型式と同一の系列に属する型式の航空機の型式証明を含む）の設計変更を行う場合には、当該設計変更の申請が行われた時点で有効な最新の耐空性審査要領等を適用する。

ただし、当該型式設計変更が派生型航空機の追加に該当する場合等は、変更によって影響を受ける装備品又は部位に直接関係する最新の耐空性審査要領等の適用の可能性について、申請者及び設計国の当局（輸入機の場合）と協議の上、決定する。

(3) 検査の概要

型式証明の場合に準じて検査を行う。

輸入機の場合、原則、書類により検査を行うが、必要と認められる場合には、実機検査を行う。

飛行規程の変更がある場合には、提出された飛行規程の内容を確認し、承認を行う。

(4) 証明書等の交付

型式設計変更の承認を行った場合の証明書の交付については、以下のように取扱う。（規則第 22 条）

(a) 国産航空機等

申請者に対し、新たに型式証明書を交付する。

(b) 輸入航空機の場合

a. 航空局の承認が必要な設計変更の場合

申請者に対し、新たに型式証明書を交付する。ただし、当該型式設計変更が派生型航空機の追加に該当する場合等、型式証明書の記載事項の追加又は変更を行う場合以外の場合には、申請者に対し、型式設計変更を承認した旨の書簡を交付することとする。

b. 航空局への通知が必要な設計変更の場合

申請者に対し、新たな型式証明書は交付しない。

c. 航空局への通知が不要な設計変更の場合

申請者に対し、新たな型式証明書は交付しない。

5-4 サービス・プレティン（SB）の取扱い

我が国の型式証明を取得した型式の航空機に対する SB を以下のように取扱う。

(1) 国産航空機等

セキュラリティ No.1-013 に基づいて承認対象を判断する。

(2) 輸入航空機

輸入航空機の SB については、型式設計変更として取り扱うこととし SB 単独の承認は行わない。

6. 型式証明関係手続き

6-1 型式証明申請書、型式設計変更申請書及び型式設計変更届出書の記載要領並びに申請等書類の提出先

(1) 申請書の記載要領

(a) 型式証明申請書

a. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

当該航空機の原型式証明の保有者又は原型式証明をこれから取得しようとする者について記入する。

代行手続きの場合には、当該代行者の当該事項についても合わせて記入する。

b. 航空機の種類、型式、製造番号、耐空類別、適用される法第 10 条第 4 項の基準、設計者氏名又は名称、設計者住所、製造者氏名又は名称、製造者住所検査を受ける航空機及び検査を受ける際に提出する書類と整合するものでなければならない。

(b) 型式設計変更申請書及び型式設計変更届出書

a. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

当該航空機の型式証明の保有者について記入する。
代行手続きの場合には、当該代行者の当該事項についても合わせて記入する。

b. 航空機の種類、型式、型式証明書番号、製造番号、耐空類別、適用される法第10条第4項の基準、設計者氏名又は名称、設計者住所、製造者氏名又は名称、製造者住所

検査を受ける航空機及び検査を受ける際に提出する書類と整合するものでなければならない。

c. 変更事由

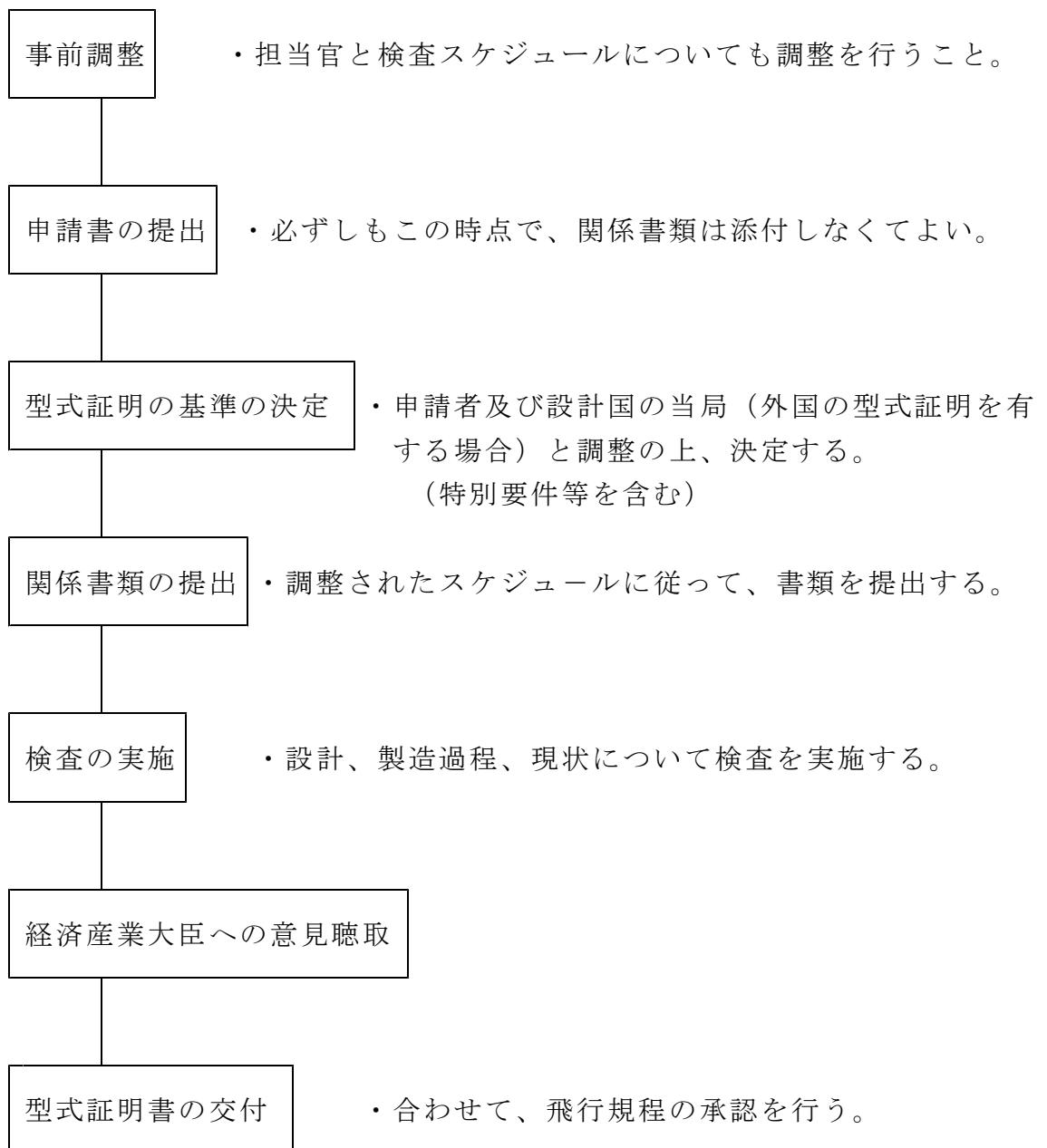
設計変更が必要となった事由を記入する。

(2) 申請書の提出先

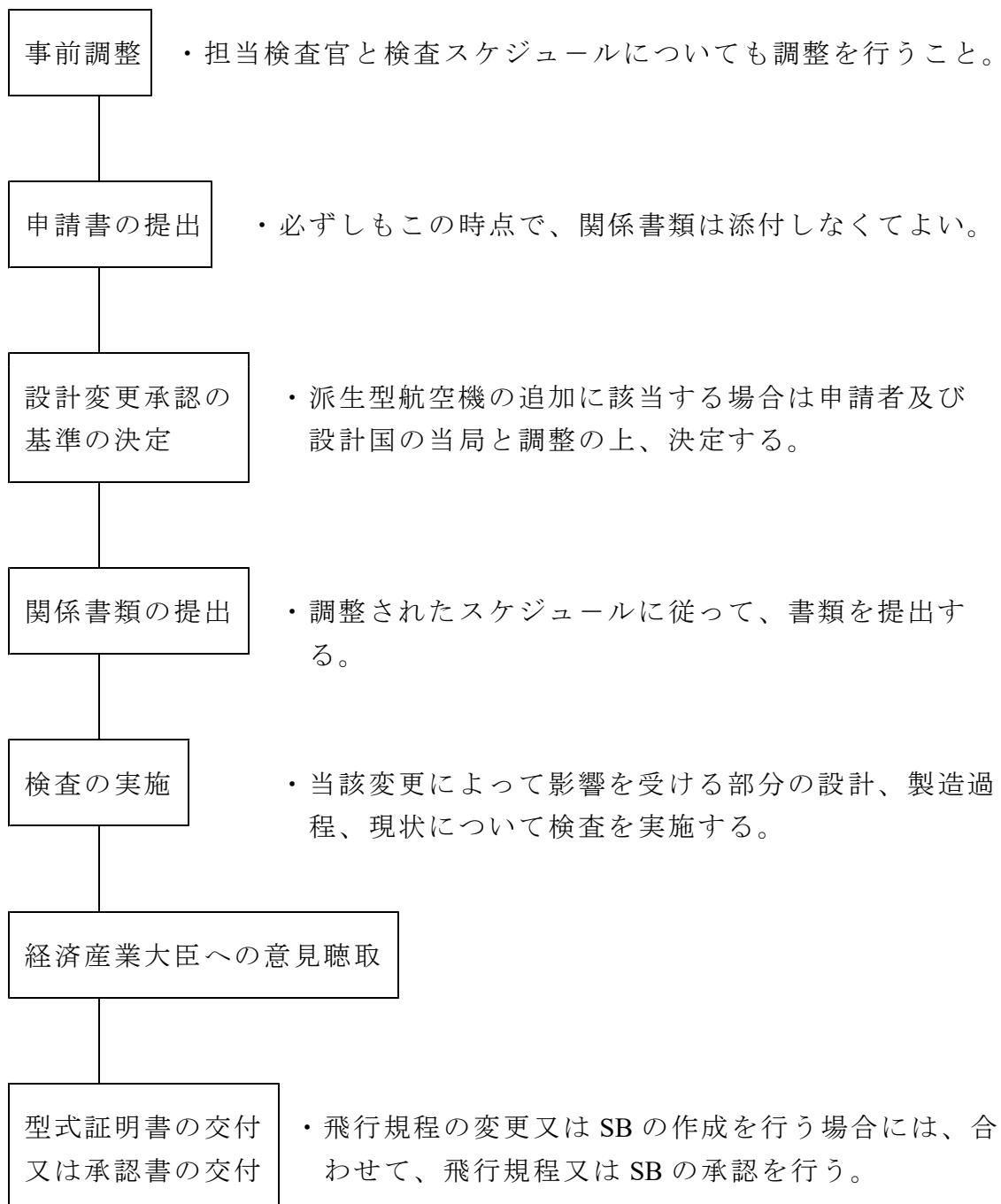
東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省航空局安全部航空機安全課
(電話) 03-5253-8735

6-2 申請等書類の提出から検査、型式証明書類の交付までの流れ

(1) 型式証明



(2) 型式設計変更



7. 型式証明保有者のその他の業務

- 型式証明保有者は以下の業務についても、実施することが必要である。
- (1) 型式設計変更の承認の取得（法第13条）
 - (2) 運航中の航空機に関する不具合等情報の収集、当局への情報の提供（法第13条の4）
 - (3) 設計、製造に関する不具合等が発生した場合の技術対策等の是正措置（法第13条の4）
 - (4) データ（設計データ、図面、試験報告書、航空製品の検査証明書）の維持、保管（法第13条の4）
 - (5) マニュアルの作成、改訂、保管及び航空機の使用者への提供（法第13条の3）
 - (6) 耐空性の継続（耐空性の維持に関する取扱手順書の提供、改訂を含む）（法第13条の4）
 - (7) 技術資料（Aircraft Flight Manual、Aircraft Maintenance Manual、原運用許容基準、整備方式審査会報告書、Scheduled maintenance requirements、Fault Isolation Manual、Wiring Diagram Manual、Standard Wiring Practices Manual、Structural Repair Manual等）を改訂した場合、速やかに航空局に対し、電子媒体を提供すること。提供する方法は航空局がオンラインでアクセスできるウェブサイトへの掲載が望ましいが、紙媒体又はCD-ROM等の電子媒体による提供も可能とする。

第III部 追加型式設計の承認関係

1. 概要

第III部においては、法第13条の2の追加型式設計承認（STC）に関する一般的方針、申請手続き、提出書類等について定める。

なお、国産航空機に係るSTCについては、サーキュラーNo.1-003「国産航空機の型式証明等について」に業務の詳細が記載されている。また、追加型式設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をしていないもの（参照3-1項）に係る検査等においては、前述のサーキュラーNo.1-003を準用するが、設計変更の内容、規模等を踏まえ、適宜、手続きの一部又は全部を省略できるものとする。

2. 追加型式設計承認の適用範囲と意義

2-1 適用範囲

型式証明を受けた航空機の設計変更を行う場合は、その変更の程度にかかわらず、追加型式設計承認の申請を行うことができる。

2-2 意義

追加型式設計承認を受けた設計変更がなされた航空機については、型式証明を受けた航空機の設計と同様の効果をもたらす。即ち、追加型式設計承認を受けた設計変更がなされた航空機については、修理改造検査又は耐空証明における当該設計変更に係る設計、製造過程及び現状についての検査のうち、設計及び製造過程の検査の一部が省略される。

更に、国産航空機については、当該追加型式設計承認に係る作業を含む航空機の製造及び完成後の検査の能力について国の認定を受けた製造者が製造及び完成後の検査を行った場合、また、輸入航空機については、検査の基準及び手続きが我が国と同等以上と認められる外国が当該基準及び手続きに基づき証明した場合は、設計、製造過程に加え、現状についての検査も一部省略される。

また、追加型式設計承認による改修作業は型式証明保有者のSBによる改修作業と同等に取扱う。即ち、認定事業場で改修を実施、確認することができ、修理改造検査を受検する場合にも、計画の検査が省略される。また、当該改修が軽微なものである場合には、小修理として取扱うこととする。

（小修理としての取扱いについては、IV.2-1(2)(e)を参照。）

（注）輸出国における我が国と同等以上の検査の基準及び手続きの内容については、輸出国と我が国との当局間で締結する航空機等の証明に係る相互承認協定等による。我が国と外国当局との間で締結した相互承認協定等については、サーキュラーNo.7-001「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」を参照すること。

3. 追加型式設計承認の申請区分別の提出書類及び検査の概要

3-1 追加型式設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をしていないもの

(通常は、国内の事業者が自ら設計した追加型式設計が該当する。)

(1) 提出書類

追加型式設計承認申請書に添付すべき書類の内容は、原則型式証明に準じ、以下の通りとする。

(a) 追加型式設計に係る設計計画書

以下の事項を記載すること。

- a. 追加型式設計の目的、用途、特徴等
- b. 追加型式設計が適用される航空機の耐空類別、型式、製造番号
- c. 追加型式設計責任者の氏名、及び設計に関して当局との連絡を主に行う者の氏名
- d. 設計、製造、改修等に関する概略の日程
- e. 主要部品及び主要部品の製造者名
- f. 追加型式設計の概要の説明
- g. 特殊な製作方法があればその概要説明
- h. 試験に関する事項

強度試験、機能試験、飛行試験、騒音の測定、発動機排出物の測定等について場所、施設、使用機器、日程等を含む概要説明

(注) 追加型式設計計画書は当局が実際の検査を行う前に設計の概略を知ることを目的としたものである。一括して提出するのが望ましいが、まとまったものから逐次提出しても差し支えない。

記載内容は、設計の進捗に伴い変更される場合がありうるが、何らかの方法で当局に連絡されている限り、強いて本書を変更する必要はない。

(b) 設計書

以下の書類のうち、当該追加型式設計が航空機の型式設計に影響を及ぼすものについて作成し、提出すること。

作成にあたり、航空機の製造者等のデータを使用する場合は、その出処を明確にすること。

- a. 重量算定、重心位置計算書
- b. 性能計算書
- c. 安定性及び操縦性計算書
- d. 基礎荷重計算書及び同強度計算書
- e. 疲労荷重計算書及び同強度計算書
- f. 騒音値又は発動機排出物値の計算書
- g. 追加型式設計に係る装備品の仕様書

- h. 各種系統（操縦、操作、電気、計器、吸排気、冷却、燃料、滑油、高圧油、空気圧、真空、空気調和、防除氷、消火、酸素、無線、航法装置等）の負荷解析、強度計算、性能算定、主要線図（ブロックダイヤグラム）、仕様、FAILURE ANALYSIS 等の設計資料
- i. 在来のものと異なる特殊な構造や装備品が使用される場合は、それに関する設計資料

(c) 図面目録

追加型式設計に関するすべての図面番号、名称等を含む目録であること。

(d) 設計図面

追加型式設計に関する図面をいう。

(e) 部品表

当該追加型式設計に含まれる部品について部品名、部品番号、製造者名を記載すること。標準部品の製造者名は除く。

(f) 製造計画書

下記の事項を記載すること。

- a. 部品の製造場所及び主要製造者名
- b. 製造の日程

(g) 仕様書

以下の事項のうち、当該追加型式設計が航空機の型式設計に影響を及ぼすものについて記載すること。

影響を及ぼさないものについては、「変更なし」とすること。

- a. 追加型式設計が適用される航空機の型式及び製造番号
- b. 発動機、プロペラ又は回転翼の型式及び数
- c. 追加型式設計の設計者及び製造者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事業所の所在地）
- d. 耐空類別及び適用された基準
- e. 操縦面の舵角範囲を含む航空機の主要諸元
- f. 重量及び重心位置
- g. 制限荷重倍数
- h. 対気速度限界
- i. 航空機に特有な許容できる飛行特性
- j. 運用高度限界又は自動回転着陸高度限界
- k. 動力装置の運転に関する諸元及び必要な図表
- l. 燃料等級、滑油規格
- m. 燃料、滑油等の総容量、使用不能量

- n. 装備品及び部品の種類（追加型式設計に係るもの）
- o. 横風速度限界
- p. 搭乗者限界
- q. 水上条件限界
- r. 必要な標識及び掲示板
- s. 構造部材の安全寿命
- t. 騒音値
- u. 発動機排出物値

(h) 飛行規程

規則第5条の4に掲げる事項を記載すること。作成方法については、第I部「耐空証明関係」の付録I-2を参照。

当該追加型式設計承認により変更又は追加となる部分について記載する。

(i) 整備手順書

規則第5条の5に掲げる事項を記載すること。

作成方法については、第I部「耐空証明関係」の付録I-3を参照。

当該追加型式設計により変更又は追加となる部分について記載する。

(j) 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

以下の事項に関し、当該追加型式設計により変更又は追加となる部分について記載する。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。

- a. 航空機の自重及び重心位置
- b. 装備品の名称、重量及び重心位置
- c. 燃料タンクの使用可能量及び重心位置
- d. その他

(k) 規則第39条の4第1項の規定により検査の確認をした旨を証する書類

（規則第23条の2第2項第2号に掲げる航空機に限る。）

(l) その他参考事項を記載した書類

その他参考事項を記載した書類とは下記の書類をいう。なお、以下の書類のうち、a～lについては、当該追加型式設計が航空機の型式設計に影響を及ぼす場合に作成し、提出すること。

作成にあたり、航空機の製造者等のデータを使用する場合は、その出処を明確にすること。

- a. 適合性審査表案
- b. 空力及び水力関係試験方案
- c. 部分強度試験方案

- d. 静的強度試験方案
 - e. 疲労強度試験方案
 - f. 動的強度試験方案
 - g. 振動試験方案
 - h. 各種機能試験方案
 - i. 飛行試験方案
 - j. 騒音測定方案
 - k. 発動機排出物測定方案
 - l. 技術通報発行要領
- サーチュラー No.1-013 を参照すること。
- m. 担当検査官が必要と認めた試験方案、試験成績書及びその他の必要資料、並びに Minimum Equipment List 及び Configuration Deviation List を設定する場合はこれらの原案
 - n. 改造（修理）手順書

(注) 改造（修理）手順書とは、追加型式設計承認を受けた者が、改造・修理作業を実施する者に対して、改造・修理作業を行う際の手順を示した書類をいう。外国の追加型式設計承認における Manufacturing and Installation Instruction Drawings に相当する。

(2) 検査の概要等

(a) 申請

- a. 申請者は当該型式の航空機の型式証明の保有者以外の者で、追加型式設計の設計者とする。
- b. 申請者は当該追加型式設計に責任を持たなければなければならない。

(b) 追加型式設計の基準

- a. 申請者は設計の初期の段階において、追加型式設計計画書を提出し、追加型式設計の概要、証明の方法、設計上又は証明に当たっての特記事項等について説明を行う。
- b. 追加型式設計の基準は、当該航空機について我が国が行った型式証明に適用した基準とする。

ただし、当該追加型式設計が耐空性に及ぼす影響が大きい場合には、変更によって影響を受ける装備品又は部位に直接関係する最新の耐空性基準の適用の可能性を検討し、申請者及び設計国の当局（輸入 STC の場合）と協議の上、基準を決定する。

特別要件、適用除外及び同等安全性を規定する場合には、同様に申請者及び設計国の当局（輸入 STC の場合）と協議の上、決定する。

(c) 検査の概要

事前に担当検査官と検査について調整を行い、証明の方法、提出書類並びに提出時期、試験への立会い、地上試験及び飛行試験の要否、スケジュール等について決定する。

a. 設計の検査

- ・提出書類により基準への適合性を検査する。
- ・必要に応じて、担当検査官立会の試験を行う。

試験には、static load test、flammability test、fire containment test、EMI flight and ground test、騒音又は発動機の排出物の測定等がある。

b. 製造過程の検査

- ・必要に応じて、部品の製造・完成適合検査、改造過程の検査、品質管理の方法の検査を行う。

c. 現状の検査

- ・完成後の外観検査並びに必要に応じ地上試験及び飛行試験を行う。

d. その他

- ・飛行規程の変更がある場合は、提出された飛行規程の変更内容を検査し、承認する。

(注) 当該追加型式設計が複数の航空機の型式に及ぶ場合には、各型式に対して必要により、書類又は試験による適合性の証明並びに製造過程及び完成後の現状検査が必要となる。

(d) 承認書の交付

追加型式設計が適用した基準に適合していると判断した場合には、追加型式設計承認書を申請者に対し交付する。

承認に際しては、法第13条の2第3項の承認を受けることを要しない以下の例のような、耐空性に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を行う場合に、当該変更したことを当局（承認書を交付した者）に通知しなければならない旨条件を付すことができる。

【軽微な変更の例】

- (1) 非常脱出及び乗員・乗客の安全性に影響を与えない客室装備品・調理室の装備品その他の小物の設置、移設及び取り外し
- (2) 素材の変更を伴わない客室インテリアの変更
- (3) エンターテイメントシステムのソフトウェアの変更
- (4) サーキュラー No.1-008 に該当しないマーキング及びプラカードの変更
- (5) 付属図面等の明らかな誤記訂正、注釈の追加、作業手順の明確化など。

3-2 追加型式設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をしたもの

（通常は、外国の事業者が自ら設計し、既に当該外国政府から承認を受けている

追加型式設計が該当する。)

(1) 提出書類

- (a) 当該追加型式設計承認による変更をした航空機が法第 10 条第 4 項の基準（耐空性、騒音及び発動機の排出物の基準）に適合することを証明するに足る書類及び図面（変更に係る部分に限る。）
- a. 我が国の適用基準（特別要件、特別付加要件、同等安全性及び適用除外を含む。）に対する適合性証明方法（Means of Compliance）、適合性審査表（Compliance Check List）（他の STC 番号を呼び出している場合、関連する適合性審査表を含む。）及びその他適合性を証明する書類
 - b. 試験方案及び試験報告書
 - c. 飛行試験方案及び飛行試験報告書
 - d. 系統安全性評価書
 - e. 騒音基準への適合性を示す報告書であって、以下の事項を含むもの
 - (i) 規則附属書第 2 に基づいて証明された最大騒音値
 - (ii) 補正の方法を含む騒音の測定方法及び分析の方法
 - (iii) 適用される騒音証明基準に適合する目的で行われた追加の改造に関する記載
 - f. （タービン発動機を装備する航空機の場合のみ）規則附属書第 3 の基準で要求される排出燃料の基準への適合性を示す報告書
 - g. （ターボジェット又はターボファン発動機の場合のみ）規則附属書第 3 の基準で要求される排出ガスへの基準への適合性を示す報告書
 - (i) 規則附属書第 3 の基準に基づいて証明された煤煙数値及び排出ガス値
(注) 規則附属書第 3 に準拠した測定方法又は計算方法による、煤煙、炭化水素、窒素酸化物、一酸化炭素及び不揮発性粒子状物質の数値を添付すること。
 - (ii) 適用される排出ガスの基準に適合する目的で行われた追加の改造に関する記載
 - h. 規則附属書第 4 の基準で要求される二酸化炭素の基準への適合性を示す報告書
 - (i) 規則附属書第 4 の基準に基づいて証明された二酸化炭素数値
(注) 規則附属書第 4 に準拠した測定方法又は計算方法による、二酸化炭素の数値を添付すること。
 - (ii) 適用される二酸化炭素の基準に適合する目的で行われた追加の改造に関する記載
 - i. 適合性見解書（Issue Papers）
 - j. 日本語プラカードに係る図面又は設計文書

(b) 当該国の政府機関で発行した、当該国が追加型式設計の承認その他の行為

をしたことを証明する書類

(c) 図面目録

(d) 部品表

(c)及び(d)については、必要な事項が記載された Master Drawing List を提出してもよい。

(e) 仕様書

a. 設計の概要（設計変更の内容、製造者及び型式、当該国が適用した耐空性、騒音及び発動機の排出物の基準、特別要件、同等安全性並びに適用除外を含む。）

b. 新技術又は特殊な設計の概要

(f) 飛行規程

規則第 5 条の 4 に掲げる事項を記載すること。作成方法については、第 I 部「耐空証明関係」の付録 I-2 を参照。

当該追加型式設計承認により変更又は追加となる部分について記載する。

(g) 整備手順書

a. 耐空性を継続するための指示書（Maintenance / Repair Manual Supplement 等）

(h) 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

(i) その他参考事項を記載した書類（該当する場合）

a. 規則で要求される装備品が搭載されていることを示す報告書

b. 製造に関する文書

(i) Production Flight Test Procedure

(ii) Manufacturing and Installation Instruction Drawing

c. 以下の技術資料

(i) オペレーティング・マニュアル

(ii) パーツ・カタログ

(iii) 航空機、発動機又は装備品、及びその主要装備品に適用されるサービス・ブレティンのリスト及びその概要

(iv) 航空機、発動機又は装備品及びその主要装備品に適用される耐空性改善命令（Airworthiness Directive）のリスト及びその概要

d. 技術資料の最新版の電子データ等を航空局に提供する方法を示す文書

e. 必要に応じて、型式証明保有者との協力体制に係わる書類又は自ら設計する能力を証明する書類

(2) 検査の概要等

(a) 申請

a. 申請者は当該型式の航空機の型式証明の保有者以外の者で、追加型式設計承認の保有者とする。代理人による手続きは可能であるが、検査は上記の者が受けすことになる。

b. 申請者は当該追加型式設計承認に責任を持たなければならぬ

c. 申請は原則、設計国の当局を通して行う。

- d.申請添付書類は日本語又は英語とする。
- e.飛行規程については、第I部「耐空証明関係」の付録I-2による。

(b) 追加型式設計の基準

- a.申請者は追加型式設計の概要、証明の方法、設計上又は証明に当たっての特記事項等について説明を行う。
- b.追加型式設計の基準は、原則として原設計国が当該追加型式設計の申請を受理した時に有効であった我が国の耐空性基準とする。ただし、当該追加型式設計が耐空性に及ぼす影響が大きい場合には、変更によって影響を受ける装備品又は部位に直接関係する最新基準の適用の可能性を検討し、申請者及び設計国の当局と協議の上、基準を決定する。
我が国独自の特別要件、特別付加要件、適用除外及び同等安全性を規定する場合には、同様に申請者及び設計国の当局と協議の上、決定する。
- c.訓練を受けた航空機乗組員のみに対して周知する必要のある標識等の言語については、日本語又は英語とする。

なお、航空機の非常脱出、保安装備品等に関する標識等のうち日本語で標示するものについては、セキュリティ No.1-008 を参照のこと。

ただし、航空法の一部を改正する法律（平成11年法律第72号）による改正前の航空法における定期航空運送事業者等の航空機においては、非常脱出、保安装備品等に関するプラカード以外は、英語でもよい。

(c) 検査の概要

追加型式承認の検査の概要を以下に示す。

事前に担当検査官と検査について調整を行い、証明の方法、提出書類並びに提出時期、試験への立会い、地上試験及び飛行試験の要否、スケジュール等について決定する。

a. 設計の検査

外国の証明書、承認書（STC等）又はCompliance Check List及びその他の提出書類により基準への適合性の証明状況を確認

b. 製造過程の検査

- ・製造国の当局による製造過程への関与の具体的方法、製造者による製造方法、検査方法（特殊工程を含む。）、治工具管理及び品質保証の方法等の確認
- ・我が国への輸出に当たって、製造者及び製造国の当局が行う検査等の要件の確認

(注) 使用する部品には、製造国政府が指定する耐空性を保証するタグ（FAA Form 8130-3、EASA Form 1等）を添付すること。

c. 現状の検査

完成後の外観検査並びに必要に応じ地上試験及び飛行試験を行う。

d.その他

飛行規程の変更がある場合は、提出された飛行規程の変更内容を検査し、承認する。

(注) 当該追加型式設計が複数の航空機の型式に及ぶ場合には、各型式に対して必要により、書類又は試験による適合性の証明並びに製造過程及び完成後の現状検査が必要となる。

(d)承認書の交付

航空局は、次の事項が確認された場合に追加型式設計が適用した基準に適合していると判断した場合には、追加型式設計承認書を設計国の当局に送付する。

- a. 申請者が、我が国の適用基準への適合性を実証していること。
- b. 設計国の当局が、航空局に対して、航空局が追加要求した資料を添えて我が国の適用基準への適合性を証明していること。
- c. 設計国の当局が追加型式設計承認書を発行していること。

承認書の備考欄には、次の事項を記載するものとする。

- a. 当該追加型式設計による航空機の改修の作業区分（小修理、小改造又は大改造の区分）
- b. 外国の追加型式設計の承認を受けている場合は当該外国の承認番号
- c. その他必要と認めた事項

4. 追加型式設計の変更

4-1 追加型式設計の変更の取扱い

- (a) 追加型式設計の変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認
その他の行為をしていないもの

(通常は、国内の事業者が自ら設計した追加型式設計の変更が該当する。)

追加型式設計承認を受けた者が、当該承認を受けた設計を変更しようとする場合は、国土交通大臣の承認を受ける必要がある。(法第13条の2第3項)

- (b) 追加型式設計の変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認
その他の行為をしたもの

(通常は、外国の事業者が自ら設計し、既に当該外国政府から承認を受けている追加型式設計の変更が該当する。)

設計国の当局（権限を委譲されたものを含む）が当該追加型式設計変更について承認を行っている、又は行うことが必要である。その上で、追加型式設計変更が耐空性及び環境適合性に与える影響の大きさに応じて、「航空局の承認が必要な追加型式設計変更」、「航空局への通知が必要な追加型式設計変更」又は「航空局への通知が不要な追加型式設計変更」に区分される。

(注) サーキュラー No.1-302 「耐空性審査要領等の適用に係る指針」の4項の手順2に規定される設計変更等の内容の規模の判断において、「明らかに大規模（Substantial Change）である場合」に該当する場合は、新たな型式として型式証明の申請が必要となる。

a. 航空局の承認が必要な追加型式設計変更

航空局への通知が不要な追加型式設計変更以外の設計変更であって、次に掲げるものについては承認を受けなければならない。申請者は設計国の当局を経由して追加型式設計変更を申請すること。

(i) 主要な大変更

- i. 飛行規程の限界事項の変更に係るもの
- ii. 耐空性を継続するための指示書における耐空性限界の内容（Certification Maintenance Requirement を含む。）の変更に係るもの（記載事項の誤記訂正等を除く。）
- iii. 型式証明データシートの変更（製造番号の追加を除く。）に係るもの
- iv. 原運用許容基準（Master Minimum Equipment List (MMEL)）及び Configuration Deviation List に影響する設計変更
- v. 追加型式設計時に設定した適用基準の変更を要するもの（新たに特別要件（Special Condition）、特別付加要件、同等安全性（Equivalent Level of Safety）及び適用除外（Exemption）を設定する場合を含む。）
- vi. 追加型式設計時に承認された適合証明方法（Means of Compliance）

の変更又は新たな適合証明方法を設定するもの
vii. サーキュラー No.1-302 「耐空性審査要領等の適用に係る指針」
の 4 項の手順 4 に示される「重要な設計の変更等（Significant
Change）」に該当するもの

(ii) 航空局指定項目

- i. 型式証明時に航空局が指定する認証項目に影響のある設計の変更
- ii. 規則第 22 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号（騒音及び排出物の基準）に該当する追加型式設計変更
- iii. 以下に示す客室仕様の重大な変更
 - サーキュラー No.1-008 に該当する客室に取り付けられる日本語のマーキング及びプラカードが変更される場合
 - 客室配置の変更（ただし、①非常脱出及び乗員・乗客の安全性に影響を与えない客室装備品・調理室の装備品その他の小物の設置、移設及び取り外し、②素材の変更を伴わない客室インテリアの変更、③エンターテイメントシステムのソフトウェアの変更、④ サーキュラー No.1-008 に該当しないマーキング及びプラカードの変更を除く。）

b. 航空局への通知が必要な追加型式設計変更

a. 又は c. のいずれにも該当しない追加型式設計変更（電気配線の相互接続系統に係る耐空性を継続するための指示書（以下「EWIS-ICA」という。）の変更を含む。）は、設計国の当局から航空局に対して、設計変更の概要並びに当該国及び我が国の基準に適合している旨の通知が必要であるが、疑義が生じない場合に限り、原則として航空局の承認を取得したものと見なされる。

c. 航空局への通知が不要な追加型式設計変更

重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他航空機の耐空性に重大な影響を及ぼさない変更（EWIS-ICA の変更を除く。）については、設計国の当局から航空局への通知は不要であり、原則として航空局の承認を取得したものと見なされる。

4-2 提出書類

当該変更によって影響を受けるものについて、3-1(1)及び 3-2(1)に準じて書類を提出する。

4-3 検査の概要等

(1) 申請

3-1(2)(a)及び 3-2(2)(a)に準じる。

(2)適用基準

当該変更に適用される基準は、当該追加型式設計承認に適用した基準とする。

(3)検査の概要

当該変更によって影響を受ける部分について、3-1(2)(c)及び3-2(2)(c)に準じて検査を行う。

(4)承認書の発行

追加型式設計の変更が適用した基準に適合していると判断した場合には申請者に対し、新たに追加型式設計承認書を交付する。

5. 追加型式設計承認関係手続き

5-1 追加型式設計承認申請書、追加型式設計変更申請書及び追加型式設計変更届出書の記載要領並びに申請等書類の提出先

(1) 申請書等の記載要領

(a) 追加型式設計承認申請書

a. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

当該追加型式設計承認をこれから取得しようとする者について記入する。

代行手続の場合には、当該代行者の当該事項についても合わせて記入する。

b. 航空機の種類、型式、型式証明書番号、製造番号、耐空類別、適用される法第10条第4項の基準、設計者氏名又は名称、設計者住所、製造者氏名又は名称、製造者住所

検査を受ける航空機及び検査を受ける際に提出する書類と整合するものでなければならない。

c. 追加型式設計を行う設計者氏名又は名称、設計者住所、製造者氏名又は名称、製造者住所

当該追加型式設計及び検査を受ける際に提出する書類と整合するものでなければならない。

d. 追加型式設計の内容

追加型式設計の内容を簡潔に記入する。

e. 受検希望地

備考欄に受検希望地を明記すること。

f. 我が国の追加型式設計承認取得希望時期

備考欄に追加型式設計承認の取得を希望する時期を明記すること。

(b) 追加型式設計変更申請書

(a)に準じて、申請書を作成し、提出する。

(c) 追加型式設計変更届出書

- a. 届出者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称
- b. 航空機の種類、型式、型式証明書番号、製造番号、耐空類別、適用される法第10条第4項の基準、設計者氏名又は名称、設計者住所、製造者氏名又は名称、製造者住所
- c. 追加型式設計変更を行う設計者氏名又は名称、設計者住所、製造者氏名又は名称、製造者住所
- d. 変更事由

追加型式設計変更が必要となった事由を記入する。

- e. 追加型式設計変更の内容

追加型式設計変更の内容及び申請が不要な理由を簡潔に記入する。

(2) 申請書の提出先

(a) 受検希望地が外国の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
TEL 03-5253-8735

(b) 受検希望地が新潟、長野、静岡以東の場合

東京航空局保安部運用課検査乗員係
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
TEL 03-5275-9292

(c) 受検希望地が富山、岐阜、愛知以西の場合

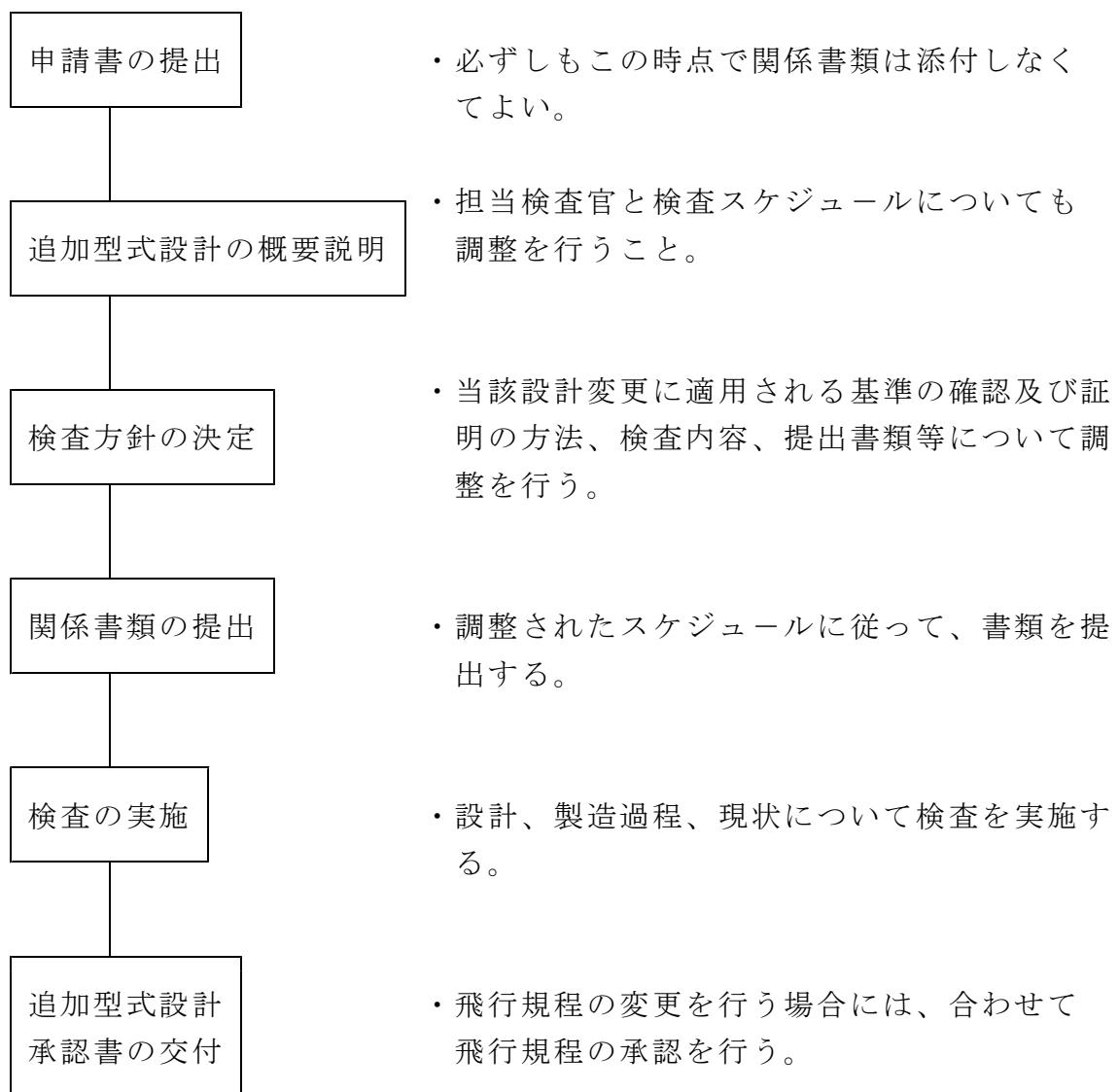
大阪航空局保安部運用課検査乗員係
大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06-6949-6211

(注) 追加型式設計変更の申請及び届出は、原則として先に追加型式設計の申請を行った地方航空局宛に行うこと。

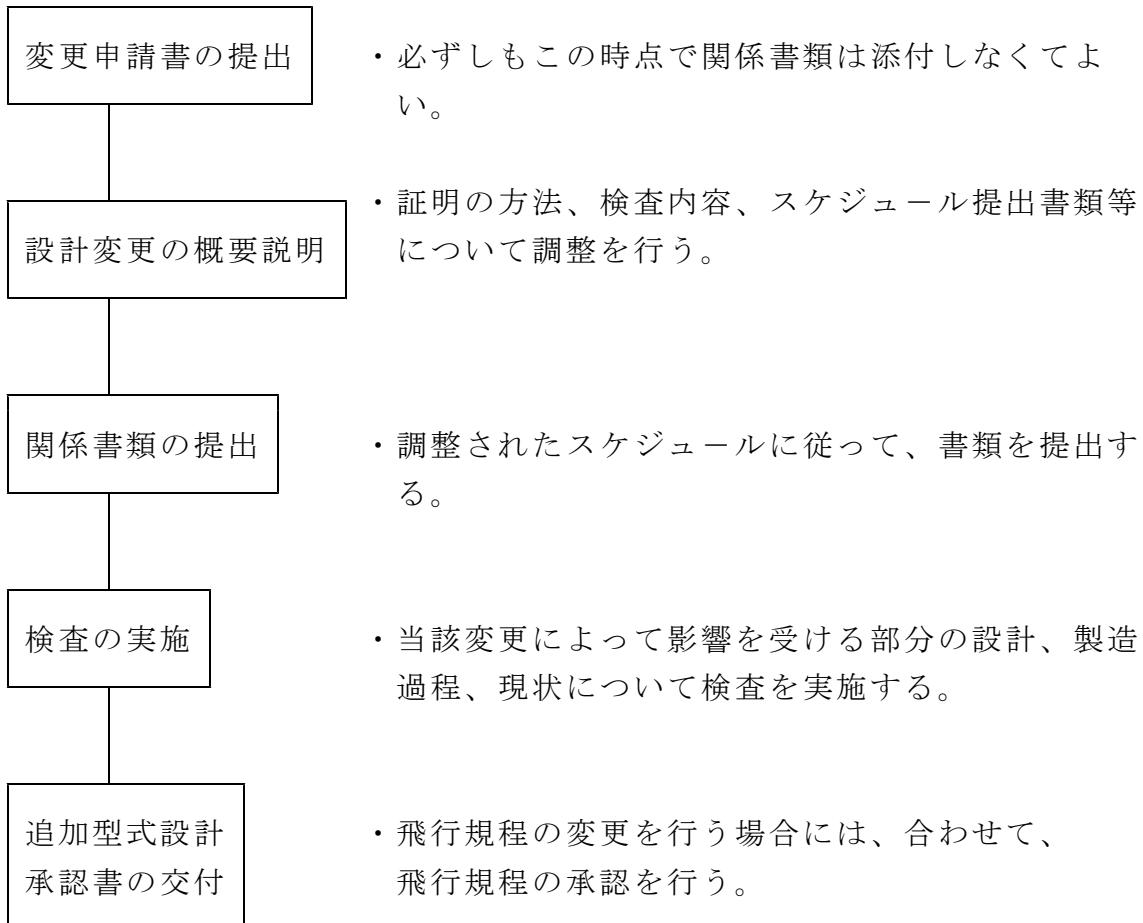
(注) 国際民間航空条約の締約国たる外国の承認を得た追加型式設計の申請については、受検希望地を管轄する上記(a)から(c)の宛先とし、当該外国の当局を経由して、国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機検査官に提出すること。

5-2 申請等書類の提出から検査、追加型式設計承認書類の交付までの流れ

(1) 追加型式設計承認



(2) 追加型式設計の変更承認



6. 追加型式設計承認保有者のその他の業務

追加型式設計承認の保有者は以下の業務についても、実施することが必要である。

- (1) 追加型式設計の変更の承認の取得。（法第13条の2）
- (2) 改修後の当該部位に関する不具合等の情報の収集、当局への情報の提供（法第13条の4）
- (3) 設計、製造に関する不具合等が発生した場合の技術対策等の是正措置（法第13条の4）
- (4) データ（設計データ、図面、試験報告書、航空製品の検査証明書）の維持、保管（法第13条の4）
- (5) マニュアルの作成、改訂、保管及び航空機の使用者への提供（法第13条の3）
- (6) 耐空性の継続（耐空性の維持に関する整備手順書の提供、改訂を含む）（法第13条の4）
- (7) 改造（修理）手順書の使用者への提供（法第13条の3）
- (8) 技術資料を提供する方法は航空局がオンラインでアクセスできるウェブサイトへの掲載が望ましいが、紙媒体又はCD-ROM等の電子媒体による提供も可能とする。

第IV部 修理改造検査関係

1. 概要

第IV部においては、法第17条の修理改造検査に関する一般的方針、申請手続き、提出書類等について定める。

2. 修理改造検査の対象範囲

法第17条第1項又は第2項（修理改造検査）の検査を受けるべき修理又は改造は、法第10条第1項又は法第10条の2第1項の耐空証明を受けた航空機に対して行われる規則第24条に定められる一定の範囲の修理又は改造であるが、以下に当該修理又は改造の対象範囲等に関する指針を示す。ただし、実施しようとする作業が修理改造検査の対象に該当するか明確でない場合には、適宜検査官室に問い合わせること。

2-1 修理改造検査の対象範囲及び適用基準（規則第24条及び第26条の2）

法第17条の修理改造検査を受けるべき修理又は改造の範囲及び当該検査で適用する基準は以下の表に定めるとおりである。

航空機	修理改造検査の対象範囲	適用基準
1. 法第19条第1項の航空機	イ 規則第5条の6の表に掲げる作業の区分のうちの改造（ロ及びハを除く。）	法第10条第4項第1号の基準
	ロ 改造のうち、航空機の騒音に影響を及ぼすおそれのあるもの	法第10条第4項第1号及び第2号の基準
	ハ 改造のうち、発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのあるもの	法第10条第4項第1号及び第3号の基準
2. その他の航空機	イ 規則第5条の6の表に掲げる作業の区分のうちの大修理又は改造（滑空機にあっては、大修理又は大改造）（ロ及びハを除く。）	法第10条第4項第1号の基準
	ロ 修理又は改造のうち、航空機の騒音に影響を及ぼすおそれのあるもの	法第10条第4項第1号及び第2号の基準
	ハ 修理又は改造のうち、発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのあるもの	法第10条第4項第1号及び第3号の基準

（注）法第19条第1項の航空機とは、航空運送事業の用に供する航空機であって、か

つ、規則第31条の2に定めるもの（客席数が60又は最大離陸重量が27トンを超える飛行機又は回転翼航空機。平成20年3月30日より、客席数が30又は最大離陸重量が15トンを超える飛行機又は回転翼航空機に対象を拡大）をいう。

上記の修理改造検査の対象となる作業について、航空機整備改造認定事業場が作業を実施した場合には、修理改造検査の代わりに当該認定事業場が法第19条の2に基づく確認をすることとしているが、法第19条の2に基づく認定事業場の確認の可否は、一般に耐空性、環境適合性への影響度、計画や設計についての国の承認の有無により判断されることとなる。

(注) 国の承認とは、型式証明、型式設計変更承認（輸入機の型式設計の小変更については、製造国政府の承認をもって我が国の型式設計変更の承認を受けたものとみなす。詳細は第II部「型式証明関係」を参照のこと。）、追加型式設計承認、修理改造設計承認（輸入機の修理に係る設計については、我が国と同等以上の基準及び手続に基づき設計国政府が承認した又は設計国政府が認定した者が耐空性、騒音又は発動機の排出物を確認した場合、我が国の修理改造設計の承認を受けたものとみなす（詳細は3-2を参照）。）、型式又は仕様の承認、認定事業場の業務規程の認可等をいう。

また、我が国の型式証明を有さない型式の輸入機についても、当該航空機の製造者が行った設計の小変更については、製造国政府の承認をもって国の承認を受けたものとみなす。

2-2 規則第5条の6の表に掲げる区分による大修理及び改造（滑空機にあっては大修理及び大改造）

安全性を確保するための基準への適合性（耐空性）に一定以上の影響を及ぼす範囲の修理又は改造であり、規則第5条の6の表に各々の作業内容が規定されている。

各々の区分の具体的な作業内容の例示は、サーフィュラーノ.3-001「航空機の整備及び改造について」参照のこと。

(1) 修理の区分

検査を受けるべき大修理は、規則第5条の6の表に次の通り規定されている。

- 1 次に掲げる修理作業その他の耐空性に大きな影響を及ぼす複雑な修理作業。
 - イ 主要構造部材の強度に相当の影響を及ぼすおそれのある伸ばし、継ぎ、溶接及びこれに類似した作業
 - ロ 複雑な又は特殊な技量又は装置を必要とする作業
- 2 その仕様について規則第14条第1項の国土交通大臣の承認を受けていない装備品又は部品を用いる修理作業

これを踏まえ、法第19条の2に基づく認定事業場の確認の可否も含めた修理の区分についての基本的考え方を示すと、次の通りである。

(a) 大修理（法第19条の2に基づく認定事業場による確認不可）

- (i) 修理方法が確立されていないもの（メンテナンス・マニュアル、サービス・ブレティン、公知の整備作業の基準等に修理方法が記載されていないものであって、国の承認を受けていないもの）
- (ii) その型式又は仕様について国の承認を受けていない装備品又は部品（型式又は仕様承認対象のもの）を用いてするもの

(b) 大修理（法第19条の2に基づく認定事業場による確認可）

修理方法が確立されているもので、作業が大規模、複雑又は特殊な技量若しくは装置を要するもの

(c) 小修理（修理改造検査の対象範囲外）

修理方法が確立されており、作業が容易なもの（上記(a)、(b)以外のもの）

(2) 改造の区分（設計変更を伴う改修作業と改造との区分の関係）

検査を受けるべき改造（滑空機にあっては大改造）については、規則第5条の6の表に次の通り規定されている。

（小改造）

航空機の重量、強度、動力装置の機能、飛行性その他耐空性に重大な影響を及ぼさない改造で、その仕様について規則第14条第1項の国土交通大臣の承認を受けた装備品又は部品を用いるもの

（大改造）

小改造以外の改造

これを踏まえ、認定事業場の確認の可否を含めた改造等の作業の区分についての基本的考え方を示すと、次の通りである。

(a) 大改造（法第19条の2に基づく認定事業場による確認不可）

国の承認を受けていないものによる改造

(b) 大改造（法第19条の2に基づく認定事業場による確認可）

耐空性に重大な影響を及ぼす設計変更であって、国の承認を受けているものによる改造

(c) 小改造（法第19条の2に基づく認定事業場による確認可）

耐空性に大きな影響を及ぼす設計変更であって、国の承認を受けているもの

による改造

(d) 小修理（修理改造検査の対象範囲外）

複雑でなく、かつ、特殊な技量も装置も必要としない作業であって、以下に掲げるもの（いずれも改造とはみなさない。）

(i) 耐空性に大きな影響を及ぼさない設計変更であって、国の承認を受けているものによる改修

(ii) 当該航空機について過去に検査（耐空証明検査、修理改造検査、認定事業場による確認）に合格した形態への変更

(注) 型式証明における型式設計変更の分類との関係

基本的に、型式設計変更の大変更は上記の大改造に、小変更は上記の小改造（又は小修理）に該当する。ただし、小変更であっても、国の承認を受けていない装備品又は部品を用いる改造については、大改造に該当する。

2-3 法第10条第4項第2号の航空機について行う騒音に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造

検査を受けるべき騒音に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造は、規則第24条の表第2号下欄口において、次に掲げる修理又は改造その他の騒音に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造と規定されている。

- イ ナセルの形状の変更その他の航空機の形状の大きな変更を伴う修理又は改造
- ロ 装備する発動機又はその部品（航空機の騒音に影響を及ぼす吸音材その他の部品に限る。）の変更を伴う修理又は改造
- ハ 離着陸性能の大きな変更を伴う修理又は改造

これを踏まえ、認定事業場の確認の可否も含めた修理又は改造の区分についての基本的考え方を示すと、次の通りである。

(1) 騒音に影響を及ぼすおそれのある修理

(a) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認不可

(i) 修理方法が確立されていないもの（メンテナンス・マニュアル、サービス・ブレティン、公知の整備作業の基準等に修理方法が記載されていないものであって、国の承認を受けていないもの）

(ii) その型式又は仕様について国の承認を受けていない装備品又は部品（型式又は仕様承認対象のもの）を用いてするもの

(iii) 修理後の騒音値について国の承認を受けていないもの

- (b) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認可
修理方法が確立されており、修理後の騒音値について国の承認を受けているもの
- (c) 騒音に影響を及ぼすおそれのある修理には当たらないもの
修理方法が確立されており、騒音値に変更のないことについて国の承認を受けているもの
- (注) 上記は、騒音に係る修理改造検査の対象範囲外となる場合を規定したものであって、安全性に係る修理改造検査の対象となるか否かは、上記 2-1を参照すること。

- (2) 騒音に影響を及ぼすおそれのある改造
- (a) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認不可
(i) 国の承認を受けていない設計変更によるもの
(ii) 改造後の騒音値について国の承認を受けていないもの
- (b) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認可
国の承認を受けている設計変更によるものであって、改造後の騒音値について国の承認を受けているもの
- (c) 騒音に影響を及ぼすおそれのある改造には当たらないもの
(騒音に係る修理改造検査の対象範囲外)
(i) 国の承認を受けている設計変更によるものであって、騒音値に変更のないことについて国の承認を受けているもの
(ii) 農業用航空機、消防用航空機等の騒音規制の対象外とされている形態への改造
事例としては、基本形態から農薬散布用の機外装置を取り付けた形態（農業用）への改造などがある。
(iii) 小型飛行機、動力滑空機及びヘリコプターについての機体形状の大規模でない変更を伴う改造
これらの航空機は飛行速度が遅く全体の騒音値に占める機体形状による空力騒音の寄与度が低いため、機外装備品の追加又は取外し及び関連する機体構造の一部変更等の機体形状の大規模でない変更を伴う改造は騒音に影響を及ぼすおそれのある改造には当たらないものとする。事例としては、報道用機材等の機外装備品を追加装着する改造などがある。
(iv) 当該航空機について過去に検査（耐空証明検査、修理改造検査、認定事業場による確認）に合格した形態への変更
注) 上記は、騒音に係る修理改造検査の対象範囲外となる場合を規定したものであって、安全性に係る修理改造検査の対象となるか否かは、上記 2-1 を参照すること。

2-4 法第10条第4項第3号の航空機について行う当該航空機の発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造

検査を受けるべき発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造は、規則第24条の表第2号下欄ハにおいて、次に掲げる修理又は改造その他の当該航空機の発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある修理又は改造と規定されている。

- イ 発動機の空気取入口の形状の変更を伴う修理又は改造
- ロ 装備する発動機、燃料系統又はこれらの部品（発動機の排出物に影響を及ぼす燃焼室その他の部品に限る。）の変更を伴う修理又は改造
- ハ 発動機の性能の大きな変更を伴う修理又は改造

これを踏まえ、認定事業場の確認の可否も含めた修理又は改造の区分についての基本的考え方を示すと、次の通りである。

(1) 発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある修理

(a) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認不可

(i) 修理方法が確立されていないもの（メンテナンス・マニュアル、サービス・ブレティン、公知の整備作業の基準等に修理方法が記載されていないものであって、国の承認を受けていないもの）

(ii) その型式又は仕様について国の承認を受けていない装備品又は部品（型式又は仕様承認対象のもの）を用いてするもの

(iii) 修理後の発動機の排出物値について国の承認を受けていないもの

(b) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認可

修理方法が確立されており、修理後の発動機の排出物値について国の承認を受けているもの

(c) 発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある修理には当たらないもの

修理方法が確立されており、発動機の排出物値に変更のないことについて国の承認を受けているもの

（注）上記は、発動機の排出物に係る修理改造検査の対象範囲外となる場合を規定したものであって、安全性に係る修理改造検査の対象となるか否かは、上記2-1を参照すること。

(2) 発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある改造

(a) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認不可

(i) 国の承認を受けていない設計変更によるもの

(ii) 改造後の発動機の排出物値について国の承認を受けていないもの

(b) 法第19条の2に基づく認定事業場による確認可

　　国の承認を受けている設計変更によるものであって、改造後の発動機の排出物値について国の承認を受けているもの

(c) 発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのある改造には当たらないもの

　　(発動機の排出物に係る修理改造検査の対象範囲外)

　　(i) 国の承認を受けている設計変更によるものであって、発動機の排出物値に変更のないことについて国の承認を受けているもの

　　(ii) 当該航空機について過去に検査（耐空証明検査、修理改造検査、認定事業場による確認）に合格した形態への変更

　　(注) 上記は、発動機の排出物に係る修理改造検査の対象範囲外となる場合を規定したものであって、安全性に係る修理改造検査の対象となるか否かは、上記 2-1 を参照すること。

3. 修理改造検査の提出書類及び検査の概要

下表の申請区分に従い該当の分類項目を参照すること。

設計承認書の有無	検査の実施				分類項目
	設計	計画 (設計 以外)	作業の 過程	現状	
修理改造設計承認書又は設計検査認定の設計基準適合証有り	×	○	○	○	3-1
設計国政府の承認書又は設計国の認定事業場が確認したことを証する書類（※詳細は3-2参照）有り	×	○	○	○	3-2
型式証明書又は追加型式設計承認書有り	×	○	*	○	3-3
設計について承認無し	○	○	○	○	3-4

× = 検査を省略、* = 検査を一部省略、○ = 検査を省略せず実施

※実施する修理又は改造が複数ある場合であって、表中の複数の分類にまたがる場合は、各修理又は改造毎に該当する分類項目の提出書類を提出しなければならない。

3-1 提出書類

法第17条の2第1項に規定された修理改造設計の承認若しくは同条第3項の修理改造設計の変更の承認を受けた設計又は同条第2項若しくは第4項に規定された設計検査認定事業場により確認された設計に基づいて修理又は改造を行う航空

機

(a) 検査の概要

本項に該当する航空機は、国の修理改造設計の承認又は設計検査認定事業場の確認によりその設計について既に基準適合性の検査を終えたものであるので、国による修理改造検査は、改めての設計の検査は原則行わず、規則第26条の5若しくは第26条の9の規定により交付された修理改造設計承認書の写し又は第41条第1項の規定により交付を受けた設計基準適合証を確認することにより行う。

(b) 提出書類（規則第25条第2項区分一）

規則第25条に定める添付書類	左欄の書類の内容		備考
	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの	
1. 規則第26条の5の規定により交付がされた修理改造設計承認書の写し又は規則第41条第1項の規定により交付を受けた設計基準適合証	修理改造設計承認書の写し又は設計基準適合証の写し		
2. 修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	作業実施計画（承認を受けた設計に基づく作業が航空機に適切に実施可能であることを示す資料、騒音又は発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのあるものか否か等の事項を含むこと。）		
3. 飛行規程（変更のある場合に限る。）	改訂又は追加部分	現在、承認を受けている飛行規程	
4. 整備手順書	改訂又は追加部分	現在、承認を受けている	

(変更に係る部分に限る。)		整備手順書	
5. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	<p>以下の事項のうち、改訂又は追加される部分を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他 		
6. その他の参考書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機の現況表 (第Ⅰ部「耐空証明関係」の様式1に同じ) (2) 作業の明細 修理改造検査の対象となつた作業の明細 (3) 不具合処理記録 修理改造検査の対象となつた作業中に発見された主要不具合の処理状況を記載したもの (4) 修理改造作業の検討書 変更審査表（必要に応じ適合性審査表） (5) 計測記録 重量及び重心の測定記録 	<p>検査時に所有している登録証明書、耐空証明書及び航空日誌</p> <p>修理改造検査の対象となつた作業に関する点検表等</p> <p>修理改造検査の対象となつた作業中に発見された不具合の内容を記載したもの</p> <p>形態等を確認するための図面等（必要な場合に限る。）</p> <p>修理改造検査の対象となつた作業に伴い、特別に実測した測定記録</p>	

- (6) 社内地上試験記録及び不具合処理記録
(a) 社内地上試験記録
有資格整備士の確認のあるもの
(b) 社内地上試験不具合処理記録
社内地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの
- (7) 社内飛行試験記録及び不具合処理記録
(a) 社内飛行試験記録
担当操縦士の意見を添えた有資格整備士の確認のあるもの
(b) 社内飛行試験不具合処理記録
社内飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの
- (8) 官検時の地上試験記録及び不具合処理記録
(a) 官検時の地上試験記録
(b) 官検時の地上試験不具合処理記録
官検時の地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの
- (9) 官検時の飛行試験記録及び不具合処理記録
(a) 官検時の飛行試験記録
(b) 官検時の飛行試験不具合処理記録
官検時の飛行試験中に

	発見された不具合の処理状況を記載したもの	
--	----------------------	--

3-2 法第17条第1項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造の設計に基づいて修理又は改造を行う航空機

法第17条第1項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造の設計(規則第24条の3)に基づいて修理又は改造を行う航空機の修理改造検査は設計の検査が省略される。

3-2-1 耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機の修理又は改造のための設計(規則第24条の3第1号)

我が国における航空機の修理改造設計の承認制度(法第17条の2第1項の承認)に関する基準及び手続が我が国と同等以上であると国土交通大臣が認めた外国当局が、耐空性、騒音又は発動機の排出物について承認その他の行為(証明、認証等承認に相当する行為をいう。)をした修理改造設計である。

承認に関する基準及び手續が我が国と同等以上であることの決定及び本規定の適用は、原則、航空当局間における調整に基づき必要な実施取極め等を締結することにより行われる。

具体的には、以下に掲げる航空機又は装備品の設計については、本項に該当するものとして扱うものとする。

- (1-1) 米国FAA又はその代理人(Design Engineering Representative:以下「DER」という。)が承認(小修理以下にあっては容認)をした修理のための設計
- (1-2) 我が国の型式証明を受けていない航空機であって、当該航空機の製造者が作成し、米国FAAが容認した、改造のための設計の小変更
- (2-1) 欧州EASAが承認をした修理のための設計(欧州との相互協定におけるSignificant Major Changeの設計を除く。)
- (2-2) 我が国の型式証明を受けていない航空機であって、当該航空機の製造者が作成し、欧州EASAが承認をした改造のための設計(欧州との相互協定におけるSignificant Major Changeの設計を除く。)
- (3-1) 加国TCCAが承認をした修理のための設計
- (3-2) 我が国の型式証明を受けていない航空機であって、当該航空機の製造者が作成し、加国TCCAが承認をした改造のための設計の小変更
- (4-1) ブラジルANAC又はその代理人が承認をした修理のための設計
- (4-2) 我が国の型式証明を受けていない航空機であって、当該航空機の製造者

が作成し、ブラジルANACが承認をした改造のための設計の小変更

3-2-2 航空機の設計の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が設計し、かつ、耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した航空機の修理又は改造のための設計（規則第24条の3第2号）

我が国における航空機の設計者に対する認定（法第20条第1項第1号）の制度とその認定に関する基準及び手續が同等以上であると国土交通大臣が認めた認定制度を有する外国がある場合に、当該外国が認定を行った当該外国の事業者が、当該認定に基づき、設計をし、かつ、耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した修理改造設計である。

認定に関する基準及び手續が我が国と同等以上であることの決定及び本規定の適用は、原則、航空当局間における調整に基づき必要な取組等を締結することにより行われる。

具体的には、以下に掲げる航空機又は装備品の設計については、本項に該当するものとして取り扱うものとする。

- (1) 米国FAAにより認定を受けた者（Organization Designation Authorization :以下「ODA」という。）が耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した修理のための設計
- (2) 欧州EASAにより認定を受けた者（Design Organizations Approvals:以下「DOA」という。）が耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した修理のための設計（欧洲との相互協定におけるMinor Repairの設計に限る。）
- (3) 加国TCCAにより認定を受けた者が耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した修理のための設計
- (4) ブラジルANACにより認定を受けた者が耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した修理のための設計

3-2-3 検査の概要

本項に該当する航空機は、外国当局又は外国当局が設計の能力を認定した事業者が我が国と同等以上の基準及び手續に基づき修理改造設計の基準適合性の検査を終えたものであるので、国による修理改造検査は、改めての設計の検査は原則行わず、当該外国が承認したことを証明する書類又は事業者が確認した旨を証する書類（3-2-4参照）を確認することにより行う。

3-2-4 提出書類（規則第25条第2項区分二）

規則第25条に定める添付書類	左欄の書類の内容		備考
	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの	
1. 規則第24条の3に規定する承認その他の行為がされたことを証明する書類又は同条第2号に規定する確認がされた旨を証する書類	(米国FAAが承認又はFAAが認定した者が確認した場合) 航空機：Form 8110-3、Form 8100-9又はForm 337(block 3)等設計が承認されていることを証する書類 装備品：PAH、FAA Repair Station (FAR 145)等が発行したFAA Form8130-3のタグ又は製造者が指示する方法 (欧洲EASAが承認又はEASAが認定した者が確認した場合) 航空機：設計が承認されていることを証する書類 装備品：EASA AMO (EASA145)が発行したEASA Form 1のタグ又は製造者が指示する方法 (加国TCCAが承認又はTCCAが認定した者が確認した場合) 航空機：設計が承認されていることを証する書類 装備品：加国TCCAが認定した者が発行したTCCA Form Oneのタグ又は製造者が指		(注1) (注2) (注3) (注2) (注3) (注2) (注3) (注4)

	<p>示する方法</p> <p>(ブラジルANACが承認又はANACが認定した者が確認した場合)</p> <p>航空機 : Form F-200-06 等 設計が承認されていることを証する書類</p> <p>装備品 : 伯国ANACが認定した者が発行したANAC Form SEGV00 003のタグ又は製造者が指示する方法</p>	(注 2)
		(注 3)
2. 修理又は改 造の計画 (航 空機の修理又 は改造のため の設計に係る 部分を除 く。)	作業実施計画 (承認を受けた設計に基づく作業が航空機に適切に実施可能であることを示す資料、騒音又は発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのあるものか否か等の事項を含むこと。)	
3. 飛行規程 (変更のある 場合に限 る。)	改訂又は追加部分	現在、承認を受けている 飛行規程
4. 整備手順書 (変更に係る 部分に限 る。)	改訂又は追加部分	現在、承認を受けている 整備手順書
5. 航空機の重 量及び重心位 置の算出に必 要な事項を記 載した書類	<p>以下の事項のうち、改訂又は追加される部分を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <p>(1) 航空機の自重及び重心</p>	

	<p>位置</p> <p>(2) 装備品の名称、重量及び重心位置</p> <p>(3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置</p> <p>(4) その他</p>		
6. その他の参考書類	<p>(1) 航空機の現況表 (第Ⅰ部「耐空証明関係」の様式1に同じ)</p> <p>(2) 作業の明細 修理改造検査の対象となった作業の明細</p> <p>(3) 不具合処理記録 修理改造検査の対象となった作業中に発見された主要不具合の処理状況を記載したもの</p> <p>(4) 修理改造作業の検討書 変更審査表（必要に応じ適合性審査表）</p> <p>(5) 計測記録 重量及び重心の測定記録</p> <p>(6) 社内地上試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a) 社内地上試験記録 有資格整備士の確認のあるもの</p> <p>(b) 社内地上試験不具合処理記録 社内地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p> <p>(7) 社内飛行試験記録及び</p>	<p>検査時に所有している登録証明書、耐空証明書及び航空日誌</p> <p>修理改造検査の対象となった作業に関する点検表等</p> <p>修理改造検査の対象となった作業中に発見された不具合の内容を記載したもの</p> <p>形態等を確認するための図面等（必要な場合に限る。）</p> <p>修理改造検査の対象となった作業に伴い、特別に実測した測定記録</p>	

	<p>不具合処理記録</p> <p>(a) 社内飛行試験記録 担当操縦士の意見を添えた有資格整備士の確認のあるもの</p> <p>(b) 社内飛行試験不具合処理記録 社内飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p>	
(8)	<p>官検時の地上試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a) 官検時の地上試験記録 官検時の地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p>	
(9)	<p>官検時の飛行試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a) 官検時の飛行試験記録 官検時の飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p>	

(注1) Repair Designについて米国FAAが承認したことを証明する書類の形式の詳細はサーティファイNo. 3-026「米国連邦航空局が承認した修理設計データの取り扱いについて」3項を参照

(注2) 承認を受けていること等のわかる設計者が指示する方法（メンテナンス・マニュアル等）も含む。

(注3) 予備品証明を受けていない重要装備品の交換を行おうとする場合。

(注4) 加国TCCAにより認定を受けた者が、加国TCCAによるJCAB Supplementの承認日以降に耐空性を確認した修理品については、予備品証明のみなしとなるため、当該修理品の交換については修理改造検査は不要である。

3-3 法第13条第1項の型式設計変更の承認又は法第13条の2第1項の追加型式設計の承認を受けた設計に基づいて修理又は改造を行う航空機

(a) 検査の概要

本項に該当する航空機は、国の型式設計変更の承認若しくは追加型式設計の承認又は設計検査認定事業場の確認（法第13条の2第4項）によりその設計について既に基準適合性の検査を終えたものであるので、国による修理改造検査は、改めての設計の検査は原則行わず、規則第22条の規定により交付がされた型式証明書の写し、第23条の3若しくは第23条の6の規定により交付された追加型式設計承認書の写し又は第41条第1項の規定により交付を受けた設計基準適合証を確認することにより行う。

(b) 提出書類（規則第25条第2項区分三の次条第2項に規定する航空機）

規則第25条に定める添付書類	左欄の書類の内容		備考
	提出を必要とするもの	提示を必要とするもの	
1. 規則第二十二条の規定により交付がされた型式証明書の写し、規則第二十三条の3若しくは第二十三条の6の規定により交付がされた追加型式設計承認書の写し又は規則第四十一条第一項の規定により交付がされた設計基準適合証の写し	型式証明書の写し、追加型式設計承認書の写し又は設計基準適合証の写し		
2. 修理又は改造の計画（航空機の修理又	作業実施計画（承認を受けた設計に基づく作業が航空機に適切に実施可能である		

は改造のための設計に係る部分を除く。)	ことを示す資料、騒音又は発動機の排出物に影響を及ぼすおそれのあるものか否か等の事項を含むこと。)		
3. 飛行規程 (変更のある場合に限る。)	改訂又は追加部分	現在、承認を受けている飛行規程	
4. 整備手順書 (変更に係る部分に限る。)	改訂又は追加部分	現在、承認を受けている整備手順書	
5. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類	<p>以下の事項のうち、改訂又は追加される部分を記載すること。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。</p> <p>(1) 航空機の自重及び重心位置 (2) 装備品の名称、重量及び重心位置 (3) 燃料タンクの使用可能量及び重心位置 (4) その他</p>		
6. その他の参考書類	<p>(1) 航空機の現況表 (第Ⅰ部「耐空証明関係」の様式1に同じ)</p> <p>(2) 作業の明細 修理改造検査の対象となつた作業の明細</p> <p>(3) 不具合処理記録 修理改造検査の対象となつた作業中に発見された</p>	<p>検査時に所有している登録証明書、耐空証明書及び航空日誌</p> <p>修理改造検査の対象となつた作業に関する点検表等</p> <p>修理改造検査の対象となつた作業中に発見された</p>	

	<p>った作業中に発見された主要不具合の処理状況を記載したもの</p> <p>(4) 修理改造作業の検討書 変更審査表（必要に応じ適合性審査表）</p> <p>(5) 計測記録 重量及び重心の測定記録</p> <p>(6) 社内地上試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a) 社内地上試験記録 有資格整備士の確認のあるもの</p> <p>(b) 社内地上試験不具合処理記録 社内地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p> <p>(7) 社内飛行試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a) 社内飛行試験記録 担当操縦士の意見を添えた有資格整備士の確認のあるもの</p> <p>(b) 社内飛行試験不具合処理記録 社内飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの</p> <p>(8) 官検時の地上試験記録及び不具合処理記録</p> <p>(a) 官検時の地上試験記録</p> <p>(b) 官検時の地上試験不具合処理記録</p>	<p>不具合の内容を記載したもの</p> <p>形態等を確認するための図面等（必要な場合に限る。）</p> <p>修理改造検査の対象となつた作業に伴い、特別に実測した測定記録</p>
--	--	---

	官検時の地上試験中に 発見された不具合の処 理状況を記載したもの	
(9) 官検時の飛行試験記録 及び不具合処理記録		
(a) 官検時の飛行試験記 録		

(b) 官検時の飛行試験不
具合処理記録

官検時の飛行試験中に
発見された不具合の処
理状況を記載したもの

3-4 3-1～3-3に掲げる航空機以外の航空機（修理又は改造に関する設計の承認を受けていない場合）

(a) 検査の概要

本項に該当する航空機は、航空局又は設計国による設計の承認を受けていないため、検査は省略せずに修理又は改造の計画（設計を含む）、過程及び作業完了後の現状について行う。

申請者は事前に担当検査官と検査について調整を行い、設計の基準適合性の証明の方法、提出書類並びに提出時期、試験への立会い、地上試験及び飛行試験の要否、スケジュール等について決定する。

(i) 計画の検査

- ・提出書類により設計の基準への適合性を検査する。
- ・必要に応じて、担当検査官立会いの試験を行う。

試験には、static load test、flammability test、fire containment test、EMI flight and ground test、騒音又は発動機の排出物の測定等がある。

- ・提出書類により人員、工具、作業計画等について作業着手が可能な状態であることを検査する。

(ii) 過程の検査

- ・上記で検査を受けた計画に基づいて実際に行われる作業の過程について検査する。
- ・必要に応じて、部品の製造・完成適合検査、品質管理の方法の検査を行う。

(iii) 作業完了後の現状の検査

- ・完成後の外観検査並びに必要に応じ地上試験及び飛行試験を行う

(iv) その他

- ・飛行規程の変更がある場合は、提出された飛行規程の変更内容を検査し、

承認する。

(b) 提出書類（規則第25条第2項区分三の次条第2項に規定する航空機以外の航空機）

(1) 作業着手前

設計の検査に関し修理改造検査に添付すべき書類の内容は、原則型式証明に準じ、以下のとおりとする。

1. 設計計画書（設計の初期）

以下の事項を記載すること。

- a. 設計の目的、用途、特徴等
- b. 設計が適用される航空機の耐空類別、型式、製造番号
- c. 設計責任者の氏名、及び設計に関して当局との連絡を主に行う者の氏名
- d. 設計、製造、改修等に関する概略の日程
- e. 主要部品及び主要部品の製造者名並びに製造の日程
- f. 設計の概要の説明
- g. 特殊な製作方法があればその概要説明
- h. 試験に関する事項

強度試験、機能試験、飛行試験、騒音の測定、発動機排出物の測定等に
関して場所、施設、使用機器、日程等を含む概要説明

(注) 設計計画書は当局が実際の検査を行う前に設計の概略を知ることを目的としたものである。一括して提出するのが望ましいが、まとまったものから逐次提出しても差し支えない。

記載内容は、設計の進捗に伴い変更される場合がありうるが、何らかの方法で当局に連絡されている限り、強いて本書を変更する必要はない。

2. 設計書

以下の書類のうち、当該設計が航空機の型式設計に影響を及ぼすものについて作成し、提出すること。

作成にあたり、航空機の製造者等のデータを使用する場合は、その出処を明確にすること。

- a. 重量算定、重心位置計算書
- b. 性能計算書
- c. 安定性及び操縦性計算書
- d. 基礎荷重計算書及び同強度計算書
- e. 疲労荷重計算書及び同強度計算書
- f. 騒音値又は発動機排出物値の計算書
- g. 設計に係る装備品の仕様書
- h. 各種系統（操縦、操作、電気、計器、吸排気、冷却、燃料、滑油、高圧油、空気圧、真空、空気調和、防除氷、消火、酸素、無線、航法装置

等) の負荷解析、強度計算、性能算定、主要線図(ブロックダイヤグラム)、仕様、FAILURE ANALYSIS等の設計資料

- i. 在来のものと異なる特殊な構造や装備品が使用される場合は、それに関する設計資料

3. 図面目録

設計に関するすべての図面番号、名称等を含む目録であること。

4. 設計図面

設計に関する図面をいう。

5. 部品表

当該設計に含まれる部品について部品名、部品番号、製造者名を記載すること。標準部品の製造者名は除く。

6. 修理又は改造の計画(航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く)

作業実施計画

7. 飛行規程

規則第5条の4に掲げる事項を記載すること。作成方法については、第I部「耐空証明関係」の付録I-2を参照。

当該設計承認により変更又は追加となる部分について記載する。

8. 整備手順書

規則第5条の5に掲げる事項を記載すること。

作成方法については、第I部「耐空証明関係」の付録I-3を参照。

当該設計により変更又は追加となる部分について記載する。

9. 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

以下の事項に関し、当該設計により変更又は追加となる部分について記載する。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。

- a. 航空機の自重及び重心位置
- b. 装備品の名称、重量及び重心位置
- c. 燃料タンクの使用可能量及び重心位置
- d. その他

10. その他参考事項を記載した書類

その他参考事項を記載した書類とは下記の書類をいう。なお、以下の書

類のうち、a～lについては、当該設計が航空機の型式設計に影響を及ぼす場合に作成し、提出すること。

作成にあたり、航空機の製造者等のデータを使用する場合は、その出処を明確にすること。

- a. 適合性審査表案
- b. 空力及び水力関係試験方案
- c. 部分強度試験方案
- d. 静的強度試験方案
- e. 疲労強度試験方案
- f. 動的強度試験方案
- g. 振動試験方案
- h. 各種機能試験方案
- i. 飛行試験方案
- j. 騒音測定方案
- k. 発動機排出物測定方案
- l. 技術通報発行要領

セキュラーノ. 1-013を参照すること。

- m. 担当検査官が必要と認めた試験方案、試験成績書及びその他の必要資料、並びにMinimum Equipment List及びConfiguration Deviation Listを設定する場合はこれらの原案
- n. 航空機の現況表（第I部「耐空証明関係」の様式1に同じ）
- o. 作業の明細
 - 修理改造検査の対象となった作業の明細
- p. 不具合処理記録
 - 修理改造検査の対象となった作業中に発見された主要不具合の処理状況を記載したもの
- q. 修理改造作業の検討書
変更審査表（必要に応じ適合性審査表）
- r. 計測記録
重量及び重心の測定記録
- t. 社内地上試験記録及び 不具合処理記録
 - (a) 社内地上試験記録
 - 有資格整備士の確認のあるもの
 - (b) 社内地上試験不具合
 - 処理記録社内地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの
- u. 社内飛行試験記録及び
不具合処理記録
 - (a) 社内飛行試験記録
 - 担当操縦士の意見を添えた有資格整備士の確認のあるもの
 - (b) 社内飛行試験不具合

処理記録

社内飛行試験中に発見された不具合の処理状を記載したもの

v. 官検時の地上試験記録及び不具合処理記録

(a) 官検時の地上試験記録

(b) 官検時の地上試験不具合処理記録

官検時の地上試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの

w. 官検時の飛行試験記録及び不具合処理記録

(a) 官検時の飛行試験記録

(b) 官検時の飛行試験不具合処理記録

官検時の飛行試験中に発見された不具合の処理状況を記載したもの

4. 修理改造検査関係手続き

4-1 申請書の記載要領及び申請書類の提出先

(1) 修理改造検査申請書の記載要領

(a) 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

申請の航空機の使用者を原則とするが、当該航空機の所有者、当該修理改造作業の実施者等その代理人でもよい。（参考サーチュラーNo. 1-017）

(b) 航空機の種類、国籍記号及び登録記号、登録番号、型式、型式証明書番号、製造番号、製造年月日、最大離陸重量、耐空類別、適用される航空法第10条第4項の基準、耐空証明書番号及び耐空証明書有効期間

検査を受検する際に提出する書類等と整合するものでなければならない。

(c) 手数料の区分

政令で定められる手数料の区分を記載する。

(d) 騒音又は発動機の排出物の実測を行う検査の有無

実測を行う検査の有無について、「騒音実測」、「発動機の排出物（二酸化炭素を除く。）実測」、「発動機の排出物（二酸化炭素に限る。）実測」又は「なし」と明記する。

(e) 検査希望場所及び検査希望時期

希望する場所及び日時を記載する。必ずしも希望どおりに検査を受けられない場合があるので、実際の実施場所及び時期については事前に担当検査官室と調整を行うこと。

(f) 修理改造事由

該当する規則第24条の区分を、例えば、「大修理かつ騒音修理」、「小改造、騒音改造かつ発動機排出物改造」等と記入する。

(2) 修理改造検査申請書類の提出先

(a) 受検希望地が新潟、長野、静岡以東の場合

東京航空局保安部運用課検査乗員係

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

TEL 03-5275-9292

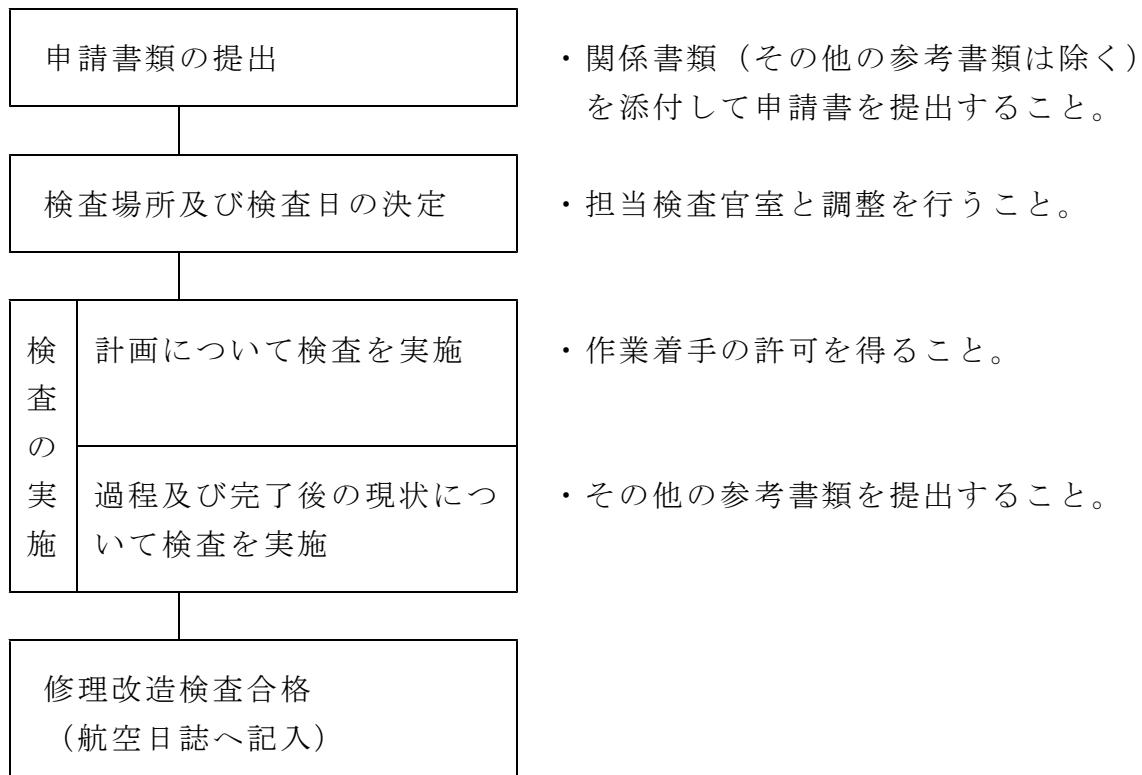
(a) 受検希望地が富山、岐阜、愛知以西の場合

大阪航空局保安部運用課検査乗員係

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 06-6949-6211

4-2 申請書類の提出から検査、合格までの流れ



付録IV-1 修理改造検査の手数料

1. 概要

航空法関係手数料令及び運輸安全委員会設置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第166号）により、航空法関係手数料令が改正され、次に掲げる設計（以下「承認設計」という。）に基づき修理又は改造をする場合は修理改造検査の手数料が減額されることになった。

- ① 航空法第13条第1項、第13条の2第1項若しくは第3項又は第17条の2第1項若しくは第3項の承認を受けた設計
- ② 耐空性、騒音又は発動機の排出物について国際民間航空条約の締約国たる外国が我が国と同等以上の基準及び手続により承認その他の行為をしたと国土交通大臣が認めた航空機の修理又は改造のための設計
- ③ 航空機の設計の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が設計し、かつ、耐空性、騒音又は発動機の排出物について確認した航空機の修理又は改造のための設計

本付録では、修理改造検査の手数料において減額される場合の例を記載する。なお、減額される場合は、本付録に記載されるものに限られるものではなく、①～③のいずれかに該当する設計かどうか判断に迷う場合は、担当航空機検査官室と相談すること。

2. 航空機の大修理又は改造（予備品証明を受けていない予備品を用いてする修理を除く。）で減額される場合と規則第25条第2項に基づき添付すべき書類

2-1 我が国の型式証明を受けた航空機（輸入機を除く。）

	減額される承認設計	添付書類
大修理	<ul style="list-style-type: none">・航空法第17条の2第1項又は第3項の規定に基づき修理改造設計（又はその変更）の承認を受けた設計・航空法第17条の2第2項又は第4項の規定に基づき航空機設計検査認定事業場が確認をした修理設計	<p>修理改造設計承認書の写し</p> <p>設計基準適合証</p>
改造	<ul style="list-style-type: none">・航空法第13条第1項の規定に基づき型式設計変更の承認を受けた設計・航空法第13条の2第1項又は第3項の規定に基づき追加型式設計（又はその変更）の承認を受けた設計・航空法第13条第4項又は第13条の2第4項の規定に基づき航空機設計検査認定事業場が確認をした設計	<p>型式証明書の写し</p> <p>追加型式設計承認書の写し</p> <p>設計基準適合証</p>

2－2 我が国の型式証明を受けた航空機（輸入機）

	減額される承認設計	添付書類
大修理 (米国からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第17条の2第1項又は第3項の規定に基づき修理改造設計（又はその変更）の承認を受けた設計 ・航空法第17条の2第2項又は第4項の規定に基づき航空機設計検査認定事業場が確認をした修理設計 ・米国FAA又はその代理人が承認その他の行為をした修理設計 ・米国FAAが認定したODAが承認その他の行為をした修理設計 	修理改造設計承認書の写し 設計基準適合証 FAA Form 8100-3(Certification欄において「Approve these data」が選択されたもの)又はFAA Form 337 FAA Form 8100-9(Certification欄において「Approve these data」が選択されたもの)
(欧州からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州EASAが承認その他の行為をした修理設計 ・欧州EASAが認定したDOAが承認その他の行為をした修理設計 	欧州EASAによる統一した様式は存在しないため、個別に判断。
(加国からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・加国TCCAが承認その他の行為をした修理設計 ・加国TCCAが認定した者が承認その他の行為をした修理設計 	欧州EASAによる統一した様式は存在しないため、個別に判断。
(伯国からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・伯国ANACが承認その他の行為をした修理設計 ・伯国ANACが認定した者が承認その他の行為をした修理設計 	ANAC Form F-200-06
改造	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第13条第1項の規定に基づき型式設計変更の承認を受けた設計 ・航空法第13条の2第1項又は第3項の規定に基づき追加型式設計（又はその変更）の承認を受けた設計 ・航空法第13条第4項又は第13条の2第4項の規定に基づき航空機設計検査認定事業場が確認をした設計 	型式証明書の写し 追加型式設計承認書の写し 設計基準適合証

2-3 我が国の型式証明を受けていない航空機（輸入機）

	減額される承認設計	添付書類
大修理 (米国からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第17条の2第1項又は第3項の規定に基づき修理改造設計（又はその変更）の承認を受けた設計 ・航空法第17条の2第2項又は第4項の規定に基づき航空機設計検査認定事業場が確認をした修理設計 ・米国FAA又はその代理人が承認その他の行為をした修理設計 ・米国FAAが認定したODAが承認その他の行為をした修理設計 	修理改造設計承認書の写し 設計基準適合証 FAA Form 8100-3(Certification欄において「Approve these data」が選択されたもの)又はFAA Form 337 FAA Form 8100-9(Certification欄において「Approve these data」が選択されたもの)
(欧州からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州EASAが承認その他の行為をした修理設計 ・欧州EASAが認定したDOAが承認その他の行為をした修理設計 	欧州EASAによる統一した様式は存在しないため、個別に判断。
(加国からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・加国TCCAが承認その他の行為をした修理設計 ・加国TCCAが認定した者が承認その他の行為をした修理設計 	欧州EASAによる統一した様式は存在しないため、個別に判断。
(伯国からの輸入機)	<ul style="list-style-type: none"> ・伯国ANACが承認その他の行為をした修理設計 ・伯国ANACが認定した者が承認その他の行為をした修理設計 	ANAC Form F-200-06
改造	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第17条の2第1項又は第3項の規定に基づき修理改造設計（又はその変更）の承認を受けた設計 ・当該航空機の製造者が行った設計の小変更について、製造国政府が承認したもの 	修理改造設計承認書の写し 製造国政府が承認したことを証する書類

(注) 輸入機の場合の添付書類として承認を受けていること等のわかる設計者が指示する方法（メントナンス・マニュアル等）でも良い。

3. 予備品証明を受けていない重要装備品を用いてする修理で減額される場合と規則 第25条第2項に基づき添付すべき書類

修理又は改造をする重要装備品を航空機に装備する場合であって、予備品証明を受けていないときは、修理改造検査が必要である。航空機又は装備品等の設計者の指定する方法は承認設計に基づくものであり、修理改造検査の手数料は減額される。この場合における添付書類は第V部第3項に準じる。

4. 型式・仕様承認の扱い

航空法施行規則第14条の2の規定に基づき承認を受けた型式又は仕様は航空法第10条第4項第1号の基準であることから、当該型式又は仕様に適合する装備品を用いて航空機の改造をする場合、当該装備品自体は修理改造検査の対象外である。また、当該装備品の装備にあたり、サーティファイド3-001「航空機の整備及び改造について」に記載する公知の基準に基づく方法で装備する場合は、承認設計に基づくものであり、修理改造検査の手数料は減額される。

第V部 修理改造設計の承認関係

1. 概要

第V部においては、法第17条の2の修理改造設計承認に関する一般的方針、申請手続き、提出書類等について定める。

なお、国産航空機に係る修理改造設計については、サーキュラーNo.1-003「国産航空機の型式証明等について」に業務の詳細が記載されている。また、輸入航空機の修理改造設計であって我が国との相互協定等を締約した外国が承認その他の行為をしていないものに係る検査等においては、前述のサーキュラーNo.1-003を準用する。輸入航空機の修理改造設計であって第IV部3-2に掲げられているものは、修理改造検査等において我が国の承認を受けたものとして扱うことから、改めて修理改造設計の承認を受ける必要はない。

2. 修理改造設計承認の適用範囲と意義

2-1 適用範囲

(a) 修理のための設計

耐空証明のある航空機の修理のために設計の一部の変更を行う場合は、その変更の程度にかかわらず、修理改造設計承認の申請を行うことができる。

なお、外国の耐空証明を有する機体の対象部位に発生した修理のための設計の一部変更についても、本邦において設計・製造された型式の航空機に限り修理改造設計承認の申請を行うことができる。また、構造修理マニュアル (Structure Repair Manual (SRM)) についても、修理改造設計承認の申請を行うことができる。

(b) 改造のための設計

我が国の型式証明を受けた航空機に適用される改造のための設計変更は、型式設計変更又は追加型式設計の承認により行う。

我が国の型式証明を受けていない航空機の改造のために設計変更を行う場合は、その変更の程度にかかわらず、修理改造設計承認の申請を行うことができる。この場合において、最初に当該改造を適用する場合は修理改造検査の申請も同時に行うこと。

2-2 意義

修理改造設計承認を受けた設計変更がなされた航空機については、修理改造検査における設計の検査が省略される。

また、修理改造設計承認による修理又は改造の作業は、認定事業場で修理又は改造を実施、確認することができる。なお、当該改修が軽微なものである場合には、小修理として取扱うこととする。（小修理としての取扱いについては、第IV部 2. 2-2(2)(d)を参照。）

また、複数機に対応する修理改造設計承認を取得することも可能であり、対象

となる機体の修理改造設計承認については、この修理改造設計承認に基づくことにより、計画の一部を省略することができる。

なお、修理改造検査は申請の航空機一機に対して基準適合性を確認する検査であることから、一度修理改造検査に合格した設計を他の航空機に適用する場合であっても、修理改造検査の設計の検査は省略できない。設計を複数機に適用したい場合には、修理改造設計の承認を取得すること。

3. 修理改造設計承認の提出書類及び検査の概要

(1) 提出書類

修理改造設計承認申請書に添付すべき書類の内容は、原則型式証明に準じ、以下の通りとする。

(a) 修理改造設計に係る設計計画書

以下の事項を記載すること。

- a. 修理改造設計の目的、用途、特徴等
- b. 修理改造設計が適用される航空機の耐空類別、型式、製造番号
- c. 修理改造設計責任者の氏名、及び設計に関して当局との連絡を主に行う者の氏名
- d. 設計等に関する概略の日程
- e. 主要部品及び主要部品の製造者名並びに製造の日程
- f. 修理改造設計の概要の説明
- g. 特殊な製作方法があればその概要説明
- h. 試験に関する事項

強度試験、機能試験、飛行試験、騒音の測定、発動機排出物の測定等について場所、施設、使用機器、日程等を含む概要説明

(注) 修理改造設計計画書は当局が実際の検査を行う前に設計の概略を知ることを目的としたものである。一括して提出するのが望ましいが、まとまったものから逐次提出しても差し支えない。

記載内容は、設計の進捗に伴い変更される場合がありうるが、何らかの方法で当局に連絡されている限り、強いて本書を変更する必要はない。

(b) 設計書

以下の書類のうち、当該修理改造設計が航空機の型式設計に影響を及ぼすものについて作成し、提出すること。

作成にあたり、航空機の製造者等のデータを使用する場合は、その出処を明確にすること。

- a. 重量算定、重心位置計算書
- b. 性能計算書
- c. 安定性及び操縦性計算書
- d. 基礎荷重計算書及び同強度計算書

- e. 疲労荷重計算書及び同強度計算書
- f. 騒音値又は発動機排出物値の計算書
- g. 修理改造設計に係る装備品の仕様書
- h. 各種系統（操縦、操作、電気、計器、吸排気、冷却、燃料、滑油、高圧油、空気圧、真空、空気調和、防除氷、消火、酸素、無線、航法装置等）の負荷解析、強度計算、性能算定、主要線図（ブロックダイヤグラム）、仕様、FA ILURE ANALYSIS等の設計資料
- i. 在来のものと異なる特殊な構造や装備品が使用される場合は、それらに関する設計資料

(c) 図面目録

修理改造設計に関するすべての図面番号、名称等を含む目録であること。

(d) 設計図面

修理改造設計に関する図面をいう。

(e) 部品表

当該修理改造設計に含まれる部品について部品名、部品番号、製造者名を記載すること。標準部品の製造者名は除く。

(f) 仕様書

以下の事項のうち、当該修理改造設計が航空機の型式設計に影響を及ぼすものについて記載すること。

影響を及ぼさないものについては、「変更なし」とすること。

- a. 修理改造設計が適用される航空機の型式及び製造番号
- b. 発動機、プロペラ又は回転翼の型式及び数
- c. 修理改造設計の設計者及び製造者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事業所の所在地）
- d. 耐空類別及び適用された基準
- e. 操縦面の舵角範囲を含む航空機の主要諸元
- f. 重量及び重心位置
- g. 制限荷重倍数
- h. 対気速度限界
- i. 航空機に特有な許容できる飛行特性
- j. 運用高度限界又は自動回転着陸高度限界
- k. 動力装置の運転に関する諸元及び必要な図表
- l. 燃料等級、滑油規格
- m. 燃料、滑油等の総容量、使用不能量
- n. 装備品及び部品の種類（追加型式設計に係るもの）
- o. 橫風速度限界

- p. 搭乗者限界
- q. 水上条件限界
- r. 必要な標識及び掲示板
- s. 構造部材の安全寿命
- t. 騒音値
- u. 発動機排出物値

(g) 飛行規程

規則第5条の4に掲げる事項を記載すること。作成方法については、第I部「耐空証明関係」の付録I-2を参照。

当該修理改造設計承認により変更又は追加となる部分について記載する。

(h) 整備手順書

規則第5条の5に掲げる事項を記載すること。

作成方法については、第I部「耐空証明関係」の付録I-3を参照。

当該修理改造設計により変更又は追加となる部分について記載する。

(i) 航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

以下の事項に関し、当該修理改造設計により変更又は追加となる部分について記載する。ただし、当該事項が飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって、本書類に代えることができる。

- a. 航空機の自重及び重心位置
- b. 装備品の名称、重量及び重心位置
- c. 燃料タンクの使用可能量及び重心位置
- d. その他

(j) 規則第39条の4第1項の規定により検査の確認をした旨を証する書類

(規則第26条の4第2項に掲げる航空機に限る。)

(k) その他参考事項を記載した書類

その他参考事項を記載した書類とは下記の書類をいう。なお、以下の書類のうち、a～lについては、当該修理改造設計が航空機の型式設計に影響を及ぼす場合に作成し、提出すること。

作成にあたり、航空機の製造者等のデータを使用する場合は、その出処を明確にすること。

- a. 適合性審査表案
- b. 空力及び水力関係試験方案
- c. 部分強度試験方案
- d. 静的強度試験方案
- e. 疲労強度試験方案

- f. 動的強度試験方案
- g. 振動試験方案
- h. 各種機能試験方案
- i. 飛行試験方案
- j. 騒音測定方案
- k. 発動機排出物測定方案
- l. 技術通報発行要領
 - サーチュラーNo. 1-013を参照すること。
- m. 担当検査官が必要と認めた試験方案、試験成績書及びその他の必要資料、並びにMinimum Equipment List及びConfiguration Deviation Listを設定する場合はこれらの原案
- n. 修理（改造）手順書
 - （注）修理（改造）手順書とは、修理改造設計承認を受けた者が、修理・改造作業を実施する者に対して、修理・改造作業を行う際の手順を示した書類をいう。外国の追加型式設計承認におけるManufacturing and Installation Instruction Drawingsに相当する。

（2）検査の概要等

（a）申請

- a. 申請者は修理改造設計の設計者とする。
- b. 申請者は当該修理改造設計に責任を持たなければなければならない。

（b）修理改造設計の基準

- a. 申請者は設計の初期の段階において、修理改造設計計画書を提出し、修理改造設計の概要、証明の方法、設計上又は証明に当たっての特記事項等について説明を行う。
- b. 修理改造設計の基準は、当該航空機について我が国が行った型式証明（又は耐空証明）に適用した基準とする。

ただし、当該修理改造設計が耐空性に及ぼす影響が大きい場合には、変更によって影響を受ける装備品又は部位に直接関係する最新の耐空性基準の適用の可能性を検討し、申請者と協議の上、基準を決定する。

特別要件、適用除外及び同等安全性を規定する場合には、同様に申請者と協議の上、決定する。

適用基準の詳細については、サーチュラーNo. 1-302「耐空性審査要領等の適用に係る指針」を参照すること。

（c）検査の概要

事前に担当検査官と検査について調整を行い、証明の方法、提出書類並びに提出時期、試験への立会い、地上試験及び飛行試験の要否、スケジュール等について決定する。

a. 設計の検査

- ・提出書類により基準への適合性を検査する。
- ・必要に応じて、担当検査官立会の試験を行う。

試験には、static load test、flammability test、fire containment test、EMI flight and ground test、騒音又は発動機の排出物の測定等がある。

b. その他

- ・飛行規程の変更がある場合は、提出された飛行規程の変更内容を検査し、承認する。

(注) 当該修理改造設計が複数の航空機の型式に及ぶ場合には、各型式に対して必要により、書類又は試験による適合性の証明が必要となる。

(d) 承認書の交付

修理改造設計が適用した基準に適合していると判断した場合には、修理改造設計承認書を申請者に対し交付する。

(1) 承認書に使用する言語は日本語とする。申請者が英語表記を希望する場合は仮訳を添付する。

(2) 承認書「備考」の記載事項

修理改造設計承認書「備考」に記載する事項は以下に示すがこれに限られるものではない。

- a. 損傷の概要
- b. 修理改造設計の概要
- c. TCDの同等な方法に係る記載（必要な場合）
- d. 限界事項

ただし、損傷許容性の評価等、修理改造に必要な適合性証明が完了しない等の理由により段階的に適合性判定を行う必要が生じる場合、運用制限又は実施期限に関する条件を付して承認書を交付することができる。

条件付きで修理改造設計が承認される場合に課される制限事項の例を以下に示すがこれに限られるものではない。

暫定修理後の次の飛行が航空法第11条ただし書の規定を適用することが明らかな場合、当該飛行のために必要な機体の形態の情報、飛行条件及び飛行制限等の事項を提出すること。航空機の使用者又は所有者は、航空法第11条ただし書の許可を取得しなければならない。尚、外国の登録航空機であって運航国のSpecial Flight Permit等を行うことが明らかな場合についても同様の対応が必要である。

- (a). 疲労・損傷許容評価が必要な構造に関わる修理改造の場合、静強度に関わる評価を完了した条件付き修理改造設計承認から起算して12か月以内に評価を完了し、修理改造設計承認を受けること。
- (b). 耐空性改善通報に係る同等な方法に關係する構造に関わる暫定修理に

ついては、少なくとも当該構造に対する検査間隔の2倍の耐久性を有しなければならない。ただし、航空機の運用状況鑑みて18ヶ月を下回ってはならない。

- (c). 耐空性改善通報に係る同等な方法に関する構造に関する暫定修理の場合、当該構造に対する次回検査までに恒久処置に置き換えること。ただし24ヶ月を超えないこと。
- e. 航空機又は装備品に係る情報（該当する機体又は装備品の製造番号、使用時間（サイクルを含む）
 - f. 承認対象となる文書
 - g. 対象となる耐空性審査要領の項目
 - h. 航空機又は装備品を売却する場合の取り扱い

(3) 承認書の裏面について

承認書「備考」について、記載内容が多く十分な余白がない場合には、裏面に記載することも可能とする。

- (4) 承認に際しては、法第13条の2第3項の承認を受けることを要しない以下の例のような、耐空性に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を行う場合に、当該変更したことを当局（承認書を交付した者）に通知しなければならない旨条件を付すことができる。

【軽微な変更の例】

- (a) 非常脱出及び乗員・乗客の安全性に影響を与えない客室装備品・調理室の装備品その他の小物の設置、移設及び取り外し
- (b) 素材の変更を伴わない客室インテリアの変更
- (c) エンターテイメントシステムのソフトウェアの変更
- (d) サーキュラーNo.1-008に該当しないマーキング及びプラカードの変更
- (e) 付属図面等の明らかな誤記訂正、注釈の追加、作業手順の明確化など。

4. 修理改造設計の変更

4-1 修理改造設計の変更の取扱い

修理改造設計承認を受けた者が、当該承認を受けた設計を変更しようとする場合は、国土交通大臣の承認を受ける必要がある。（法第17条の2第3項）

4-2 提出書類

当該変更によって影響を受けるものについて、3-1(1)に準じて書類を提出する。航空機設計検査認定事業場が確認をした修理改造設計を変更する場合にあっては、必要に応じ、当該確認の為に使用した書類も提出すること。

4-3 検査の概要等

(1) 申請

3-1(2)(a)に準じる。なお、修理改造設計の変更の承認の申請は、修理改造設計の承認を受けた者又は当該修理改造設計の基準適合性を確認した航空機設計

検査認定事業場ができる。（法第17条の2第3項）

(2) 適用基準

当該変更に適用される基準は、当該修理改造設計承認に適用した基準とする。

(3) 検査の概要

当該変更によって影響を受ける部分について、3-1(2)(c)に準じて検査を行う。

(4) 承認書の発行

修理改造設計の変更が適用した基準に適合していると判断した場合には申請者に対し、新たに修理改造設計承認書を交付する。

5. 修理改造設計承認関係手続き

5-1 修理改造設計承認申請書及び修理改造設計変更申請書の記載要領並びに申請等書類の提出先

(1) 申請書等の記載要領

(a) 修理改造設計承認申請書

a. 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

当該修理改造設計承認をこれから取得しようとする者について記入する。

代行手続の場合には、当該代行者の当該事項についても合わせて記入する。

b. 航空機の種類、型式、型式証明書番号、製造番号、耐空類別、適用される法第10条第4項の基準、設計者氏名又は名称、設計者住所、製造者氏名又は名称、製造者住所

c. 修理改造設計を行う設計者氏名又は名称、設計者住所

d. 修理改造設計の内容

修理改造設計の内容を簡潔に記入する。

e. 受検希望地

備考欄に受検希望地を明記すること。

f. 我が国の修理改造設計承認取得希望時期

備考欄に修理改造設計承認の取得を希望する時期を明記すること。

(b) 修理改造設計変更申請書

(a)に準じて、申請書を作成し、提出する。

(2) 申請書の提出先

(a) 国産航空機に係る修理改造設計の申請の場合

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場（県営名古屋空港管理庁舎内）

TEL 0568-29-1985

(b) 輸入航空機に係る修理改造設計の申請の場合

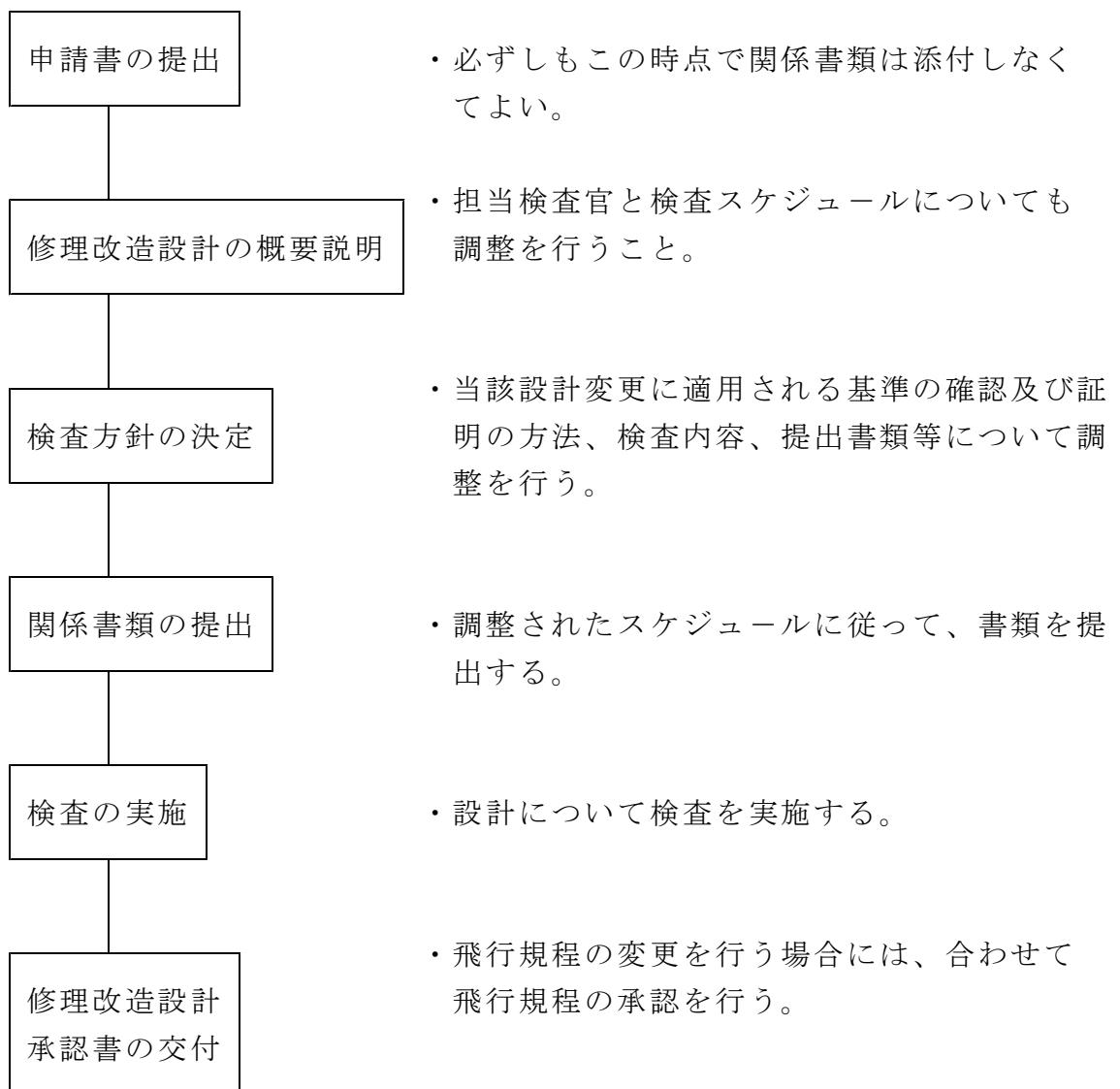
国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

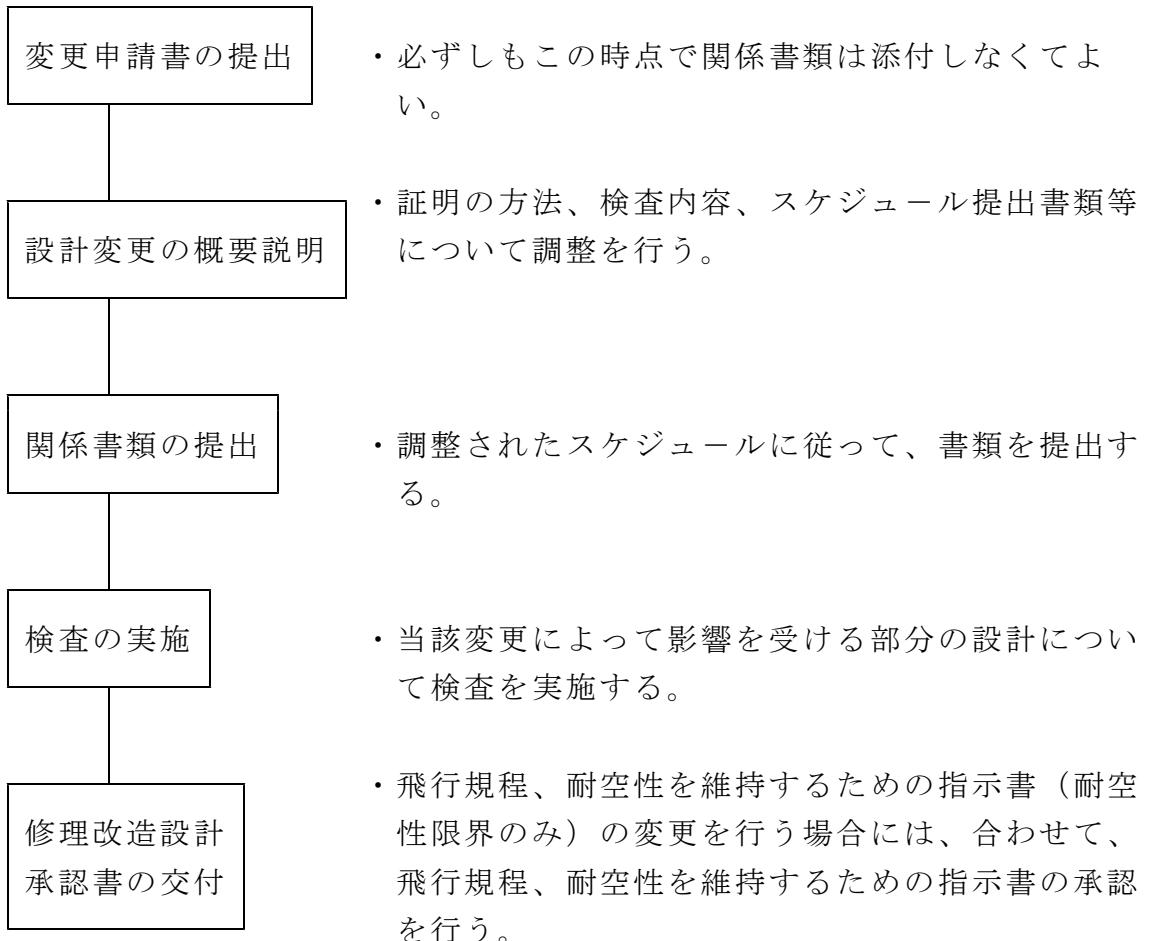
TEL 03-5253-8735

5-2 申請等書類の提出から検査、修理改造設計承認書類の交付までの流れ

(1) 修理改造設計承認



(2) 修理改造設計の変更承認



6. 修理改造設計承認保有者のその他の業務

修理改造設計承認の保有者は以下の業務についても、実施することが必要である。

- (1) 修理改造設計の変更の承認の取得。（法第17条の2）
 - (2) 改修後の当該部位に関する不具合等の情報の収集、当局への情報の提供（法第13条の4）
 - (3) 設計、製造に関する不具合等が発生した場合の技術対策等の是正措置（法第13条の4）
 - (4) データ（設計データ、図面、試験報告書、航空製品の検査証明書）の維持、保管（法第13条の4）
 - (5) マニュアルの作成、改訂、保管及び航空機の使用者への提供（法第13条の3）
 - (6) 耐空性の継続（耐空性の維持に関する整備手順書の提供、改訂を含む）（法第13条の4）
 - (7) 改造（修理）手順書の使用者への提供（法第13条の3）
 - (8) 技術資料を提供する方法は航空局がオンラインでアクセスできるウェブサイトへの掲載が望ましいが、紙媒体又はCD-ROM等の電子媒体による提供も可能とする。
- (注) (2)～(4)及び(6)については、セキュラリティ1-028「航空法第13条の4に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制の構築及び運航安全計画書の設定」に従うこと。

第VI部 予備品証明関係

1. 概要

第VI部においては、法第18条の予備品証明検査及び予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品の取り扱いに関する一般方針、提出書類等について定める。

なお、現在では予備品証明には有効期間は設定されていないが、有効期間や保管方法の指示、装備可能な航空機についての特記等が必要な予備品については、製造者等の責任において適切に指示等を行うことが必要であり、航空機使用者は自らの責任においてこれらの指示等に従って予備品を保管し、使用すること。

2. 予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品

(法第18条第3項及び規則第30条の2)

法第18条第3項第4号に規定する国土交通省令で定める輸入装備品（規則第30条の2）は、国土交通大臣による予備品証明を受けたものとみなされる。

2-1 その耐空性について国際民間航空条約の締約国たる外国が証明その他の行為をした装備品（規則第30条の2第1号）

国際民間航空条約の締約国たる外国が、締約国としての責務により、国際民間航空機関において採択及び改正された航空機の耐空性に関する国際標準並びに勧告される方式及び手続に従い、その耐空性について証明その他の行為（認証、承認等証明に相当する行為をいう。また、修理又は改造品については、使用可能であることの証明その他の行為でもよい。）をした輸入装備品である。この場合の装備品は、新規製造品、中古品、修理又は改造品等全ての形態のものが対象となる。

当該締約国たる外国とは通常当該外国の航空当局を指すが、当該航空当局がその証明その他の行為を航空当局になり代わり行うことについて権限を与えてる代理人（米国におけるDMIR:Designated manufacturing inspection representatives等）も含まれる。

しかしながら、航空当局からその証明その他の行為を行うことについて権限を与えられているとはいいうものの、航空当局の代理であるとは言えない民間の認定事業者（米国における Repair Station、欧州におけるPOA: Production Organisations ApprovalsやAMO: Approved Maintenance Organization等）は含まれない。

参考までに、米国と欧州EASA加盟国による証明の取扱いは次の通りである。

米国：新規製造品及びオーバーホール品については国又はその代理人が証明を行つており本規定の適用可。修理品については証明を行わないので本規定の適用不可。

欧州：新規製造品も修理品も、通常、国としては証明を行わないので本項の適用不可。（ただし、新規製造品の一部については 2-2項の適用が可

能となる。)

2-2 装備品の製造、修理又は改造の能力についての認定その他の行為について我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が製造、修理又は改造をし、かつ、その耐空性について確認した装備品（規則第30条の2第2号）

我が国における装備品の製造者に対する認定（法第20条第1項第6号の装備品の製造及び完成後の検査の能力の認定）及び装備品の修理又は改造事業者に対する認定（法第20条第1項第7号の装備品の修理又は改造の認定）の制度とその認定に関する基準及び手續が同等以上であると国土交通大臣が認めた認定制度を有する外国がある場合に、当該外国が認定を行った当該外国の事業者が、当該認定に基づき、製造者にあっては製造をし、修理又は改造事業者にあっては修理又は改造をし、その耐空性を有することを確認（修理又は改造品については、使用可能であることの確認でもよい。）した輸入装備品である。

外国が制度上自ら証明を行わないこととしている場合は、通常このような民間の認定事業者にその証明を行わせている。

認定に関する基準及び手續が我が国と同等以上であることの決定及び本規定の適用は、原則、航空当局間における調整に基づき必要な取組等を締結することにより行われる。

具体的には、以下に掲げる輸入装備品については、本項に該当するものとして取り扱うものとする。

(1) 米国FAAにより認定を受けた者（Production Approval Holder：以下「PAH」という。）が製造し、耐空性を確認した装備品又はPAHからDirect Shipment authorizationを受けたサプライヤーが製造し、耐空性を確認した装備品

(2) 欧州EASAにより認定（EASA POA）を受けた者が製造し耐空性を確認した装備品

（注）欧州EASAにより認定を受けた者（EASA POA）については、欧州連合に加盟していないアイスランド、ノルウェー及びスイスの者を含む。

(3-1) 加国（カナダ）TCCAにより認定を受けた者が製造し耐空性を確認した装備品

(3-2) 加国（カナダ）TCCAにより認定を受け、航空局の特別要件を満たすことを承認された者が、修理又は改造し耐空性を確認した装備品（加国TCCAによるJCABサプリメントの承認日以降に耐空性を確認した装備品に限る。）

- (4) 伯国（ブラジル）ANACにより認定を受けた者が製造し耐空性を確認した装備品
 - (5) 星国（シンガポール）CAASにより認定を受け、星国との技術取決め附録1の要件を満たすことを承認された者が、修理又は改造し耐空性を確認した装備品（星国CAASによる業務規程又は適切なサプリメントの承認日以降に耐空性を確認した装備品に限る。）
 - (6) 英国CAAにより認定を受けた者が製造し耐空性を確認した装備品
- (7-1) ロシアFATAにより認定を受けた者が製造し耐空性を確認した装備品（カモフ社製Ka-32A11BCに搭載されるものに限る。）
 - (7-2) ロシアFATAにより認定を受けた者が修理又は改造し耐空性を確認した装備品（カモフ社製Ka-32A11BCに搭載されるものに限る。）

3. 予備品証明の要否及び検査時の提示書類

上記2.に基づき、予備品証明の申請が必要な装備品（予備品証明を受けたものとみなせないもの）と不要な装備品（予備品証明を受けたものとみなせるもの）を各区分毎に整理したものが次の表である。同表には、予備品証明の申請が必要な装備品について、航空局が予備品証明の可否の判断を行うために申請者に提示を求める書類も掲げている。

なお、予備品証明を受けたものとみなされたもの、予備品証明を受けたもの、いずれの場合も、当該装備品が特定の航空機に装備可能かどうかは考慮されていないので、装備の際には注意（予備品証明タグの備考欄に条件等が記載される場合がある。）が必要である。装備しようとする航空機の部品表に記載されていない装備品を装備する場合には航空機として検査（修理改造検査等）を受ける必要がある。ただし、当該装備品がPMA部品であって、セキュラーNo. 3-009「PMA部品の取り扱い」に従う場合においては、この限りではない。

（注）修理品の予備品証明を受けるためには、航空機又は装備品等の設計者の指定する方法により作業されたものでなければならない。なお、設計者の指定する方法以外であって、米国FAA又はFAAから一定の権限を委任された者（Designated Engineering Representatives (DER) 等）が承認した修理設計データに基づく修理を、我が国の認定を受けていない者が実施した装備品については、予備品証明は行わない。また、米国FAAが承認した修理設計データに基づく修理を実施する際の手続の詳細については、セキュラーNo. 3-026「米国連邦航空局が承認した修理設計データの取り扱いについて」を参照すること。

3-1 国内で製造又は修理（若しくは改造）された装備品

装備品の区分	予備品証明 の要否	提示書類
(1) 装備品基準適合証 が添付されたもの	不要	—
(2) (1)以外の新規製造 品	必要	・型式承認の場合に準じる
(3) (1)以外の修理品	必要	・修理の作業記録 ・機能試験記録（実施した場合に限 る） ・修理者の作業能力、品質管理体制 が確認できる書類

3-2 輸入した装備品

装備品の区分	予備品証明 の要否	提示書類（予証不要の条件）
(1) 装備品基準適合証 が添付されたもの	不要	—
(2) 米国からの輸入品 (注4) (a) 新規製造品、 オーバーホール品、発動 機製造者によるリビ ット発動機（注5）	不要	（米国FAA若しくはその代理人又はPA Hが耐空性を証明又は確認し発行したF AA Form 8130-3のタグが添付されて いる場合）（注1）（注2）
(b) 修理品 (オーバーホール品を含 む)	必要	・PAH、FAA Repair Station (FAR 14 5)等が耐空性を確認し発行したFAA Form 8130-3のタグ ・作業記録又は作業内容の説明資料 (注3)

		<ul style="list-style-type: none"> ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）
(3) 欧州EASA加盟国からの輸入品（注4） (注) 欧州連合に加盟していないアイスランド、ノルウェー及びスイスからの輸入品を含む		
(a) 新規製造品	不要	(欧洲EASAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したEASA Form 1のタグが添付されている場合)（注1）
(b) 修理品 (オーバーホール品を含む)	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・欧洲EASAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したEASA Form 1のタグ ・作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）
(4) 加国（カナダ）からの輸入品 (a) 新規製造品 (注4)	不要	(加国TCCAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したTCCA Form Oneのタグが添付されている場合) (注1)
(b-1) 加国TCCAにより認定を受けた者が、加国TCCAによるJCABサプリメントの承認日以降に耐空性を確認した修理品（オーバーホールを含む）（注6）	不要	(加国TCCAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したTCCA Form Oneのタグが添付されている場合)
(b-2) 上記以外の	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・加国TCCAにより認定を受けた者が

修理品（オーバーホール品を含む）（注4）		耐空性を確認し発行したTCCA Form Oneのタグ ・作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）
(5) 伯国（ブラジル）からの輸入品（注4） (a) 新規製造品、 Newly Overhauled 品	不要	（伯国ANACにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したANAC Form F-100-12又はANAC Form SEGV00 003のタグが添付されている場合）（注1）
(b) 修理品 (オーバーホール品を含む)	必要	・伯国ANACにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したANAC Form SEGV00 003のタグ ・作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）

(b-2) 上記以外の修理品（オーバーホール品を含む。）（注4）	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・星国CAASにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したCAAS Form (AW) 95のタグ ・作業記録又は作業内容の説明資料（注3）作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）
(7) 英国からの輸入品（注4） (a) 新規製造品	不要	（英國CAAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したCAA Form 1のタグが添付されている場合）（注1）
(b) 修理品（オーバーホール品を含む）	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・英國CAAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したCAA Form 1のタグ ・作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）
(8-1) ロシアからの輸入品（カモフ社製Ka-32A11BCへ搭載されるもの）（注4） (a) 新規製造品	不要	（ロシアFATAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したFATA E-02のタグが添付されている場合）（注1）
(b) ロシアFATAにより認定を受けた者が耐空性を確認した修理品（オーバーホール品を含む。）	必要	（ロシアFATAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したFATA E-02のタグが添付されている場合）
(c) IAC-AR (The Aviat	必要	・IAC-ARにより認定を受けた者が耐空

ion Register of Interstate Aviation Committee) より認定を受けた者が耐空性を確認した新規製造品または修理品（オーバーホール品を含む。）		性を確認し発行したFC-5のタグ ・修理の場合は作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）
(8-2) 8-1以外のロシアからの輸入品	必要	・ロシアFATAにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したFATA E-02のタグまたはIAC-ARにより認定を受けた者が耐空性を確認し発行したC-5のタグ ・修理の場合は作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3）
(9) その他の国際民間航空条約の締約国たる外国からの輸入品 (a) 当該外国の証明のあるもの (b) 当該外国の証明のないもの (i) 当該外国の認定を受けている者が製造又は修理した場合	不要 必要	(当該外国が耐空性を証明し発行したタグが添付されている場合)（注1） ・当該者が装備品の耐空性を確認した際に発行する書類 ・修理の場合は作業記録又は作業内容の説明資料（注3） ・機能試験記録（実施した場合に限る。）（注3） ・当該者が認定を受けていることを証する書類 ・当該認定の基準及び手続の概要
(ii) (i)以外の場合	必要	・3-1(2)又は(3)の場合に準じる

なお、上表にて記載したタグについては、原則、装備品一点に対し一葉の原

本が添付されること。ただし、以下の場合にあっては、この限りではない。

- ①複数の装備品に対し一葉のタグしか発行されていない場合で、かつ、原本のタグを保管している者が、原本と相違ない写しであることを文面で証明（保管者の所属・氏名及び証明日を含む）している場合にあっては、当該証明及びタグの写しをもって原本とみなすことができる。
- ②タグが発行された時点で有効な輸出国当局の定める規則（例えば、米国の場合はFAA Order 8130.21）において、その取扱いが定められている場合にあっては、当該規則で規定された方法でよい。

また、予備品証明検査において、装備品等の修理又は改造の作業の実施後、航空機に取り付けて機能試験等を実施することが、装備品の設計者が指定する方法に含まれている場合であって、機上で要求される当該機能試験等以外の作業が全て完了していることを確認した場合には、予備品証明書の裏面等に、機上で要求される機能試験等を明記した上で予備品証明書を発行する。なお、当該装備品等が発動機又はプロペラの場合は、地上備え付け用航空日誌にも同様の事項を記載する。

（注1）ここでの「耐空性が証明又は確認された」とは、具体的には、承認された設計データへの適合及び安全に作動することの証明が行われていることを指す。Form が発行された時点において有効な各国の規則（例えば、米国の場合はFAA Order 8130.21）に従って発行されていること。そうでない場合は、予備品証明検査が必要となる。

（注2）米国からの新規製造品の場合、一般に発行者は米国FAAにより認定を受けた者（Production Approval Holder : PAH）又はPAHから「Direct Shipment Authorization」を受けたサプライヤーである。Form 8130-3の場合、Block4の発行者を確認し、PAHの番号が記載されていればPAHによるタグであることが判別できる。“Direct Shipment Authorization” の場合は、Block12のRemarks欄にその旨が記載される。

なお、耐空性を証明する又は確認するFAA Form 8130-3のタグが添付された場合に予備品証明が不要となるオーバーホール品は、設計者の指定する方法によりオーバーホール作業が実施されたものに限る。

（注3）外国当局が発行する耐空性を保証する様式のRemarks欄にAD、SB、CMM、SRM、AMM、Overhaul manual等の設計者の指定する作業基準が記述されている場合は、作業記録又は作業内容の説明資料及び機能試験記録の提示は不要である。ただし、その場合であっても、予備品証明検査の受検者は、実施された作業の概要及び機能試験の概要を説明できなければならない。

（注4）当該国から認定を受けた者（当該国に所在しない者も含む。）が製造、又は修理した装備品を含む。

(注5) 発動機製造者によるリビルト発動機以外のリビルト装備品については修理品として取り扱う。

(注6) 加国TCCAにより認定を受けている装備品修理改造認定事業場であって、航空局の特別要件を満たしたと承認された者及びその承認日は、「日本国国土交通省航空局とカナダ運輸省航空局間の整備に関する技術取決め」(Technical Arrangement for Maintenance: TA-M)に基づいて、ウェブサイト(<http://www.apps.tc.gc.ca/saf-sec-sur/2/CAS-SAC/aooah.aspx?lang=eng>)に公開されている。

(注7) 星国CAASにより認定を受けている装備品修理改造認定事業場であり、星国との技術取決め附録1の要件を満たすことを承認された事業者は、「シンガポール航空局と日本国国土交通省航空局との間の航空整備に関する技術取決め」(Technical Arrangement on Aviation Maintenance: TA-M)に基づいて、ウェブサイト(<https://www.caas.gov.sg/operations-safety/aircraft/maintenance-repair-overhaul>)に公開されている。なお、上記の承認された装備品修理改造認定事業場から発行されるCAAS Form (AW) 95のタグの備考欄には、CAAS AC 145-13に基づき“Released under the terms of the CAAS and JCAB TA-M”と記載される。

4. 発動機に取り付けられている予備品証明対象部品の取扱い

発動機に取り付けられている補機のうち予備品証明対象部品の予備品証明は、原則として発動機の予備品証明に含めて行うこととし、個々には行わない。したがって、予備品検査合格票(TCF-1-131-3)についても、発動機に対してのみ発行する。

この場合、当該発動機の「地上備え付け用発動機航空日誌」の「修理改造又は整備の実施記録」の頁に対象となった補機の名称、部品番号又は型式名及び製造番号を記入すること。

当該補機については、適正な保護及び取扱いが行われている場合に限り、その使用が認められている他の航空機に装備する際、新たに予備品証明を取得することなく使用できるものとする。ただし、この場合は、関係するすべての航空日誌にその経緯を明確にすること。

5. 予備品証明関係手続き

5-1 予備品証明申請書の記載要領及び申請書類の提出先

(1) 予備品証明申請書の記載要領

(a) 申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

申請の装備品を装備する予定の航空機の使用者を原則とするが、当該装備品の所有者等その代理人でもよい。

(b) 所有者氏名又は名称及び所有者住所

申請時点の当該装備品の所有者名及び所有者住所を記載する。

- (c) 装備品の種類又は名称、型式、製造番号及び製造者氏名又は名称
装備品に付されている銘板、検査を受検する際に提示する書類と整合するものでなければならない。
- (d) 検査希望場所及び検査希望時期
希望を記載してよいが、必ずしも希望どおりに検査を受けられない場合があるので、実際の実施場所及び時期については事前に担当検査官室と調整を行うこと。

(2) 予備品証明申請書類の提出先

- (a) 受検希望地が新潟、長野、静岡以東の場合

東京航空局保安部運用課検査乗員係

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎

TEL 03-5275-9325

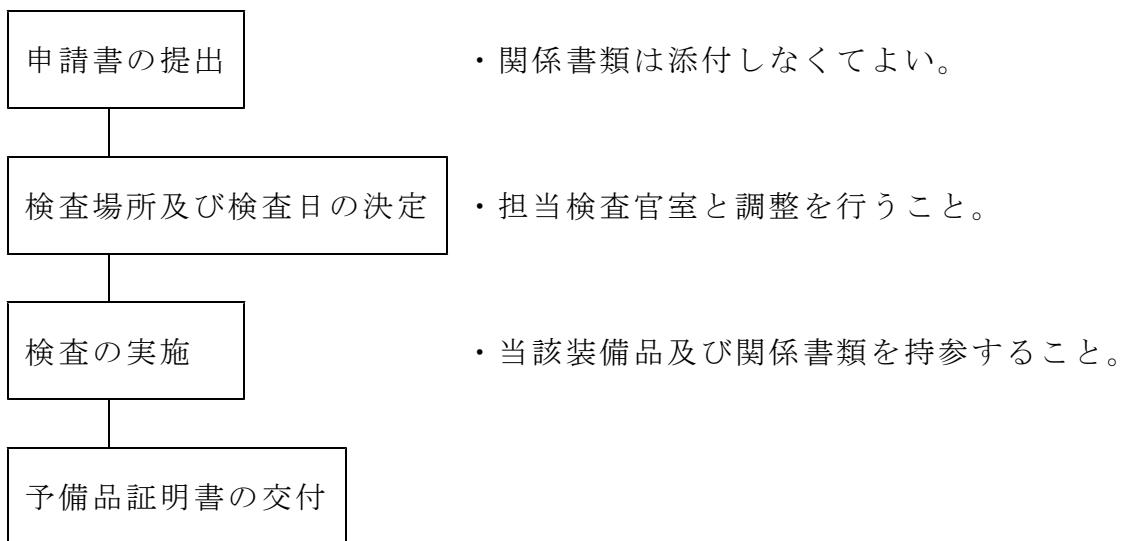
- (b) 受検希望地が富山、岐阜、愛知以西の場合

大阪航空局保安部運用課検査乗員係

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

TEL 06-6949-6235

5-2 申請書類の提出から検査、予備品証明書の交付までの流れ



6. 法改正に伴う経過措置

6-1 航空法の一部を改正する法律（平成8年法律第35号）による改正前の航空法（以下「旧法」という。）の規定によりなされた予備品証明

平成9年10月1日時点で有効な予備品証明を受けている装備品は、航空法の一部を改正する法律（平成8年法律第35号）による改正後の航空法（以下「新法」という。）の規定による予備品証明を受けたものとみなす。予備品証明書に記載されている有効期間及び型式限定は廃止されたものとして扱うことができる。

6-2 旧法の規定によりなされた装備品修理改造認定事業場の確認

平成9年10月1日時点で有効な確認が行われている装備品は、新法の規定により確認されたものとみなし、新法の規定による予備品証明を受けたものとみなす。確認票に記載されている有効期間及び型式限定は廃止されたものとして扱うことができる。

6-3 予備品証明を受けたものとみなされる輸入装備品

新法の規定により予備品証明を受けたものとみなされる輸入装備品は、平成9年10月1日以降に外国が証明又は該当する認定事業場が確認したものであって、それ以前に証明又は確認されたものは、予備品証明が必要である。

付録 V-1 タグ一覧表

ANAC Form F-100-12

Portaria ANAC 001/2012

Produto	Número Ident.
Este Certificado, emitido com base no artº 1º, §º 2º, do CTI de 2005, comprova que o produto abaixo descrito, cuja descrição consta na Especificação Técnica, nome e nº de série nº 11.002, fabricado em 27 de setembro de 2011, atende aos critérios estabelecidos na norma técnica que consta na referida Especificação, observando-se as exigências da legislação aplicável do Regulamento Brasileiro de Homologação, bem como os critérios específicos impostos pelo importador, à medida das exceções deles relacionadas. Este Certificado não extingue o compromisso de fornecimento entre o vendedor e o comprador e também não autoriza a operação da aeronave. Nesta Operação é de uso exclusivo da aeronave sob seu número de série, no local que foi fornecida, só para o vendedor, só para a aeronave e só para os passageiros.	Pode ser importado para o Brasil
Motor Fiatallis (número (série))	Nº do avião (série)
Motor (número série) Hidro Forro Específico Especifico	
Nº Série	

CERTIFICADO DE AERONAVEGABILIDADE PARA EXPORTAÇÃO

(Export Certificate of Airworthiness)

AGÊNCIA NACIONAL DE AVIAÇÃO CIVIL - BRASIL



(Certificante - Substituto, Certificação do Produto Aeronáutico
(Substituto, devidamente credenciado)

AGÊNCIA NACIONAL DE AVIAÇÃO CIVIL <small>(ANAC - NATIONAL AVIATION AUTHORITY)</small> CERTIFICADO DE LIBERAÇÃO AUTORIZADA (AUTHORIZED RELEASE CERTIFICATE) ETIQUETA DE APROVAÇÃO DE AERONAVEGABILIDADE (AIRWORTHINESS APPROVAL TAG) Formulário (Form) SEGV00 003		1. País (Country) BRASIL 2. Título (Title) 3. Certeza de que o avião é seguro para voar 4. Signatura (Signature) 5. Nome (Name) 6. Número da Peça (Part Number) 7. Data (Date) 8. Número da Peça (Part Number) 9. Padrão (Standard) 10. Quantidade (Quantity) 11. Hora e dia da liberação (Date) 12. Cabeçalho (Header) 13. Observações (Remarks)
PARA QUE VOCÊ ESTÁ FAZENDO AS DECLARAÇÕES DE INFORMAÇÃO DE INCLUIÇÃO DE PEÇAS NA TABELA DE VENDA (TABELA DE VENDA DE PEÇAS DA LINHA DE PRODUÇÃO DO AVIÃO).		
14. OBTÉVEI DAS COISAS (ITEMS) NA LISTA DEVERIFICAÇÃO (CHECKLIST) EM CONFORMIDADE COM: [Listar os itens da lista de verificação ou checklist]		
<p><input checked="" type="checkbox"/> Declaração do projeto aprovado e estabilizado em condição segura de operação</p> <p><input type="checkbox"/> (aplicável quando a certificação é concedida temporariamente)</p> <p><input type="checkbox"/> Declaração do projeto não aprovado especificada no bloco 13</p> <p>(Incluir o projeto aprovado que está no bloco 13)</p>		
15. Aeronave certificada na ANAC - Informações sobre a figura 10:		<p>16. <input checked="" type="checkbox"/> Relatório de voo (Flight Report) de acordo com REBN 43.9 <input type="checkbox"/> Outras regulamentações específicas (não bloco 13)</p> <p>(Incluir o relatório de voo feito de acordo com REBN 43.9)</p> <p>Confirma que a maioria das peças utilizadas no bloco 13 e instaladas no bloco 13 e documentadas no bloco 13 são fornecidas de acordo com o design original fornecido no bloco 13 e instaladas no bloco 13 de maneira segura e adequada para uso em serviço.</p> <p>(Outras 10% das peças instaladas no bloco 13 são fornecidas de acordo com o design original fornecido no bloco 13 e instaladas no bloco 13 mas aceitáveis em condições de uso em serviço por razões de fabricação - diferenças menores que não afetem a segurança de uso em serviço).</p>
17. Aeronave certificada na ANAC - Informações sobre a figura 10:		<p>18. NF Autorização da ANAC (Número da nota fiscal) <input type="checkbox"/> NF Autorização da ANAC (Número da nota fiscal)</p> <p>19. Prazo de Autorização para o uso (Period) <input type="checkbox"/> Prazo de Autorização para o uso (Period)</p>
20. Prazo de Autorização para o uso (Period)		<p>21. NF GRUPO FTA - Kombinat Werk <input type="checkbox"/> NF GRUPO FTA - Kombinat Werk</p>
22. Nome (Name)		<p>23. Observações (Remarks)</p>

* O MONTADOR DEVE FAZER A VERIFICAÇÃO DE GERAL DA AERONAVE ATENDENDO DIRETRIZES DAS DIFERENTES APlicações. NEM TODA VERIFICAÇÃO CHAMADA DE MONTADOR PODE SER FEITA.

RESPONSABILIDADE DO USUÁRIO / INSTALADOR

ESTE DOCUMENTO CONFIRMA QUE A MONTAGEM DA UNIDADE DE CONTROLE DE VIBRAÇÃO (VIBRO-CONTROLE) FOI REALIZADA DE FORMA CORRETA, DE ACORDO COM OS INSTRUÇÕES DE MONTAGEM DA UNIDADE DE CONTROLE DE VIBRAÇÃO (VIBRO-CONTROLE) DA AERONAVE, SEM APLICAÇÃO DE FORÇAS EXCESSIVAS, SEM DANOS AO MATERIAIS E SEM DANOS AO AVIÃO. A MONTAGEM DA UNIDADE DE CONTROLE DE VIBRAÇÃO (VIBRO-CONTROLE) FOI REALIZADA DE FORMA CORRETA, DE ACORDO COM OS INSTRUÇÕES DE MONTAGEM DA UNIDADE DE CONTROLE DE VIBRAÇÃO (VIBRO-CONTROLE) DA AERONAVE, SEM APLICAÇÃO DE FORÇAS EXCESSIVAS, SEM DANOS AO MATERIAIS E SEM DANOS AO AVIÃO. A MONTAGEM DA UNIDADE DE CONTROLE DE VIBRAÇÃO (VIBRO-CONTROLE) FOI REALIZADA DE FORMA CORRETA, DE ACORDO COM OS INSTRUÇÕES DE MONTAGEM DA UNIDADE DE CONTROLE DE VIBRAÇÃO (VIBRO-CONTROLE) DA AERONAVE, SEM APLICAÇÃO DE FORÇAS EXCESSIVAS, SEM DANOS AO MATERIAIS E SEM DANOS AO AVIÃO.

USER / INSPECTOR RESPONSIBILITY

IT IS HEREBY CERTIFIED THAT THE MONTAGE OF THE VIBRATION CONTROL UNIT (VIBRO-CONTROLLER) WAS PERFORMED ACCORDING TO THE INSTRUCTIONS FOR MONTAGE OF THE VIBRATION CONTROL UNIT (VIBRO-CONTROLLER) OF THE AIRCRAFT, WITHOUT EXCESSIVE FORCES, WITHOUT DAMAGE TO MATERIALS AND WITHOUT DAMAGE TO THE AIRCRAFT. THE MONTAGE OF THE VIBRATION CONTROL UNIT (VIBRO-CONTROLLER) WAS PERFORMED ACCORDING TO THE INSTRUCTIONS FOR MONTAGE OF THE VIBRATION CONTROL UNIT (VIBRO-CONTROLLER) OF THE AIRCRAFT, WITHOUT EXCESSIVE FORCES, WITHOUT DAMAGE TO MATERIALS AND WITHOUT DAMAGE TO THE AIRCRAFT. THE MONTAGE OF THE VIBRATION CONTROL UNIT (VIBRO-CONTROLLER) WAS PERFORMED ACCORDING TO THE INSTRUCTIONS FOR MONTAGE OF THE VIBRATION CONTROL UNIT (VIBRO-CONTROLLER) OF THE AIRCRAFT, WITHOUT EXCESSIVE FORCES, WITHOUT DAMAGE TO MATERIALS AND WITHOUT DAMAGE TO THE AIRCRAFT.

1. Approving Competent Authority/ Country CAA UK	2. AUTHORISED RELEASE CERTIFICATE CAA FORM 1	3. Form Tracking Number
4. Organisation Name and Address		5. Vessel Category/Classification
6. Item	7. Description	8. Port No.
		9. CCR
		10. Serial No.
11. Status/Work		
12. Remarks		
13a. Certificates that have been issued above were manufactured in conformity with:		14a. <input type="checkbox"/> Part 145 A, B, D, F, F1 or Service Certificates that where obtained, specified in Block 12, the work described in Block 11 and described in Part 12, were accomplished in accordance with Part 145 and in respect to their work that same are considered ready for release to service
13b. Authorised Signatory		14b. Authorised Signatory
13c. Approval/Authorisation Number		14c. Certificate Approval Ref. No
13d. Name		14d. Name
13e. Date Issued/Ministry/Year		14e. Date Issued/Ministry/Year
NOTIFICATION OF APPROVAL The undersigned does not acknowledge retaining authority to inspect the aircraft. Where the certifying organisation makes an application for an exemption to authority different from the undersigned authority specified in Block 1, it is essential that the undersigned advises that his/her organisation authority would stand by the undersigned authority specified in Block 1. Remainder is blank. The word '14g' will not contain relevant information in all cases except where the aircraft has been in compliance with the original regulations by the certifying authority.		

1. Уполномоченная организация / Орган, Approving Competent Authority / Country: Приемлемая / Правомочная / Россия		2. ТАКИЙ ЛЕТНОЙ ГОДНОСТЬ AUTORISED RELEASE CERTIFICATE Форма Е-02 Form E-02			3. Регистрационный №: Tracking Number: № _____	
4. Наименование / Краткое наименование Approved Organization Name and Address:					5. Контракт / Заказ / Номер Contract / Work order / Invoice:	
6. № Item:		7. Наименование/ Description:	8. Шифр (обозначение) Part number:	9. КоличествоН Quantity:	10. Регистрационный №: Serial Number:	11. Статус / Вид работ: Status / Work:
1						
2						
3						
4						
5						
6						
12. Дополнительные комментарии / Remarks:						
<p>13a. Указавшиеся в пункте 9(а) наименование (на) и описание (на) в соответствии с Соглашением о техническом сотрудничестве не соответствуют установленным в блоке 12 наименованием.</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 13b. Организации, имеющие в собственности и находящиеся в распоряжении у блокирующей администрации,</p> <p>Approved design data and not in a position for safe operation.</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 13c. Наименование таинственных организаций, производящих данное 12</p> <p>Наш/Нашим дизайн дано оговорено в блоке 12</p> <p>13d. История производственного контроля: serial Authorized Signature:</p> <p>13e. Серийный номер / Certificate Number:</p> <p>13f. Дата (месяц, год): Date (month, year):</p> <p>13g. Дата (месяц, год): Date (month, year):</p> <p>13h. Фамилия, имя, отчество: Name:</p>						

附則

1. 本サーキュラーは、平成12年2月1日から適用する。
2. 本サーキュラーにより、TCL-123A-1-93「耐空証明検査時及び修理改造検査時に必要な書類について」、TCM-50-004D-1-91「飛行規程の作成及び取扱要領」、TCM-21-002B-74「型式証明に必要な書類について」及びTCM-21-003「ライセンス契約に基づき製造される航空機の型式証明に必要な書類について」は廃止する。

附則（平成12年7月25日）

1. 本サーキュラーは、平成12年7月25日から適用する。ただし、付録I-2の運用様式限界に係る改正については、次回の飛行規程の改訂時又は本改正の適用日から一年を経過した日のいずれか遅い時期までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成12年11月29日）

1. 本サーキュラーは、平成12年11月29日から適用する。

附則（平成13年 1月29日）

1. 本サーキュラーは、平成13年 1月29日から適用する。

附則（平成13年10月10日）－TCDによる飛行規程改訂関連の改正

1. 本サーキュラーは、平成13年11月1日から適用する。

附則（平成16年6月30日）－追加型式設計変更届出関連の改正

1. 本サーキュラーは、平成16年6月30日から適用する。

附則（平成17年3月17日）－輸入装備品に係る予備品証明関連の改正

1. 本サーキュラーは、平成17年3月17日から適用する。

附則（平成17年9月30日）－国産航空機等及び設計検査認定事業場に係る型式証明関連の改正

1. 本サーキュラーは、平成17年10月1日から適用する。

附則（平成17年11月9日）－国際民間航空機関の騒音に関する標準書式関連の改正

1. 本サーキュラーは、平成17年11月9日から適用する。

附則（平成18年12月28日）－耐空証明関係手続きに関する改正

1. 本サーキュラーは、平成19年1月1日から適用する。

附則（平成19年3月28日）－修理改造検査の対象範囲に関する改正

1. 本サーキュラーは、平成19年3月30日から適用する。

附則（平成20年10月31日）－輸入装備品に係る予備品証明関連の改正

1. 本サーキュラーは、平成20年10月31日から適用する。

附則（平成22年7月15日）－航空機の騒音及び発動機の排出物に関する改正

1. 本サーキュラーは、平成22年7月15日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成24年3月26日）－米国とのBASA IPA及びEASAとのWA締結に伴う改正

1. 本サーキュラーは、平成24年3月26日から適用する。

附則（平成24年3月30日）

1. 本サーキュラーは、平成24年3月30日から適用する。

附則（平成29年12月20日）

1. 本サーキュラーは、平成29年12月31日から適用する。

附則（平成30年1月26日）

1. 本サーキュラーは、平成30年2月3日から適用する。

附則（平成30年11月29日）

1. 本サーキュラーは、平成30年11月29日から適用する。

ただし、第I部 付録 I-2 4-2 に係る改正については、本サーキュラーの施行の際、現に国産航空機の型式証明飛行規程について、日本語と英語の飛行規程がそれぞれ承認されている場合には、なお従前の例によることができる。

附則（平成31年3月28日）

1. 本サーキュラーは、平成31年3月28日から適用する。

附則（令和元年6月28日）

1. 本サーキュラーは、令和元年7月1日から適用する。

附則（令和元年12月13日）

1. 本サーキュラーは、令和元年12月13日から適用する。ただし、不揮発性粒子状物質の基準及び二酸化炭素の基準の適用を受けない場合にあっては、令和元年12月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（令和2年3月30日）

1. 本サーキュラーは、令和2年5月11日から適用する。

附則（令和2年6月17日）

1. 本サーキュラーは、令和2年6月18日から適用する。
2. 本サーキュラー施行前に現に追加型式設計の承認を受けている場合における第Ⅲ部4-1(a)項の規定の適用については、なお従前の例による。
3. 本サーキュラーにより、TCL-164-98「型式証明を受けていない型式の航空機に対し行う設計の一部の変更の承認について」は廃止する。
4. 本サーキュラー施行前にTCL-164-98に基づく型式証明を受けていない型式の航空機に対し行う設計の一部の変更の承認を受けた設計は、修理改造設計の承認を受けたものとみなす。
5. 本サーキュラー施行前にTCL-164-98に基づき発行された承認書は、修理改造設計承認書とみなす。
6. 本サーキュラー施行前にTCL-164-98に基づく型式証明を受けていない型式の航空機に対し行う設計の一部の変更の承認に関する飛行規程に係る承認書は、修改設計飛行規程に係る承認書とみなす。
7. 本サーキュラーにより、サーキュラーNo. 4-016「航空運送事業者が発行する技術指令等の取扱いについて」は廃止する。
8. 本サーキュラー施行の際、既に承認を受けている技術指令等については、承認を受けた航空運送事業者がその運航する航空機、装備品等に係る修理、改造等を行うに際し、修理改造設計の承認を受けたものとみなす。

附則（令和2年12月24日）

1. 本サーキュラーは、令和3年1月1日から適用する。

附則（令和3年3月31日）

1. 本サーキュラーは、令和3年3月31日から適用する。

附則（令和3年6月10日）

1. 本サーキュラーは、令和3年6月10日から適用する。ただし、英國CAAにより認定を受けた事業場が耐空性を確認し発行したCAA Form 1のタグについては、令和3年1月1日以降に発行されたものを有効とみなす。また、ロシアFATAにより認定を受けた事業場が耐空性を確認し発行したFATA E-02のタグについては、令和2年11月30日以降に発行されたものを有効とみなす。

本サーキュラーに関する質問・意見については、下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課 航空機検査官
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8735

FAX 03-5253-1661